

履修案内

令和7年度(2025年度)入学生用

鳥取大学農学部

目 次

農学部について

1. 卒業認定・学位授与の方針	1
2. 教育課程編成・実施の方針	2
3. 附属施設	3

学部共通履修案内

1. 学年と学期	5
2. 単位制	5
3. 授業	6
4. 気象警報発令時の授業及び定期試験	7
5. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱い	8
6. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱いについて	9
7. 試験	9
8. 成績評価に対する疑義申立て	11
9. 留学制度	12
10. 聴講生・科目等履修生・研究生の受入	12

生命環境農学科履修案内

1. 4つの教育コース	13
2. 卒業要件	16
3. コース分属	17
4. 教育課程授業科目の履修	18
5. 教育課程外授業科目の履修	19
6. 資格等	20
7. 教育課程表	21

共同獣医学科履修案内

1. 学科の構成及び授業の概要	39
2. 卒業要件	41
3. 進級要件	42
4. 履修方法の概要	42
5. 教育課程表	43

学生支援体制・教員組織表

1. 令和7年度入学生学級教員	47
2. 生命環境農学科コース担当教員表	48
3. 農学部教員名簿(組織表)	49
4. ハラスメント防止及び学生相談	52
付. 鳥取大学乾燥地研究センター(共同利用・共同研究拠点)	55

規則集

鳥取大学農学部規則	57
鳥取大学全学共通科目履修規則	59
鳥取大学農学部履修規程	61
鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規	62
鳥取大学農学部学生交流実施細則	64
鳥取大学農学部聴講生及び科目等履修生規程	66
農学部における専門科目及び専門教育科目の成績評価に関する申合せ	67
生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項	68
生命環境農学科コース分属要項	69
生命環境農学科転コース要項	71
共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項	72
教育職員免許状関係授業科目履修要項	74
食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格関係授業科目履修要項	81
食の6次産業化プロデューサー資格の認定申請に係る授業科目履修要項	83
自然再生土補資格関係授業科目履修要項	84
樹木医補資格関係授業科目履修要項	85
農業 DX 人材養成プログラム(学修証明プログラム)修了申請に係る授業科目履修要項	86
鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	87

その他

農学部建物配置図	93
地域学部建物配置図	103

農学部について

1. 卒業認定・学位授与の方針

鳥取大学は、大学の教育目的を踏まえ、学生が各学部・学科等の教育課程を修め、所定の単位を修得して卒業要件を満たし、次に掲げる能力を身につけたときに学位(学士)を授与します。

1. 文化、社会、自然に関する幅広い知識や各専門分野に関する深い知識を有し、これを理解するとともに、知識獲得のための方法と技能を有している。
2. 論理的思考力、的確な判断力、創造的表現力に基づき様々な諸課題を探究し解決を志向できる。
3. 地域・国際社会での将来の活動に興味・関心を持ち、主体的・継続的に学び、自らの人生を豊かにする生涯学習力を有している。
4. 健全な倫理観を有し、豊かなコミュニケーションをもとに他者と協働し実践する力を身につけている。

【農学部】

農学部は、大学の卒業認定・学位授与方針に加え、学生が各学科における学修と経験を通じて、次の要件を満たしたときに「学士(農学)」または「学士(獣医学)」の学位を授与します。

【生命環境農学科】

生命環境農学科は、大学の卒業認定・学位授与方針で示した能力、農学の基礎と応用に関する共通的能力に加え、以下のいずれかの専門的な能力を身につけることを学位授与の要件とします。

1. 乾燥地を中心とした開発途上国における環境問題の解決や持続可能な農業農村開発に関する深い知識と技能を有している。
2. 里地里山における環境と資源の適切な管理、それらを活用した地域経済振興に関する深い知識と技能を有している。
3. 持続性のある農業生産に資するための、生物資源の発掘と育種、高度利用に関する深い知識と技能を有している。
4. 食料・健康・環境等の諸問題を解決するために、化学の視点から生命の本質を理解し、生物資源や食品機能の利用に関する深い知識と技能を有している。

【共同獣医学科】

共同獣医学科は、大学の卒業認定・学位授与方針に加え、岐阜大学・鳥取大学共同獣医学科に6年以上在学し、卒業に必要な単位を修得することが、学位授与の要件です。また、これにより獣医師国家試験の受験資格が与えられます。共同獣医学科の課程を修了することにより、以下に掲げる能力を身につけた人材の輩出を目指します。

1. 伴侶動物、産業動物、実験動物、野生動物の健康の維持に関する幅広い知識と技能を有する人材
2. 口蹄疫のような大規模家畜伝染病の突発的な発生などに際しても対応できる問題解決能力を有する人材
3. 未知の疾患や難治疾患に接した際などにも対応策を探し出すことができる科学的・論理的思考力を有する人材
4. 災害などに際して動物の健康維持のみならず公衆衛生業務にも迅速に携わることができる実践的行動力を有する人材
5. コミュニケーションスキルが高く、動物の所有者との信頼構築や衛生行政の円滑な遂行などに必要な社会性と獣医学関連海外事情を積極的に収集できる国際性に優れた人材
6. 食の安全・安心や家畜感染症及び人獣共通感染症などのリスクマネジメント能力を有する人材
7. 国際獣疫事務局(OIE)のミニマム・コンピテンシーに記載されている多様化、高度化、国際化しつつある獣医学に対する社会的要請に対応し、公共獣医事(Veterinary Service)を担うことができる人材

2. 教育課程編成・実施の方針

鳥取大学は、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、各学部・学科等において体系的な教育課程を編成し、実施します。

1. 教育課程・教育内容

- ・社会の中核となり得る教養豊かな人間育成のため、教養科目・外国語科目・健康スポーツ科目からなる全学的な共通科目と、特定分野の知識と技能を身につける専門科目との融合を図ります。
- ・課題解決能力や社会的実践力を形成するため、理論的探究と実践的探究を促し、これらを統合する科目を設け、知と実践を融合する教育課程を編成します。
- ・入学後の学修を主体的に行うことができ、かつ、学習動機を明確化できるよう、初年次教育を充実します。
- ・自律的な生涯学習力を育成するため、キャリア形成に関わる教育を推進します。

2. 教育方法

- ・健全な倫理観を有し、豊かなコミュニケーションをもとに他者と協働して実践する能力を形成するために、対話型・参加型教育の展開に努めます。

3. 学修成果の評価

- ・各学部の定める成績評価基準に基づき、試験、レポート等により学修成果を厳格に評価します。
- ・学修成果の可視化に努め、教育課程を検証します。

【農学部】

農学部は、大学の教育課程編成・実施の方針に加え、動植物のいのちを育む力、守る力、探究する力を養う教育を実践します。そのために各学科の「専門科目」または「専門教育科目」を通じて、基礎的専門知識と課題探究能力を備え、実践力のある人材を育成出来る様な教育課程を編成し、実施します。

【生命環境農学科】

生命環境農学科は、大学の教育課程編成・実施・評価の方針に従うとともに、卒業認定・学位授与の方針で示した能力を修得するために、以下の体系的な教育課程を編成し、実施します。

○教育課程の編成の方針

専門教育においては、専門科目を学科共通専門科目とコース専門科目に区分し、段階的に導入から応用、探究へとつながるカリキュラムを構成します。

学科共通専門科目では、基礎科目と発展科目を設け、農学を学修する上で必要となる専門知識の導入を図ります。さらに、農学を幅広くより深く理解するための探究科目を設定します。

コース専門科目では、基幹科目と展開科目を設け、各コースで求める能力を達成するために、応用と専門的技能の修得を図ります。

○教育・学修方法に関する方針

農学における課題解決能力や社会的実践力を修得するために、理論中心の講義、対話型・参加型形式を含む実践中心の演習、実験を有機的に連携させ、DPで示した能力を修得できる教育を行います。

○学修成果の評価の方針

学部の定める成績評価基準に基づき、試験、レポート等により農学における学修成果の到達度を厳格に評価します。

農学における学修成果の可視化に努め、教育課程を検証します。

【共同獣医学科】

共同獣医学科は、大学の教育課程編成・実施の方針に加え、動物の健康の増進、公衆衛生の向上、人間社会や環境における健全性の維持に貢献できる、あらゆる命の専門家の育成が教育上の理念で

す。

そのため、日本だけでなく国際社会をリードする者に不可欠な教養教育を基盤に、動物に関わる総合的・実践的かつ高度な獣医学教育を展開します。

1. 一般教養科目

人として、さらに獣医師として必要な自然科学の基盤、社会的規範及び国際性など、多様な領域について学問的関心を持ち、幅広い総合的な判断力を培い、かつ豊かな人間性を涵養することを目的とする教育を実施します。

また、獣医学専門教育を開始する準備として、少人数を対象とした個別指導教育の実施や獣医学の多様性と獣医師の社会的役割を概説します。

2. 専門教育科目

齊一教育科目群と専修教育科目群から構成されます。前者は、獣医学モデル・コア・カリキュラムに準拠した科目について、多様化する獣医師の職務を遂行する上で必要な知識・技能に関する教育を実施します。専修教育科目群は、実践的体験学習（インターンシップ）、卒業研究及びアドバンス科目（選択科目）等からなり、問題解決力、課題探究力、論理的思考力、プレゼンテーション能力、英語活用能力及び実践的行動力を養います。

3. 学習成果の評価方針

学修成果の評価については鳥取大学単位認定規則に則り実施します。また、各科目のシラバスに記載された成績評価方法と基準及び学部の定める成績評価基準などに基づき、授業目標への達成度により評価します。

3. 附属施設

(1) 附属フィールドサイエンスセンター

本センターは、実際の農地や森林でのフィールド実習教育や農学部の教員・学生が行うフィールド研究の場として活用されています。さらに農学部におけるフィールド科学の情報発信基地としての機能を担っており、フィールド教育部門、フィールド活用部門、森林管理部門の3部門からなります。施設は2つの農場（湖山、大塚）と4つの教育研究林（蒜山、伯耆、三朝、湖山）を有しています。学生は、農場では実習を通して多くの作物に携わることで、農業の基本技術と高度な栽培技術を身に付けることができます。教育研究林では、座学で得た森林の生態・保全に関する知識を現場で生かし、体得する里山森林実習等を実施しています。研究活動では、2つの農場を活用しながら、中山間地が抱える問題の解決、地域特産物の栽培技術の伝承、および農作業の軽労化など、現場での要望に応える研究を実践しています。また教育研究林では、天然更新、森林生態系の保全、流木遺体の移動、木材組織、樹木生理など、研究の場として活用しています。地域貢献では、地域の子供達を対象としたあぐりスクールや森林教室などを実施しています。蒜山の森には、講義室やプロジェクターを備え、最大 60 名程度宿泊できる施設があり、実習で利用される他に、研修や他機関の研究者にも利用されています。

(2) 附属菌類きのこ遺伝資源研究センター

「菌類きのこ」は、分解者として自然生態系の維持に大きく寄与するとともに、共生者として植物の成長促進やストレス耐性の付与、医薬品となり得る生理活性物質の生産など、その多様な機能が注目されています。そこで、「菌類きのこ」に関する高レベルで特色のある体系的な教育と研究を進め、菌類資源を活用できる人材の育成を図るとともに、産業の活性化や新産業の創出を目的として、本センターが設立されました。

本センターは現在5部門で構成されています。遺伝資源多様性研究部門は、菌類の種多様性および遺伝的多様性に関する研究を行うとともに、遺伝資源であるきのこ類菌株の収集および分離源標本の登録・管理を行っています。遺伝資源評価保存研究部門は、菌株の分類・同定と保存に関する研究、遺伝

資源のデータベース構築と菌株の品質管理・保存・分譲・寄託に関わる業務を行っています。有用きのこ栽培研究部門は、有用きのこの人工栽培に関する研究・業務を、新機能開発研究部門は、きのこ由来成分からの動植物、微生物に作用する機能性物質の探索とその作用メカニズムに関する研究・業務を、物質活用研究部門は、きのこ由来成分の抽出、精製、および、生理活性物質の構造解析に関する研究・業務を行っています。

(3) 附属動物医療センター

本センターは一般に開放された動物の診療施設です。病気になった動物を治療することはもちろんですが、動物の病気予防、健康や病気に関する相談を実施するとともに、共同獣医学科に入学した学生が実際の診療、手術を見学し、記録された動物のデータ(身体検査成績、血液などの検査成績、レントゲン画像、超音波画像)を用いた臨床教育も実施しています。実際には共同獣医学科5年生から総合参加型臨床実習として各診療科をまわり、授業で受けた内容について、実際の症例が診療されて行く過程を実践的に学びます。

診療科としては内科、外科、産科、画像診断科、腫瘍科、循環器科、眼科、産業動物科、神経科、皮膚科、検査科があります。診療は臨床経験豊富な教員が当たり、動物看護師、臨床を専攻する大学院生(獣医師)、臨床専攻学生と協力して、動物の命を守るための最高の技術を提供しています。

大型の機器としては、MRI装置、CT装置、X線診断装置、移動式X線診断装置、X線照射装置、内視鏡装置、心音心電計、カラードップラー超音波診断装置、腹腔鏡手術装置、膀胱鏡、さらに各種分析機器などが設置されています。

また、獣医学は日進月歩であり、獣医師には生涯教育が必要になります。本センターは、一般開業獣医師等を対象とした卒後教育として、獣医師会や農業共済組合などと連携しながら活動しています。教員は、卒後教育講演会等において講師、アドバイザーとして活躍しています。

(4) 附属共同獣医学教育開発推進センター

共同獣医学科における獣医学教育を担当する鳥取大学と岐阜大学の教員による効率的・効果的な獣医学教育法の開発・実施・評価を推進する目的で本センターは設置されました。遠隔教育システムや、e-learningなどのIT活用による遠隔地間授業の推進のほか、効果的な教材(標本、写真、動画などのコンテンツなど)を供給し、両大学の教員間・学生間の意思疎通を図り、学生に対して獣医師に必要な知識・技術並びに人間力の養成につながるプログラムを開発します。あわせて教員の自己評価、学生による授業評価、第3者評価を含む教育評価を実施し、それらの検証結果を授業プログラムへフィードバックすることによって、教育組織全体にわたって効率・効果的な共同獣医学教育を推進します。

《関連施設》鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター

鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターは、農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターを前身とし、国内唯一の鳥由来感染症に特化した研究センターとして2025年度に設置されました。高病原性鳥インフルエンザや抗菌薬耐性菌など、鳥類を介し地球規模で拡大する感染症の問題を解決するため、既存の病態学、疾病管理学、分子疫学の3研究部門に加え、鳥類を中心とした野生動物の生態研究を専門とする環境生態学研究部門、地球規模で拡大する鳥由来感染症の国際共同研究を推進する海外病研究部門および研究力強化戦略室を新設しました。特に新たなパンデミックとして危惧される高病原性鳥インフルエンザについては、各部門が連携し、ウイルスの早期発見や起源解明のための分子疫学、哺乳動物に対する病原性評価、農場でのウイルス侵入経路解明やワクチン開発など、地元鳥取県や関係省庁とも連携し、疾病制御のための実践的研究を推進しています。

学部共通

履修案内

ここで記載している「履修案内」は生命環境農学科と共同獣医学科共通の内容です。学科固有の事項については、それぞれの学科の項に記載してありますので、そちらも併せて読んでください。また、以下に記載してあることは巻末の規則集より重要事項を抜粋したものです。詳細は規則集を見てください。

1. 学年と学期

学年は、前期と後期の 2 学期(セメスター)に分かれ、定期試験期間を含め各学期を 16 週としています。前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとなっています。また、各学期を前半及び後半に分けて、前期の前半を第 1 クォーター、後半を第 2 クォーター、後期の前半を第 3 クォーター、後半を第 4 クォーターとしています。詳細は毎年の学年暦で決めています。

2. 単位制

単位制とは、授業科目を所定の時間履修し、試験に合格することによって、それぞれの授業科目に付与されている単位を修得していくことです。その単位の合計が一定の要件(生命環境農学科は 124 単位以上、共同獣医学科は 183 単位以上)を満たした学生に対して卒業が認定されます。

1 単位は、授業時間と学生の自習時間(授業時間外自己学修)とを合わせて 1 回 3 時間、1 学期 15 回、合計 45 時間の学修活動をいいます。授業は形態により、次のように定められています。

授業の形態	授業時間	自習時間	合計
講義	毎回 1 時間 (1 期 15 時間)	毎回 2 時間 (1 期 30 時間)	毎回 3 時間 (1 期 45 時間)
演習および全学共通科目の実技	毎回 2 時間 (1 期 30 時間)	毎回 1 時間 (1 期 15 時間)	
実験、実習および実技 (全学共通科目の実技を除く)	毎回 3 時間 (1 期 45 時間)	毎回 0 時間 (1 期 0 時間)	

(授業時間数は 45 分を 1 時間と換算しています。90 分授業＝授業時間数 2 時間)

授業科目は、クォーター科目、セメスター科目、通年科目に区分されます。クォーター科目は 8 週、セメスター科目は 16 週、通年科目は 32 週をもって終了します(試験期間を含む)。また、卒業研究のように学修の成果を評価して単位が与えられる授業もあります。各授業科目の単位数は教育課程表(生命環境農学科:p.21～37、共同獣医学科:p.43～45)に示されています。

3. 授業

(1) 授業時間

月曜日から金曜日まで1時限から5時限まで授業が行われます。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00

(2) 授業科目

授業科目には、生命環境農学科は全学共通科目(入門科目, 教養科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目)と専門科目(学科共通専門科目, コース専門科目)が、共同獣医学科は一般教養科目(大学教育導入科目群, 人文・社会科学科目群, 自然科学科目群, 複合領域科目群, 外国語科目群)と専門教育科目(齊一教育科目群・専修教育科目群)があります。全学共通科目・一般教養科目の履修方法については別冊子の「全学共通科目履修案内」を見てください。また、授業科目は3つに分類され、各学科および教育コースで定められています。

分 類	解 説
必 修 科 目	卒業するまでに必ず単位を修得しなければならない科目。
選 択 科 目	各教育課程表に特定された科目のうちから自由に選んで履修できる科目。
その他の科目	単位修得をしても卒業に必要な単位に充当できない科目。教職科目もこれに含まれる。自由単位とも呼ぶ。

(3) 履修登録

履修登録とは、授業科目について履修する(授業を受ける)ことの意味表示をすることです。指定された期間内に所定の方法で手続きをしてください。履修の注意事項などは学科の項に記載してある内容を見てください。また、掲示等により通知することもありますので、学部掲示板は毎日確認してください。

履修科目の選択については、各自の学修計画に基づき、過剰履修をしないように慎重に行ってください。一度履修登録した科目は、履修登録期間内であれば取消・変更が可能です。履修登録期間終了後の取消・変更はできません。

なお、生命環境農学科では授業時間外自己学修時間を確保するために各クォーターで履修登録可能な単位数に上限が設けられており(CAP 制)、原則として全学共通科目、専門科目をあわせて12単位までとなっています(集中講義は除く)。ただし、4年次以降に履修する科目はすべてCAP制の対象外となります。

(4) 授業出席の重要性

授業科目の出席数が授業時間数の5分の4に満たない場合は、単位が認定されません。ただし、下記の特別の事情を届け出て認められた場合は、5分の3以上の出席でも単位が認定されることがあります。

(5) 授業欠席届および長期欠席届

特別の事情(負傷又は疾病, 交通事故, 天災その他の非常災害, 忌引, 課外活動(次の場合に限りま), 教育実習又は介護等体験)のため授業に出席できない場合は、原則として授業実施から2週間

以内に授業欠席届を授業担当教員へ提出しなければなりません。

課外活動の場合

- ・ 国際大会
- ・ 全国大会(種目別大会, コンクール, 展覧会・演奏会を含む。)
- ・ 地区大会(県内大会は除く。)(種目別大会, コンクール, 展覧会・演奏会を含む。)

なお, 8日以上連続して授業に出席できない場合は, 診断書等の証明書類を添えて, 併せて長期欠席届を教務係に提出してください。

(6)休講

担当教員の公務, 出張, 病気などによって授業が行えなくなり, やむを得ず休講となる場合があります。休講については, 学部掲示板によって連絡しますので, 確認してください。

休講の掲示がなく 30 分経過しても授業が行われない場合は, 教務係まで問い合わせをしてください。

(7)補講

補講は授業の進度・休講を補う授業として行われます。補講が行われる場合には, 掲示板で通知しますので, 日時・講義室などを確かめて受講してください。

4. 気象警報発令時の授業及び定期試験

1)授業等の取扱い

- (1)特別警報(波浪特別警報を除く。)が, 鳥取市北部(米子キャンパスにあつては米子市)に午前7時時点で発令されている場合は午前(1時限及び2時限)の授業等を休講とし, 午前11時時点で発令されている場合は午後(3時限, 4時限及び5時限)の授業等を休講とする。
- (2)警報(暴風, 大雨, 洪水, 大雪, 暴風雪)が, 鳥取市北部(米子キャンパスにあつては米子市)に発令されており, かつ, 公共交通機関(鳥取駅, 米子キャンパスにあつては米子駅発着のJR)が運休している場合には, 教育担当理事(米子キャンパスにあつては医学部長)が実際の天候等を考慮の上, 午前(1時限及び2時限)の授業等は午前7時, 午後(3時限, 4時限及び5時限)の授業等は午前11時を目途に, 授業等の実施の可否を判断する。
- (3)上記以外で特に安全確保が必要と認められる場合は, 授業等を休講とする。
- (4)休講に伴う補講は, 原則として各学期に設定する予備日に実施するものとする。ただし, オンライン方式により補講を実施する場合はこの限りではない。

2)周知の方法

- (1)特別警報の場合, 原則, 周知は行わない。
- (2)警報の場合, 次のとおりとする。

- 1)学務支援システムの掲示板又は鳥取大学ホームページのお知らせ欄に次のとおり掲載する。

午前の授業	午前 7時30分までに掲載
午後の授業	午前11時30分までに掲載

- 2)学生部から各学部へ連絡し, 各学部は掲示等により周知する。
- 3)非常勤講師については, 必要に応じて各学部及び学生部からメール及び電話等により速やかに周知する。

3)悪天候により通学困難な場合の取扱い

授業等を休講しない場合において, 公共交通機関が運休する等のやむをえない事情により学生が授業等を欠席又は遅刻した場合は, 授業担当教員は当該学生に対し, 不利益を与えないよう配慮するものとする。

5. 学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱い

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第19条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとします。該当する学生は、まず所属学部教務係へ連絡をした上で、医師の指示に従い、治療に専念してください。なお、回復して授業に出席する場合には、「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症届出書」に医師の診断書(出席停止期間が明記されたもの)若しくは本学所定の治癒証明書を添えて、所属学部教務係へ提出してください。

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、担当教員に直接確認してください。

○学校保健安全法施行規則に定める感染症等の種類と出席停止期間

分類	病名	出席停止の基準	
第 1 種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群(SARS)，中東呼吸器症候群(MERS)，急性灰白髄炎(ポリオ)，特定鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで	
	インフルエンザ	発症後 5 日，かつ，解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで	
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで，または，5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し，かつ，全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し，かつ，症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型:肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型:出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止，治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止，治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止，全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し，全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル，櫛，ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール，入浴は避ける)

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

*出席停止期間の基準は上記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従ってください。

*感染を防止するため、出席停止期間中は、友人等との接触は避けてください。

6. 学生が骨髄移植に伴う骨髄提供等により授業に出席できない場合の取扱いについて

本学学生が、骨髄移植に伴う骨髄提供等のため欠席するときは、その都度、「骨髄移植に伴う骨髄提供等による欠席届」に公益財団法人日本骨髄バンクの発行する証明書を添えて、農学部教務係に提出してください。骨髄移植に伴う骨髄提供等のため出席できなかった授業については、履修上不利とならないよう配慮しますので、授業担当教員に直接確認してください。

詳細は、事前に農学部教務係に確認してください。

7. 試験

履修登録し、単位修得を希望する科目については定期試験を受けなければなりません。ただし、開講期間の途中に行われたり、試験は実施しないで平常の成績で評価する場合があります。各科目の試験方法については、シラバスに記載(学務支援システムで公開)してありますので確認してください。

(1) 定期試験

通常、前期及び後期または第1クォーターから第4クォーターまでの各クォーターの授業終了後、実施する試験です。所定の時期に試験期間が設けられ、その1週間前に時間割が発表されます。

(2) 追試験

負傷又は疾病、交通事故、天災その他の非常災害、忌引、その他の特別な事情で試験を受験できなかった場合は、追試験を受けることができます。追試験を受けようとする場合には、当該試験終了後1週間以内に、追試験願に必要な書類を添えて、教務係に提出してください。必要な書類についての詳細は、巻末の規則集「鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規」を見てください。

(3) 再試験

生命環境農学科と共同獣医学科では再試験に関する規程が異なります。詳細は巻末の規則集「鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規」及び「共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項」を見てください。

(4)試験時における注意事項

受験心得について

1. 履修登録した科目以外は受験できない。
2. 試験室においては、静粛にし、試験監督者の指示に従うこと。
3. 特に指定された場合を除き、3人用机には両端に、2人用机には1人着席のこと。4人用以上の机には1人分の間をおくこと。
4. 受験時には学生証を持参し、必ず机の上に置くこと。
忘れた場合は、所属学部教務係に申し出て、仮身分証明書の交付を受け、必ず机の上に置くこと又は試験監督者に申し出て指示を受けること。
5. 机の上には、筆記用具、消しゴム、時計(計時機能だけのものに限る)以外の携行品を置くことはできない。筆箱等は、かばん等に入れて、足下に置くこと。
ただし、持ち込みが許可されているものについては、この限りではない。
6. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切り、かばん等に入れて足下に置くこと。
7. 試験時間中の物品の貸借は認めない。
8. 試験開始時刻に遅れた者は、監督者に申し出て指示を受けること。
9. 監督者から特別の指示がある場合を除き、原則として、試験開始後 30 分を経過しなければ退室を認めない。
10. 質問がある場合及び体調不良等やむを得ない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

答案記入上の注意事項について

1. 答案は、鉛筆、シャープペンシル、ボールペン又は万年筆で記入すること。
2. 学生番号、氏名等の必要事項は必ず記入すること。
3. 配布された答案用紙に解答を書ききれない場合は、手を挙げて監督者の指示に従うこと。

不正行為について

不正行為があると認められた者に対しては、当該期のすべての単位は認められない。

また、履修登録したものであるので、GPA 算出の履修登録単位数に算入する。

※当該期とは、第1及び第2クォーター(前期)又は第3及び第4クォーター(後期)を指す。

(5) 学業成績

1) 成績の評価

成績は 100 点満点で採点され、60 点以上が合格となります。また、農学部で指定する一部の科目については合格、不合格で判定します。試験に合格と判定された授業科目はいかなる理由があっても取り消しは行われません。

成績の表記

S	90 点以上	合 格
A	80～89 点	
B	70～79 点	
C	60～69 点	
F	59 点以下	不 合 格
P	合 格(合格・不合格で判定する科目)	
F	不 合 格(合格・不合格で判定する科目)	
E	不履修	

2) GPA (Grade Point Average) 制度

GPA 制度とは、学業成績を総合的に数値化したもので、次の事項などに利用しています。

履修指導

生命環境農学科のコース分属

鳥取大学優秀学生育成奨学金受給者の選考

鳥取大学成績優秀学生表彰の選考

授業料免除有資格者の判定

奨学生出願有資格者の判定

算出方法

成績の評価ごとに数値(GP)を与え(S:4.0 点, A:3.0 点, B:2.0 点, C:1.0 点, F:0 点), 学生個々の履修科目の GP にその単位数をかけ、総和を履修登録単位数で除して算出します。詳しくは、全学共通科目履修案内を見てください。

なお、農学部の場合、原則として、可否で判定する科目、既修得単位認定科目及び卒業要件外の科目は、GPA 算出除外科目となります。

8. 成績評価に対する疑義申立て

学生が、自らの成績評価に関して、シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義がある場合は、当該授業科目の成績公開後 1 週間以内に申立てを行うことができます。詳細は「農学部における専門科目及び専門教育科目の成績評価に関する申合せ(p.67)」を見てください。

9. 留学制度

(1) 短期留学推進制度(派遣)

別冊子「学生生活案内」の国際交流の項に詳細が記入されていますので、そちらをご覧ください。

(2) 複数学位制度(Double Degree Program)

複数学位制度(DDP)とは、鳥取大学と学術交流協定校に在籍し、学術交流協定に基づく単位互換及び単位取得により、基本的に 5 年間で両大学の学位(学士)取得を可能とする制度です。詳細は教務係に問い合わせてください。

(3) 派遣学生制度

他の大学(海外の大学を含む)の授業科目を履修できる場合があります。詳細は教務係に問い合わせてください。

10. 聴講生・科目等履修生・研究生の受入

本学の学生以外の方が利用できる「科目等履修生」および「研究生」という制度があります(鳥取大学農学部聴講生及び科目等履修生規程)。「聴講生」および「科目等履修生」は特定の授業科目について履修することができ、「研究生」は特定の専門事項について研究することが認められている制度です。

生命環境農学科

履修案内

1. 4つの教育コース

生命環境農学科は、食、生命、環境に関する学際的な4つの教育コース(国際乾燥地農学コース、里地里山環境管理学コース、植物菌類生産科学コース、農芸化学コース)で構成されています。

(1)各教育コースの特徴

【国際乾燥地農学コース】

乾燥地を中心とした開発途上地域では、制限された水資源などの厳しい自然に起因する農業生産の問題、そこに暮らす人々の生活改善の問題、人の営みにより発生する環境劣化の問題など、その解決のために農学分野が果たすべき役割は大きいと言えます。これらの問題解決に貢献するためには、幅広い知識に加えて、様々な国の人々と議論し、協働して問題解決に取り組める実践力が必要となります。本コースでは、関連の深い自然科学分野から社会科学分野までの専門的知識を幅広く修得し、問題の本質を見抜く力を培うとともに、計測技術や評価手法の修得を通じた問題解決能力の醸成、解決方法を議論し、協働して実践する力を養う教育を行います。

【里地里山環境管理学コース】

里地里山は、自然環境と人の働きかけ(農林業)との相互作用によって生み出された二次的自然環境であり、貴重な環境資源です。その持続的な保全と利用のためには里地里山における適切な人の営み(農山村経営)が維持される必要があります。本コースではこうした観点のもと、里地里山の環境資源を自然科学的な見地から正しく理解し、その活用法を学ぶとともに、社会科学的な見地から地域振興に結び付けてゆく手法を修得します。また、地方創生に貢献できる人材の養成を目指して、地方自治体との連携を密にし、地方創生の現場における演習・実習による実践力を重視した教育を行います。

【植物菌類生産科学コース】

人間生存のために不可欠な農業生産を永続させていくには、それに関わる基礎的な知識・技術を修得し、食料生産、遺伝育種、園芸などの生産、利用、開発と、病虫害防除などの植物保護を担う専門家、技術者が必要不可欠です。また、菌類の多様性を理解するとともに、生命科学の知見や技術を駆使して、その遺伝資源を高度に利活用することで、人類が直面する食料・健康問題、地球が抱える環境問題への農学分野からの貢献が可能となります。本コースでは、附属フィールドサイエンスセンターにおける生産実習や附属菌類きのこ遺伝資源研究センターが保有する膨大なきのこ類菌株コレクションの保存活用の経験を教育のバックボーンとし、生産現場で活躍できるこれらの専門家、技術者を養成する教育を行います。

【農芸化学コース】

生命のしくみを個体レベルから分子レベルで解明すること、生命活動をつかさどる多様な化学物質の発見やその機能を利用することを目的として、食料生産・作物保護と食品開発・食品分析など、生物学と化学の知識を基本にした農芸化学領域の理論と技術について学修します。本コースは、ラボラトリー科学的手法の体系的な講義と豊富な実験・実習を通じて、人類の生存やくらしの基盤向上に関わる現代的課題について対応できる人材を養成する教育を行います。

コース毎の教員と教育研究分野名・キーワード

コース名	氏 名	教育研究分野名	キーワード
国際乾燥地農学	猪迫 耕二	水土環境保全学	土壌侵食, 物質移動, 農地保全・修復, 畑地灌漑, 除塩
	遠藤 常嘉	乾燥地環境資源学	乾燥地農業, 土壌資源, 塩類動態, 劣化土壌, 環境修復
	清水 克之	水利用学	ため池の防災・減災, 水田灌漑, 農業水利, 乾燥地農業, 塩類化
	田川 公太郎	自然エネルギー工学	太陽・風力エネルギー利用技術, 資源量評価, 環境計測, 造水技術
	西原 英治	乾燥地作物栽培学	バイオ炭, 作物収量と温室効果ガス低減, 薬用作物, 連作障害回避, 植物工場
	安延 久美	国際農業開発学	農業経営, 農村開発, 農民組織, 技術普及, 水管理, 東南アジア
	山田 智	植物栄養学	植物の耐塩性, 野菜の品質, アクアポニックス, ハーブ
	山本 定博	環境土壌学	環境保全型農業, 乾燥地農業, 塩類土壌, 土壌の生成と分類, 土壌の診断と改良
	アスレス エリアス バイサ Asres Elias Baysa	国際農業普及学	農業普及論, ジェンダーと開発, 農業経済, アフリカの農村開発
	衣笠 利彦	乾燥地緑化保全学	草原生態系, 植生回復, 地球環境変化, 環境ストレス応答
	齊藤 忠臣	地圏環境保全学	土壌中の水・溶質の移動, 水・土・植物の関わり, 土壌侵食, 環境計測技術
	兵頭 正浩	施設環境材料学	パイプライン, 環境材料, 水環境, 資源循環, 安全性評価
	山崎 由理	水圏環境科学分野	農業流域の環境影響評価, 窒素流出抑制, 環境保全型放牧, WEBGIS 型水文モデル, UAV スマート農業
里地里山環境管理学	岩崎 亘典	地理情報科学	地理情報システム, ドローン, 土地利用変化, 景観構, 景観構造, データ・サイエンス
	唐澤 重考	多様性生物学	土壌動物, 分子系統, DNA バーコード, 種分類, 群集
	小玉 芳敬	地形学	河川流域地形, 海岸地形, 風成地形, 地形実験, 砂礫の破砕摩耗, 流域流砂系
	永松 大	植物生態学	森林の動態, 植生と群集, 希少種保全, 鳥取砂丘, 森林認証
	万 里	流通情報解析学	流通経路, 価格予測, 市場情報の計量経済分析
	松田 敏信	消費者行動学	食料消費, ミクロ経済学, 計量経済学, 統計学, データ解析
	松村 一善	農業経営学	経営管理, 経営情報, 担い手対策, 農業経営成長
	岩永 史子	樹木生理学	水ストレス, 適応順化, 水分生理, 水辺林, 外来種
	木原 奈穂子	アグリビジネス会計学	農業・農村会計, 農業経営・マーケティング, 6 次産業化・農商工連携, 地域資源管理
	芳賀 弘和	緑地防災学	水・物質流出, 源流域水文, 森林水環境, 山地河川, 流域間比較
	藤本 高明	環境木材利用学	木材材質変動解析, 応用分光分析, 非破壊計測, 国産材利用
	山中 啓介	育林学	造林, 林業技術, 海岸緑化, 林業種苗の育苗, 森林土壌
	菅森 義晃	地質学	層序, 地域地質, テクトニクス, 付加体, 古生物, 放散虫, 古環境
	遠山 裕基	地域農業組織学	組織運営・管理, 地域マネジメント, 農業生産組織, コミュニティ, 東南アジア
	芳賀 大地	農林業政策学	森林経営, 森林政策, 林業経済, 林家, 社会と森林

植物菌類生産科学	會見 忠則	微生物資源学	細菌, 菌類, 分子遺伝学, 分子生物学, 応用微生物学
	霜村 典宏	菌類育種栽培学	菌類, きのこ, 交雑育種, 栽培
	早乙女 梢	菌類系統学	多孔菌類, 木材腐朽菌, 系統学, 分類・同定, 種分化
	田中 裕之	植物遺伝学	遺伝資源, 小麦粉の品質, 遺伝子・タンパク質解析, 優良品種育成
	野波 和好	農業生産工学	農業機械, 機械化, 省力化, センシング, 地域特産物
	平井 康丸	農業動力学	グリーンテクノロジー, 人間工学デザイン, スマート農業, 計測サイエンス, 物理シミュレーション
	大崎 久美子	植物病害制御学	菌類病害, 病害防除, 耐病性強化, 抗菌作用
	木戸 一孝	食料生産システム管理学	農業生産工程管理(GAP), 種子伝染性病害, 病害リスクアナリシス, 植物病原細菌, 種子健全性検査
	近藤 謙介	施設園芸学	栽培, 品質, 食味, 葉菜類, 硝酸
	佐久間 俊	植物育種学	オオムギ, コムギ, 形態形成, 突然変異, 遺伝子単離, 分子育種
	竹村 圭弘	園芸生産学	ニホンナシ, 品種育成, 自発休眠, 温暖化, 受粉
	辻 渉	作物生産学	食用作物, 乾燥・過湿ストレス, ストレスメモリ, バイオスティミュラント, 適正栽培技術
	NANTHAWAN ケロニウオン KAEONIWONG	菌類分子生物学	きのこゲノム, きのこの分子生物学, 細胞間コミュニケーション, 菌類ウイルス, きのこの病害
	遠藤 直樹	菌類分類生態学	ハラタケ類, 系統分類, 菌根, 共生, 培養法の確立
	尾崎 佑磨	菌類生理生態学	きのこ遺伝資源, 電子顕微鏡, 微細構造解析, 菌株保存
農芸化学	明石 欣也	分子細胞生物学	植物科学, 乾燥ストレス耐性, バイオ燃料, 脂質・アミノ酸, 分子育種
	有馬 二郎	生命機能化学	タンパク質科学, 酵素機能, 酵素利用, 微生物の探索と利用
	石原 亨	天然物化学	植物ときのこの二次代謝, ファイトアレキシン, 生合成と代謝, 生理活性
	一柳 剛	有機化学	有機合成化学, 糖鎖工学, 糖脂質, 自然免疫
	上中 弘典	植物分子生物学	植物-微生物間相互作用, 菌根共生, 病害抵抗性, ゲノム科学
	河野 強	生物有機化学	寿命, 休眠, ホルモン, 生体内情報伝達
	田村 純一	機能物質化学	オリゴ糖, 生理活性糖鎖, 糖鎖合成化学, 天然有用糖鎖の単離と構造決定
	岩崎 崇	生体制御化学	細胞培養, ペプチド創薬, タンパク質工学, 薬物輸送, ゲノム編集
	上野 琴巳	生物活性化学	植物ホルモン, 代謝, 類縁体合成, 単離同定, 根寄生雑草
	岡 真理子	植物環境生理学	植物ホルモン, 環境ストレス, 塩生植物, 植物環境応答反応
	中 秀司	害虫制御学	IPM(総合的病害虫防除), 性フェロモン, 昆虫生態学, 配偶行動, 果樹害虫
	美藤 友博	食品機能学	機能性食品, 生体調節因子, ビタミン, 疾病予防, 美白
	藪田 行哲	栄養科学	活性酸素, 抗酸化物質, レドックス, ビタミン, 機能性食品

(2)履修の流れ:入学から卒業まで

大学の教育は, 全学共通科目と専門科目で構成されます。全学共通科目には, 入門科目, 教養科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目があり, 専門科目には, 学科共通専門科目(基礎科目, 発展科目, 探究科目)とコース専門科目(基幹科目, 展開科目)があります。

1年次

全員が共通のカリキュラムで学修します。全学共通科目では教養知識の修得と語学力の向上を図ります。学科共通専門科目の基礎科目を履修し, 農学を学修するための基礎的知識を学びます。

1 年終了時には各自の志向に基づき、2 年次以降の専門教育を受けるために 4 つの教育コースのいずれかを選択します。コース分属の方法は別項で説明していますが、各教育コースには設備などの関係上、受入上限数が設けられています。分属希望者数がこれを超えた場合は、1 年次の学業成績で順位を決めて、分属が決定します。したがって、1 年次にしっかり勉学に励むことが大切です。

2年次

学科共通専門科目の発展科目を履修し、コース専門科目へ展開していくために必要となる農学の基礎を学びます。同時に、各自が分属した教育コース「教育課程表」に定められた授業科目を履修し、専門知識を身につけていきます。

3年次

コース専門科目の履修により専門知識と専門的スキルを修得します。また、学科共通専門科目の探究科目の履修により、農学を幅広く、より深く理解します。4年次に探究科目の一つである「卒業研究」の履修を希望する人は3年次の第3, 4クォーターの「生命環境農学演習Ⅰ」「生命環境農学演習Ⅱ」を履修してください。これらの科目は各コースの担当教員が主宰する教育研究分野で実施されます。自分の将来設計を考え、どの先生の下で学ぶかを決めてください。

4年次

「卒業研究」は通年の科目となりますので1年間の履修が必要です。卒業するためには全学共通科目、専門科目それぞれの卒業要件を満たした上で、合計 124 単位以上を修得しなければなりません。しっかりと将来設計を立てて、それに向けて就職や大学院進学などのための活動も行う必要があります。

2. 卒業要件

(1)履修単位数

卒業に必要な全学共通科目および専門科目の履修単位数は以下のとおりです。

学 科 ・ コース		全 学 共 通 科 目					専 門 科 目					合 計	
		入 門 科 目	教 養 科 目	外 国 語 科 目	健康 スポーツ 科目	計	学 科 共 通 目			コ ー ス 専 門 科 目			計
							基 礎 科 目	発 展 科 目	探 究 科 目	基 幹 科 目	展 開 科 目		
生命環境農学科	国際乾燥地農学	6 単位 以上	18 単位 以上	8 単位 以上	1 単位 以上	33 単位 以上	12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	6 単位	55 単位 以上	91 単位 以上	124 単位 以上
	里地里山環境管理学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	8 単位	53 単位 以上		
	植物菌類生産科学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	20 単位	41 単位 以上		
	農芸化学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	28 単位	33 単位 以上		

※ なお、教育コースに分属してから卒業までには、3年以上を要します。ただし、3年次編入学生はこの限りではありません。

3. コース分属

(1) 分属方法

4つの教育コースへの分属方法は「生命環境農学科コース分属要項」(p.69)に基づき決定します。

コースに分属するためには、1年次に生命環境農学科の全学共通科目教育課程表の全学共通科目(入門科目, 教養科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目)と学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて16単位以上修得しておく必要があります。各コースには受入可能数があります。分属に当たっては、希望順位の高い者から優先させます。同じ希望順位の場合には、以下の方法で分属を決定します。

(1) コース分属条件を満たした者を次の3つのグループに分け、その優先順位は、第1グループ、第2グループ及び第3グループの順とする。

第1グループ: 生命環境農学科全学共通科目教育課程表の全学共通科目(入門科目, 教養科目, 外国語科目, 健康スポーツ科目)と学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて32単位以上修得した者のうち、学科共通専門科目(基礎科目)が12単位以上の者

第2グループ: 全学共通科目と学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて32単位以上修得した者のうち、学科共通専門科目(基礎科目)の修得単位数が12単位未満の者

第3グループ: 全学共通科目と学科共通専門科目(基礎科目)の合計修得単位数が16単位以上32単位未満の者

(2) 各グループにおける優先順位は、1年次のGPAの点数が高い順とする。

〈グループ分けに用いる修得単位数に算入する対象科目についての注意事項〉

* 既修得単位の認定を受けた科目については修得単位数に含まれます。

〈GPAの計算対象科目についての注意事項〉

* GPAの計算対象から除外される1年次履修科目等は以下のとおりです。

(1) 既修得単位認定科目

(2) キャリア入門Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ

(3) データサイエンス入門

(2) 転コースについて

何らかの理由によって転コースを希望する場合は、「生命環境農学科転コース要項」(p.71)に基づき願ひ出てください。

4. 教育課程授業科目の履修

授業は教育課程表に従って履修します。1年次は共通の教育課程表となっていますが、2年次以降は各コースの教育課程表で授業を受けます。全学共通科目の履修は全学共通科目の履修案内を参照してください。

(1) 学科共通専門科目の履修について

学科共通専門科目には基礎科目、発展科目、探究科目の3つの科目群があります。基礎科目は1年次に履修する科目群であり、2年次以降に専門科目を学ぶ上で必要となる基礎を学修します。発展科目は2, 3年次に履修する科目群で、各教育コースで必修とする科目が異なります。探究科目は2年次以降に履修します。

探究科目の「生命環境農学演習Ⅰ」、「生命環境農学演習Ⅱ」および「卒業研究」は、自分で興味ある研究テーマについて、課題の設定、実験やデータ収集、結果のまとめ、考察、発表といった一連の知的生産活動を学修するための科目です。受け身の授業ではなく、自ら問題を発見して解決することが求められるため、課題発見・問題解決能力が身につきます。選択科目ですが、自分に磨きをかけるよい授業科目であるため、履修することを強く薦めます。

「生命環境農学演習Ⅰ」、「生命環境農学演習Ⅱ」および「卒業研究」はそれぞれ個別の科目として単位認定されますが、一つのテーマを探究するものであるため、「生命環境農学演習Ⅰ」および「生命環境農学演習Ⅱ」は、「卒業研究」を始める前の重要な演習と位置付けられます。これらの科目は原則として各コースの教育研究分野で実施されます。そのため、これらの科目を履修する人は3年次第2クォーター終了時に、いずれかの教育研究分野を選択し、分属しなければなりません。教育研究分野の選択に当たっては、「コース毎の教員と教育研究分野名・キーワード」(p.14～15)を参考にしてください(最新の情報は農学部ホームページ等で確認してください)。教育研究分野の選択方法は各コースで定められます。研究テーマによっては他コース担当の教員に対しても卒業研究作成のための実験や指導を希望することは可能です。ただし、この場合の受入の可否はその担当教員が判断します。

なお、これらの科目の履修にあたっては、下記の学科共通ルールがあります。

「生命環境農学演習Ⅰ」・「生命環境農学演習Ⅱ」

- ・履修を開始するためには卒業に必要な単位のうち78単位以上を修得していること

「卒業研究」

- ・履修するには卒業に必要な単位のうち94単位以上を修得していること
- ・単位修得のためには1年間の履修期間を必要とする

ただし、3年次編入生にはこのルールは適用されません。

(2) コース専門科目の履修について

コース専門科目には基幹科目、展開科目の2つの科目群があります。基幹科目はそのコースの基幹をなす科目であり、必修科目となっています。展開科目は専門知識、専門的スキルを高めるための選択科目となっています。各科目群で必要とされる単位数は各コースで異なります。前述の「生命環境農学演習Ⅰ」、「生命環境農学演習Ⅱ」および「卒業研究」は学科共通科目ですが、コース専門科目で専門知識を修得していることが前提となっており、コース専門科目と密接な関係を持っています。

5. 教育課程外授業科目の履修

【他コース・他学科・他学部の授業科目】

在籍するコースの専門科目教育課程表に定められたもの以外の授業科目(教育課程外授業科目)のうち、他コースの専門教育課程表に定められた実験、実習、演習の授業科目の履修を希望する場合は、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願」を教務係に提出してください。それ以外の授業科目を履修する場合は履修登録のみで履修を許可されます。

なお、実験・実習・演習科目の履修は当該コースの学生が優先されますので、在籍するコースが異なる学生の履修は、履修者数に余裕があり、担当教員が履修させても良いと判断した場合に限ります。

在籍する学科以外の授業科目の履修を希望するときは、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願」を教務係に提出してください。

在籍する学部の専門科目教育課程表に定められたもの以外の授業科目(教育課程外授業科目)のうち、他学部の専門教育課程表に定められた科目の履修を希望するときは、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願」を教務係に提出してください。

【他大学の授業科目】

(1) 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間連携フィールド演習に関する授業科目

中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して、フィールド教育を行っています。これは、相互に協力しながら、生物資源をもとにした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図るものです。里山、里海、作物、園芸、果樹、牧場、森林など、自大学にはないフィールド分野について、受講、体験、調査、発表及び学生間交流などを行います。

中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間連携フィールド演習の履修を希望するときは、「中国・四国地区国公立大学農学系学部間単位互換科目履修願」を定められた期間に教務係へ提出してください。詳細は、別途掲示等でお知らせします。

授業は、夏季休業中に4泊5日又は3泊4日の集中講義で行われます。履修年次は1年次です。なお、各演習とも定員があり、応募者多数の場合は書類選考となります。詳しくは、ポスター、パンフレット、説明会等で案内します。

(2) 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間における単位互換に関する授業科目

農学は単なる生物系の応用科学分野ではなく、工学系、社会科学系分野の内容も含む非常に幅の広い学問分野です。そのため、自大学では履修できない領域もあります。それらを学ぶことは、農学分野における皆さんのキャリアアップという意味において大きな意義を持ちます。そこで、中国・四国地区の農学系学部では、各大学の個性を活かした他大学では学べない概論的科目を共通の単位互換科目として開講しています。

開講される科目、履修登録期間等は掲示等でお知らせします。履修を希望するときは、定められた履修期間に各自で履修登録してください。

(3) 本学と教育に関する協定を締結している国内の大学の授業科目等

履修できる科目の詳細及び必要な手続は掲示等でお知らせします。

【鳥取大学全学共通科目履修規則に規定する海外実践教育科目(語学を除く)】

鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に規定する海外実践教育科目(語学を除く)を履修する際は、予め教育支援課が開催する事前研修を受け、「教育課程外授業科目履修願」を教務係に提出してください。

【卒業要件単位への認定】

教育課程表外の単位を修得した場合、まずは「その他科目」として認定されます。そのうち、他コース、他学科の授業科目、および、他大学の授業科目をあわせて上限 10 単位まで卒業要件単位として認定することができます(他コース、他学科の科目はコース専門科目(展開科目)に、フィールド演習科目および中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間単位互換科目は学科共通専門科目(探究科目)に認定されます)。また、それらとは別に、鳥取大学全学共通科目履修規則に規定する海外実践教育科目(語学を除く)は上限 10 単位まで卒業要件単位として認定することができます。(コース専門科目(展開科目)に認定されます。)なお、認定は原則として、卒業判定時に各科目区分に不足単位がある場合に自動的に行われますが、4年次の定められた期日までに申し出ることで認定科目を指定することもできます。なお、他学部の授業科目は卒業要件として認められません。

6. 資格等

生命環境農学科では、授業科目の修得状況に応じて取得が可能となる資格等がいくつかあります。資格によっては教育課程表外の科目を履修しなければならないものもあります。履修科目の選択、修得単位の管理は各自の自己責任で行う必要があります。

(1)教育職員免許状

本学科で取得できる教員免許状は、中学校教諭一種(理科)および高等学校教諭一種(理科、農業)です。これらを取得しようとする場合は、教職に関する科目など「教育職員免許状関係授業科目履修要項」に定められた所定の単位を修得する必要がありますので、そちらを見てください。

(2)その他の資格

「食品衛生管理者」、「食品衛生監視員」、「食の6次産業化プロデューサー」、「自然再生士補」、「樹木医補」など、授業科目の修得状況に応じて取得が可能となる資格がいくつかあります。詳細はホームページや教務係に問い合わせてください。

(3)学修証明プログラム

「農業 DX 人材養成プログラム」があり、規定された授業科目を修得することにより学修証明プログラムを修了したことが認定され、学修証明書が交付されます。詳細は教務係に問い合わせてください。

7. 教育課程表

別表第1 全学共通科目 各コース共通

科目区分等			単位数・履修年次								備考			
			1年		2年		3年		4年					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
全学共通科目	入門科目	大学入門ゼミ	必修	1							キャリア入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲから2単位修得すること。			
		情報リテラシ	必修	2										
		データサイエンス入門	必修	1										
		キャリア入門Ⅰ	選択	1										
		キャリア入門Ⅱ	選択		1									
		キャリア入門Ⅲ	選択		1									
				5	2						6単位以上			
	教養科目	主題科目	人間と文化 人間と科学 人間と環境 健康と生命 世界と地域 教養ゼミナール	選択							基幹科目(人文・社会分野)のうち、「哲学・倫理学」「心理学」「芸術入門」「文学」から2科目4単位以上、「憲法学」「政治学」「経済学」「歴史学」から2科目4単位以上を修得すること。 基幹科目(自然分野)から4単位以上を修得すること。			
			キャリア科目		2	2								
		基幹科目	人文・社会分野		2	2								
					2	2								
					2	2								
					2	2								
					2	2								
		基幹科目	自然分野											
			数学 物理学 化学 生物学 地学											
		計			10	10							18単位以上	
		外国語科目	英語											1つの言語を選択し2単位修得すること。
	コミュニケーション英語A		必修	1										
コミュニケーション英語B	必修		1											
実践英語A	必修			1										
実践英語B	必修			1										
総合英語Ⅰ	必修				1									
総合英語Ⅱ	必修				1									
ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ 中国語基礎Ⅰ・Ⅱ 韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ	必修		1	1										
計			3	3	1	1			8単位以上					
健康スポーツ科目	必修		1(前期又は後期)											
計			1						1単位以上					
修得単位数合計									33単位以上					

*キャリア入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを修得している場合は、1単位分を教養科目に含めることができる。

別表第2 専門科目 国際乾燥地農学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
基礎科目	選択	必修	生命環境農学概論	1															清水・有馬・永松・霜村・藪田・木原・田中・山崎
			植物科学	1															非常勤講師
			気象学	1															木村(乾燥地研究センター)
			基礎無機化学		1														遠藤(常)
			地球学概論		1														小玉・菅森
			栽培学概論		1														非常勤講師
			基礎生態学			1													永松
			基礎有機化学			1													石原・一柳・田村(純)・上野
			基礎微生物学			1													會見
			系統分類学			1													早乙女
			土壌学概論			1													山本
			基礎統計学				1												田川
			基礎生化学				1												河野・明石・有馬・藪田・岩崎(崇)
			基礎生命科学				1												岡・上中・中・美藤
			基礎力学				1												非常勤講師
			食料流通学概論				1												万
		基礎科目小計			12単位以上														
発展科目	選択	必修	作物学概論					1										辻	
			農業経営学Ⅰ					1										松村	
			植物生理学Ⅰ				1											岡	
			食品科学Ⅰ				1											非常勤講師	
			植物栄養学Ⅰ					1										山田	
			植物病理学概論					1										大崎(久)	
			作物学各論						1									辻	
			植物病理学各論						1									大崎(久)	
			畜産学Ⅰ							1								西村	
			農薬化学Ⅰ								1							石原	
			畜産学Ⅱ								1							西村	
			農薬化学Ⅱ								1							石原	
発展科目小計			6単位以上																
探究科目	選択	必修	科学倫理								1							各教員	
			6次産業化論					1										松村・木原・木戸・遠山・非常勤講師	
			協同組合論						1									非常勤講師	
			事業計画論							1								非常勤講師	
			インターンシップⅠ								1							各教員	
			インターンシップⅡ									1						各教員	
			インターンシップⅢ									1						各教員	
			インターンシップⅣ									1						各教員	
			野生動物保護管理学									1						非常勤講師	

別表第2 専門科目 国際乾燥地農学コース

科目名				単位数・履修年次																担当教員	
				1年				2年				3年				4年					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
学科共通専門科目	探究科目	選択	現代農林水産業事情Ⅰ										1					非常勤講師			
			生命環境農学演習Ⅰ										2					各教員			
			現代農林水産業事情Ⅱ										1					非常勤講師			
			生命環境農学演習Ⅱ										2					各教員			
			生命情報科学Ⅰ												1			明石			
			生命情報科学Ⅱ													1		明石			
			生命環境農学特別講義													1		連大専任教員			
			卒業研究														8		各教員		
			食マネジメントⅠ										2						松村・木原		
			食マネジメントⅡ										2						松村・木原		
			食マネジメント演習						2*										松村・木原・万・木戸・遠山・非常勤講師		
			海外農学実践科目Ⅰ						1**										各教員		
			海外農学実践科目Ⅱ						2**										各教員		
			海外農学実践科目Ⅲ						3**										各教員		
			探究科目小計			12単位以上															
学科共通専門科目小計			30単位以上																		
基幹科目	必修	国際乾燥地農学概論Ⅰ-農業生産-				1											山田・遠藤(常)・清水・西原				
		プレゼンテーション演習				1											各教員				
		国際乾燥地農学概論Ⅱ-生存基盤-					1										猪迫・兵頭・山崎				
		国際乾燥地農学概論Ⅲ-環境保全-						1									田川・齊藤・衣笠				
		ディスカッション演習						1									各教員				
		国際乾燥地農学概論Ⅳ-農村開発-							1								安延・アスレス				
		基幹科目小計			6単位																
コース専門科目	選択	無機化学				1											遠藤(常)				
		植物生態生理学Ⅰ				1											衣笠				
		土壌物理学Ⅰ				1											猪迫				
		環境統計学				1											田川				
		開発農村社会学				1											安延				
		分析化学Ⅰ				1											上野				
		生化学Ⅰ				1											明石				
		国際乾燥地農学演習				1											各教員				
		国際乾燥地農学実験Ⅰ				1											西原・衣笠				
		環境土壌学				1											遠藤(常)				
		Poverty in Drylands (乾燥地における貧困問題)					1										アスレス				
		生化学Ⅱ					1										明石				
		分析化学Ⅱ					1										上野				
		農業政策学					1										松村				
		植物生態生理学Ⅱ					1										衣笠				
水利用学					1										清水						

別表第2 専門科目 国際乾燥地農学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
コース専門科目	展開科目	選択	土壌物理学Ⅱ					1											猪迫
		国際乾燥地農学実験Ⅱ					1												山田
		食品科学Ⅱ					1												非常勤講師
		植物生理学Ⅱ					1												岡
		土壌化学					1												遠藤(常)
		環境熱力学						1											非常勤講師
		土質理工学Ⅰ						1											齊藤
		資材利用学						1											緒方
		国際乾燥地農学実験Ⅲ						1											遠藤(常)・清水・山崎
		園芸学概論						1											近藤
		環境エネルギー学							1										田川
		土質理工学Ⅱ							1										齊藤
		構造力学Ⅰ							1										兵頭
		灌漑利水学							1										清水
		国際乾燥地農学実習							2										各教員
		マーケティング論							1										木原
		農業経営学Ⅱ							1										松村
		植物栄養学Ⅱ							1										山田
		園芸学各論							1										竹村
		栽培肥科学								1									西原
		構造力学Ⅱ								1									兵頭
		水理学Ⅰ									1								山崎
		保全生態学									1								永松
		Agricultural Extension studies(農業普及学)									1								アスレス
		有機化学Ⅰ									1								田村(純)
		農業経済学Ⅰ									1								松田
		多変量データ解析									1								松田
		果樹園芸学Ⅰ									1								竹村
		農業機械学Ⅰ									1								野波・平井
		国際乾燥地農学実験Ⅳ									1								齋藤・兵頭
		植物育種学Ⅰ									1								田中・佐久間
		植物育種学Ⅱ										1							田中・佐久間
		栽培技術学										1							西原
		構造力学Ⅲ										1							兵頭
水理学Ⅱ										1							山崎		
自然エネルギー利用学										1							田川		
国際農業開発学										1							非常勤講師		
有機化学Ⅱ										1							非常勤講師		
農業経済学Ⅱ										1							松田		

別表第2 専門科目 国際乾燥地農学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
コース専門科目	展開科目	植物分類学									1								永松
		食料流通学各論									1								万
		水理学Ⅲ										1							山崎
		農地造成学										1							猪迫
		農業造構学										1							緒方
		Social Science Research for Rural Development (農村開発のための社会科学研究)										1							アスレス
		植物保護科学Ⅰ										1							中
		飼料作物学Ⅰ										1							非常勤講師
		蔬菜園芸学Ⅰ										1							近藤
		機器分析学Ⅰ										1							石原
		国際乾燥地農学技術英語Ⅰ										1							各教員
		動物生態学											1						唐澤
		農地保全学											1						猪迫
		国際乾燥地農学技術英語Ⅱ											1						各教員
		水利施設設計学											1						緒方
		水文学											1						清水
	森林生態学											1						永松	
	森林保護学											1						岩永	
	国際乾燥地農学技術英語Ⅲ													1				各教員	
	展開科目小計		55単位以上																
コース専門科目小計		61単位以上																	
専門科目修得単位数合計		91単位以上																	

*については開講時期が確定次第改めて揭示する。

**については下記2のとおり

1 この専門科目教育課程表に規定するもの以外の授業科目（教育課程外授業科目）のうち、次に掲げるものについては、合計20単位を上限とし、卒業に必要な専門科目の修得単位として認めるものとする。この場合において、(1)及び(2)に掲げる科目の修得単位数は、合計10単位を上限とする。

(1) 他大学の授業科目

ア 中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して実施するフィールド教育科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

イ 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間における単位互換に関する授業科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

ウ 本学と教育に関する協定を締結している国内の大学で履修した科目及び修了証等(コース代表者が許可したものに限り。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(2) 他学科・他コースの授業科目（コース代表者が許可したものに限り。）認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(3) 鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に規定する海外実践教育科目（語学を除く。コース代表者が許可したものに限り。）認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

2 海外農学実践科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、コース代表者の承諾を経て、学科長が許可したものに限り、在学中に本学と学術交流協定を締結している海外の大学で修得した授業科目の単位を当該授業科目の修得単位として認める。この場合において、授業科目の名称には、授業科目の内容(国名、大学名等)を付記するものとする。認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

別表第2 専門科目 里地里山環境管理学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員	
			1年				2年				3年				4年					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
学科共通専門科目	基礎科目	必修	生命環境農学概論	1															清水・有馬・永松・霜村・藪田・木原・田中・山崎	
		選択	植物科学	1															非常勤講師	
			気象学	1															木村(乾燥地研究センター)	
			基礎無機化学		1														遠藤(常)	
			地球学概論		1														小玉・菅森	
			栽培学概論		1														非常勤講師	
			基礎生態学			1													永松	
			基礎有機化学			1													石原・一柳・田村(純)・上野	
			基礎微生物学			1													會見	
			系統分類学			1													早乙女	
			土壌学概論			1													山本	
			基礎統計学				1												田川	
			基礎生化学				1												河野・明石・有馬・藪田・岩崎(崇)	
			基礎生命科学				1												岡・上中・中・美藤	
			基礎力学				1												非常勤講師	
			食料流通学概論				1												万	
			基礎科目小計			12単位以上														
	発展科目	必修	作物学概論					1											辻	
			農業経営学Ⅰ					1											松村	
		選択	植物生理学Ⅰ				1												岡	
		食品科学Ⅰ				1												非常勤講師		
		植物栄養学Ⅰ					1											山田		
		植物病理学概論					1											大崎(久)		
		作物学各論						1										辻		
		植物病理学各論							1									大崎(久)		
		畜産学Ⅰ								1								西村		
		農薬化学Ⅰ								1								石原		
		畜産学Ⅱ									1							西村		
		農薬化学Ⅱ									1							石原		
		発展科目小計			6単位以上															
探究科目	必修	科学倫理								1								各教員		
	選択	6次産業化論					1											松村・木原・木戸・遠山・非常勤講師		
		協同組合論						1										非常勤講師		
		事業計画論							1									非常勤講師		
		インターンシップⅠ								1								各教員		
		インターンシップⅡ									1							各教員		
		インターンシップⅢ									1							各教員		
		インターンシップⅣ										1						各教員		
		野生動物保護管理学									1							非常勤講師		
	現代農林水産業事情Ⅰ										1						非常勤講師			

別表第2 専門科目 里地里山環境管理学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
基礎科目	必修	生命環境農学演習Ⅰ										2						各教員	
		現代農林水産業事情Ⅱ											1					非常勤講師	
		生命環境農学演習Ⅱ											2					各教員	
		生命情報科学Ⅰ												1				明石	
		生命情報科学Ⅱ													1			明石	
		生命環境農学特別講義													1			連大専任教員	
		卒業研究														8		各教員	
		食マネジメントⅠ										2						松村・木原	
		食マネジメントⅡ											2					松村・木原	
		食マネジメント演習						2*										松村・木原・木戸・遠山・非常勤講師	
		海外農学実践科目Ⅰ						1**										各教員	
		海外農学実践科目Ⅱ						2**										各教員	
		海外農学実践科目Ⅲ						3**										各教員	
		探究科目小計		12単位以上															
学科共通専門科目小計		30単位以上																	
基礎科目	必修	里地里山論Ⅰ					1											藤本・芳賀(大)・岩永・山中	
		里地里山論Ⅱ						1										永松・唐澤	
		里地里山演習Ⅰ						1										永松・唐澤・山中・菅森・岩崎(亘)・芳賀(弘)	
		里地里山論Ⅲ							1									菅森・芳賀(弘)・岩崎(亘)	
		里地里山論Ⅳ							1									松田・万・松村・木原・遠山	
		里地里山演習Ⅱ							1									松田・松村・万・木原・藤本・岩永・芳賀(大)・遠山	
		里地里山論Ⅴ								1								各教員	
		里地里山論Ⅵ									1							各教員	
		基礎科目小計		8単位															
展開科目	選択	造林学Ⅰ					1											山中	
		農業経済学Ⅰ						1										松田	
		流域地形学Ⅰ						1										非常勤講師	
		動物分類学概論						1										唐澤	
		保全生態学							1									永松	
		簿記論Ⅰ							1									木原	
		無機化学							1									遠藤(常)	
		流域地形学Ⅱ							1									非常勤講師	
		森林政策学								1								芳賀(大)	
		一般地質学Ⅰ								1								菅森	
		植物分類学								1								永松	
		簿記論Ⅱ								1								木原	
		農業政策学									1							松村	
		食料流通学各論									1							万	
		農業経済学Ⅱ									1							松田	
		食料流通学各論										1						万	

別表第2 専門科目 里地里山環境管理学コース

[illegible]

別表第2 専門科目 里地里山環境管理学コース

科目名		単位数・履修年次																担当教員	
		1年				2年				3年				4年					
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
		森林保護学												1					岩永
		動物生態学												1					唐澤
		地域農業組織学概論								1									遠山
		森林管理学									1								山中
		一般地質学Ⅲ									1								菅森
		環境経済学Ⅱ									1								遠山
		推測統計学									1								万
		土壌物理学Ⅱ									1								猪迫
		水理学Ⅱ									1								山崎
		構造力学Ⅲ									1								兵頭
		流域システム演習Ⅱ									1								芳賀(弘)・菅森
		里地演習Ⅱ									1								松村・松田・万・木原・遠山
		菌類生理生態学Ⅱ									1								遠藤(直)・尾崎(佑)
		果樹園芸学Ⅱ									1								竹村
		国際農業開発学									1								非常勤講師
		自然災害論										1							非常勤講師
		景観生態学Ⅱ										1							岩崎(亘)
		蔬菜園芸学Ⅰ										1							近藤
		水理学Ⅲ										1							山崎
		里山森林実習Ⅲ											1						永松・山中
里山生態実習Ⅱ											1						唐澤・岩永		
森林生態学												1					永松		
蔬菜園芸学Ⅱ												1					近藤		
水文学												1					清水		
展開科目小計		53単位以上																	
コース専門科目小計		61単位以上																	
専門科目修得単位数合計		91単位以上																	

※については開講時期が確定次第改めて掲示する。

※*については下記2のとおり

1 この専門科目教育課程表に規定するもの以外の授業科目(教育課程外授業科目)のうち、次に掲げるものについては、合計20単位を上限とし、卒業に必要な専門科目の修得単位として認めるものとする。この場合において、(1)及び(2)に掲げる科目の修得単位数は、合計10単位を上限とする。

(1) 他大学の授業科目

ア 中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して実施するフィールド教育科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

イ 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間における単位互換に関する授業科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

ウ 本学と教育に関する協定を締結している国内の大学で履修した科目及び修了証等(コース代表者が許可したものに限る。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(2) 他学科・他コースの授業科目(コース代表者が許可したものに限る。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(3) 鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に規定する海外実践教育科目(語学を除く。コース代表者が許可したものに限る。) 認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

2 海外農学実践科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、コース代表者の承諾を経て、学科長が許可したものに限り、在学中に本学と学術交流協定を締結している海外の大学で修得した授業科目の単位を当該授業科目の修得単位として認める。この場合において、授業科目の名称には、授業科目の内容(国名、大学名等)を付記するものとする。認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

別表第2 専門科目 植物菌類生産科学コース

			科目名	単位数・履修年次																担当教員
				1年				2年				3年				4年				
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
学科共通専門科目	基礎科目	必修	生命環境農学概論	1															清水・有馬・永松・霜村・藪田・木原・田中・山崎	
		選択科目	植物科学	1															非常勤講師	
			気象学	1															木村(乾燥地研究センター)	
			基礎無機化学		1														遠藤(常)	
			地球学概論		1														小玉・菅森	
			栽培学概論		1														非常勤講師	
			基礎生態学			1													永松	
			基礎有機化学			1													石原・一柳・田村(純)・上野	
			基礎微生物学			1													會見	
			系統分類学			1													早乙女	
			土壌学概論			1													山本	
			基礎統計学				1												田川	
			基礎生化学				1												河野・明石・有馬・藪田・岩崎(崇)	
			基礎生命科学				1												岡・上中・中・美藤	
			基礎力学				1												非常勤講師	
			食料流通学概論				1												万	
		基礎科目小計				12単位以上														
	発展科目	選択	必修	作物学概論					1										辻	
			植物病理学概論						1									大崎(久)		
			植物生理学Ⅰ				1											岡		
			食品科学Ⅰ				1											非常勤講師		
			農業経営学Ⅰ					1										松村		
			植物栄養学Ⅰ					1										山田		
			作物学各論						1									辻		
			植物病理学各論						1									大崎(久)		
			畜産学Ⅰ							1								西村		
			農薬化学Ⅰ								1							石原		
			畜産学Ⅱ								1							西村		
			農薬化学Ⅱ									1						石原		
		発展科目小計				6単位以上														
	探究科目	選択	必修	科学倫理								1							各教員	
			6次産業化論						1									松村・木原・木戸・遠山・非常勤講師		
			協同組合論							1								非常勤講師		
			事業計画論								1							非常勤講師		
			インターンシップⅠ									1						各教員		
			インターンシップⅡ										1					各教員		
			インターンシップⅢ											1				各教員		
			インターンシップⅣ												1			各教員		
			野生動物保護管理学									1						非常勤講師		
			現代農林水産業事情Ⅰ											1				非常勤講師		
	生命環境農学演習Ⅰ												2			各教員				

別表第2 専門科目 植物菌類生産科学コース

			科目名	単位数・履修年次																担当教員	
				1年				2年				3年				4年					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
学科共通専門科目	探究科目	選択	現代農林水産業事情Ⅱ												1					非常勤講師	
			生命環境農学演習Ⅱ												2					各教員	
			生命情報科学Ⅰ													1				明石	
			生命情報科学Ⅱ													1				明石	
			生命環境農学特別講義														1			連大専任教員	
			卒業研究														8			各教員	
			食マネジメントⅠ										2							松村・木原	
			食マネジメントⅡ										2							松村・木原	
			食マネジメント演習					2*												松村・木原・万・木戸・遠山・非常勤講師	
			海外農学実践科目Ⅰ					1**												各教員	
			海外農学実践科目Ⅱ					2**												各教員	
			海外農学実践科目Ⅲ					3**												各教員	
			探究科目小計			12単位以上															
			学科共通専門科目小計			30単位以上															
コース専門科目	基幹科目	必修	農業基礎演習Ⅰ					1												野波・近藤・辻・竹村・木戸	
			植物遺伝学概論					1												田中	
			生物系基礎実験演習Ⅰ					1												會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・竹村・佐久間・遠藤(直)・○尾崎(佑)	
			微生物制御学						1											會見	
			農業基礎演習Ⅱ						1											野波・近藤・辻・竹村・木戸	
			生物系基礎実験演習Ⅱ						1											會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・竹村・佐久間・遠藤(直)・○尾崎(佑)	
			微生物生理学							1										會見・尾崎(佑)・霜村	
			農業基礎演習Ⅲ							2										野波・近藤・辻・竹村・木戸	
			生物系基礎実験演習Ⅲ								2									會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・竹村・佐久間・遠藤(直)・尾崎(佑)	
			園芸学概論								1										近藤
			植物菌類生産科学基礎演習									2								會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・竹村・佐久間・遠藤(直)・尾崎(佑)	
			農業演習Ⅰ										1							野波・近藤・辻・竹村・木戸	
			植物菌類生産科学実験演習Ⅰ											1						會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・○竹村・佐久間・遠藤(直)・尾崎(佑)	
			農業演習Ⅱ												1					野波・近藤・辻・竹村・木戸	
			植物菌類生産科学実験演習Ⅱ													1				會見・霜村・田中・早乙女・平井・大崎(久)・○竹村・佐久間・遠藤(直)・尾崎(佑)	
			植物菌類生産科学英語Ⅰ														1			各教員	
			植物菌類生産科学英語Ⅱ															1		各教員	
			基幹科目小計			20単位															
	展開科目	選択	無機化学						1											遠藤(常)	
分析化学Ⅰ									1										上野		
有機化学Ⅰ										1									田村(純)		
生化学Ⅰ										1									明石		
土壌物理学Ⅰ											1								猪迫		
造林学Ⅰ												1							山中		
植物遺伝学各論													1						田中		
分析化学Ⅱ														1					上野		
有機化学Ⅱ																		1	田村(純)		

別表第2 専門科目 植物菌類生産科学コース

科目名				単位数・履修年次																担当教員	
				1年				2年				3年				4年					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
コース専門科目 展開科目 選択	生化学Ⅱ					1												明石			
	農業政策学					1												松村			
	植物分類学					1												永松			
	植物生理学Ⅱ					1												岡			
	菌類分類学Ⅰ						1											早乙女			
	栄養科学Ⅰ						1											藪田			
	菌類分類学Ⅱ							1										早乙女			
	植物栄養学Ⅱ							1										山田			
	園芸学各論							1										竹村			
	栄養科学Ⅱ							1										藪田			
	農業機械学Ⅰ								1									野波・平井			
	果樹園芸学Ⅰ									1								竹村			
	菌類遺伝育種学									1								會見・霜村			
	菌類生理生態学Ⅰ									1								遠藤(直)・尾崎(佑)			
	昆虫科学Ⅰ									1								非常勤講師			
	食品衛生学									1								伊藤(啓)			
	分子生物学Ⅰ									1								河野			
	発酵生産学Ⅰ									1								有馬			
	植物育種学Ⅰ									1								田中・佐久間			
	先端農学実践講義Ⅰ									1								各教員			
	農業機械学Ⅱ										1							野波			
	果樹園芸学Ⅱ										1							竹村			
	きのこ栽培学										1							霜村			
	菌類生理生態学Ⅱ										1							遠藤(直)・尾崎(佑)			
	昆虫科学Ⅱ										1							非常勤講師			
	環境衛生学										1							伊藤(啓)			
	分子生物学Ⅱ										1							河野			
	発酵生産学Ⅱ										1							有馬			
	植物育種学Ⅱ										1							田中・佐久間			
	先端農学実践講義Ⅱ										1							各教員			
	農業演習Ⅲ											1						野波・近藤・辻・竹村・木戸			
	蔬菜園芸学Ⅰ											1						近藤			
	飼料作物学Ⅰ											1						非常勤講師			
	農産計測工学Ⅰ											1						平井			
	農業生産工程管理学											1						木戸			
	植物保護科学Ⅰ											1						中			
農業演習Ⅳ												1					野波・近藤・辻・竹村・木戸				
蔬菜園芸学Ⅱ												1					近藤				
飼料作物学Ⅱ												1					非常勤講師				
農産計測工学Ⅱ												1					平井				
植物病管理学												1					木戸				

コース専門科目
展開科目
選択

別表第2 専門科目 植物菌類生産科学コース

科目名				単位数・履修年次																担当教員
				1年				2年				3年				4年				
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
コース専門科目	展開科目	選択	植物保護科学Ⅱ												1				中	
			農業経営学Ⅱ												1				松村	
			森林生態学												1				永松	
			植物菌類生産科学グローバル演習Ⅰ													1			各教員	
			植物菌類生産科学グローバル演習Ⅱ														1		各教員	
			植物菌類生産科学グローバル演習Ⅲ															1	各教員	
			植物菌類生産科学グローバル演習Ⅳ																1	各教員
			展開科目小計			41単位以上														
	コース専門科目小計			61単位以上																
	専門科目修得単位数合計			91単位以上																

*については開講時期が確定次第改めて提示する。
**については下記2のとおり
1 この専門科目教育課程表に規定するもの以外の授業科目(教育課程外授業科目)のうち、次に掲げるものについては、合計20単位を上限とし、卒業に必要な専門科目の修得単位として認めるものとする。この場合において、(1)及び(2)に掲げる科目の修得単位数は、合計10単位を上限とする。
(1) 他大学の授業科目
ア 中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して実施するフィールド教育科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)
イ 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間における単位互換に関する授業科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)
ウ 本学と教育に関する協定を締結している国内の大学で履修した科目及び修了証等(コース代表者が許可したものに限る。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)
(2) 他学科・他コースの授業科目(コース代表者が許可したものに限る。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)
(3) 鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に規定する海外実践教育科目(語学を除く。コース代表者が許可したものに限る。) 認定される科目群:コース専門科目(展開科目)
2 海外農学実践科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、コース代表者の承諾を経て、学科長が許可したものに限り、在学中に本学と学術交流協定を締結している海外の大学で修得した授業科目の単位を当該授業科目の修得単位として認める。この場合において、授業科目の名称には、授業科目の内容(国名、大学名等)を付記するものとする。認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

別表第2 専門科目 農芸化学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
基礎科目	必修	生命環境農学概論	1															清水・有馬・永松・霜村・藪田・木原・田中・山崎	
		植物科学	1															非常勤講師	
		気象学	1															木村(乾燥地研究センター)	
		基礎無機化学		1														遠藤(常)	
		地球学概論		1														小玉・菅森	
		栽培学概論		1														非常勤講師	
		基礎生態学			1													永松	
		基礎有機化学			1													石原・一柳・田村(純)・上野	
		基礎微生物学			1													會見	
		系統分類学			1													早乙女	
		土壌学概論			1													山本	
		基礎統計学				1												田川	
		基礎生化学				1												河野・明石・有馬・藪田・岩崎(崇)	
		基礎生命科学				1												岡・上中・中・美藤	
		基礎力学				1												非常勤講師	
		食料流通学概論				1												万	
	基礎科目小計			12単位															
	学科共通専門科目	必修	植物生理学Ⅰ				1											岡	
			食品科学Ⅰ				1											非常勤講師	
			作物学概論					1										辻	
農業経営学Ⅰ								1									松村		
植物栄養学Ⅰ								1									山田		
植物病理学概論								1									大崎(久)		
作物学各論									1								辻		
植物病理学各論										1							大崎(久)		
畜産学Ⅰ										1							西村		
農薬化学Ⅰ											1						石原		
畜産学Ⅱ											1						西村		
農薬化学Ⅱ												1					石原		
発展科目小計			6単位以上																
探究科目		必修	科学倫理									1						各教員	
	6次産業化論							1									松村・木原・木戸・遠山・非常勤講師		
	協同組合論								1								非常勤講師		
	事業計画論									1							非常勤講師		
	インターンシップⅠ										1						各教員		
	インターンシップⅡ											1					各教員		
	インターンシップⅢ											1					各教員		
	インターンシップⅣ												1				各教員		
	野生動物保護管理学										1						非常勤講師		

別表第2 専門科目 農芸化学コース

科目名				単位数・履修年次																担当教員	
				1年				2年				3年				4年					
				1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
学科共通専門科目	探究科目	選択	現代農林水産業事情Ⅰ										1						非常勤講師		
			生命環境農学演習Ⅰ									2							各教員		
			現代農林水産業事情Ⅱ											1					非常勤講師		
			生命環境農学演習Ⅱ											2					各教員		
			生命情報科学Ⅰ													1			明石		
			生命情報科学Ⅱ														1		明石		
			生命環境農学特別講義														1		連大専任教員		
			卒業研究														8		各教員		
			食マネジメントⅠ										2							松村・木原	
			食マネジメントⅡ											2						松村・木原	
			食マネジメント演習						2*											松村・木原・万・木戸・遠山・非常勤講師	
			海外農学実践科目Ⅰ						1**											各教員	
			海外農学実践科目Ⅱ						2**											各教員	
			海外農学実践科目Ⅲ						3**											各教員	
			探究科目小計				12単位以上														
学科共通科目小計				30単位以上																	
コース専門科目	基幹科目	必修	分析化学Ⅰ					1											上野		
			有機化学Ⅰ					1											田村(純)		
			生化学Ⅰ					1											明石		
			化学系基礎実験Ⅰ					1											岡・上中・中・藪田・上野・岩崎(崇)・美藤		
			基礎農芸化学演習Ⅰ					1											各教員		
			生化学Ⅱ						1										明石		
			分析化学Ⅱ						1										上野		
			有機化学Ⅱ						1										田村(純)		
			基礎農芸化学演習Ⅱ						1										各教員		
			化学系基礎実験Ⅱ						1										岡・上中・中・藪田・上野・岩崎(崇)・美藤		
			植物生理学Ⅱ						1										岡		
			食品科学Ⅱ						1										非常勤講師		
			農芸化学実験Ⅰ							3									各教員		
			農芸化学実験Ⅱ								3								各教員		
			発酵生産学Ⅰ									1							有馬		
			分子生物学Ⅰ									1							河野		
			農芸化学実験Ⅲ									3							各教員		
			発酵生産学Ⅱ										1						有馬		
			分子生物学Ⅱ										1						河野		
農芸化学実験Ⅳ											3					各教員					
基幹科目小計				28単位																	

別表第2 専門科目 農芸化学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
コース専門科目	展開科目	選択	生体高分子入門Ⅰ				1											有馬	
			無機化学				1											遠藤(常)	
			植物遺伝学概論				1											田中	
			生体高分子入門Ⅱ					1										有馬	
			植物遺伝学各論					1										田中	
			微生物制御学					1										會見	
			微生物生理学						1									會見・尾崎(佑)・霜村	
			生化学Ⅲ						1									河野	
			有機化学Ⅲ							1								一柳	
			機器分析学Ⅰ							1								石原	
			天然物化学Ⅰ							1								田村(純)	
			栄養科学Ⅰ							1								藪田	
			有機化学演習								1							一柳他	
			生化学Ⅳ								1							河野	
			有機化学Ⅳ									1						一柳	
			機器分析学Ⅱ								1							石原	
			天然物化学Ⅱ								1							田村(純)	
			植物栄養学Ⅱ								1							山田	
			栄養科学Ⅱ								1							藪田	
			食品機能科学Ⅰ									1						美藤	
			生物活性化学Ⅰ									1						岩崎(崇)	
			食品衛生学									1						伊藤(啓)	
			昆虫科学Ⅰ									1						非常勤講師	
			植物育種学Ⅰ									1						田中・佐久間	
			環境衛生学										1					伊藤(啓)	
			昆虫科学Ⅱ										1					非常勤講師	
			食品機能科学Ⅱ										1					美藤	
			生物活性化学Ⅱ										1					岩崎(崇)	
			環境化学生態学Ⅰ										1					石原・中	
			植物育種学Ⅱ										1					田中・佐久間	
			機器分析学Ⅲ											1				一柳	
			植物保護科学Ⅰ											1				中	
			植物バイオテクノロジーⅠ											1				上中	
			環境化学生態学Ⅱ											1				石原・中	
			実践農芸化学英語Ⅰ											1				各教員	
			菌類分類学Ⅰ											1				早乙女	
			園芸学概論											1				近藤	
			動物生態学												1			唐澤	

別表第2 専門科目 農芸化学コース

科目名			単位数・履修年次																担当教員
			1年				2年				3年				4年				
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
コース専門科目	展開科目	選択	森林保護学												1				岩永
		機器分析学Ⅳ													1				一柳
		植物保護科学Ⅱ													1				中
		植物バイオテクノロジーⅡ													1				上中
		菌類分類学Ⅱ													1				早乙女
		実践農芸化学英語Ⅱ													1				各教員
		園芸学各論													1				竹村
	展開科目小計		33単位以上																
	コース専門科目小計		61単位以上																
専門科目修得単位数合計			91単位以上																

*については開講時期が確定次第改めて揭示する。

**については下記2のとおり

1 この専門科目教育課程表に規定するもの以外の授業科目(教育課程外授業科目)のうち、次に掲げるものについては、合計20単位を上限とし、卒業に必要な専門科目の修得単位として認めるものとする。この場合において、(1)及び(2)に掲げる科目の修得単位数は、合計10単位を上限とする。

(1) 他大学の授業科目

ア 中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して実施するフィールド教育科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

イ 中国・四国地区国公立大学農学系学部相互間における単位互換に関する授業科目 認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

ウ 本学と教育に関する協定を締結している国内の大学で履修した科目及び修了証等(コース代表者が許可したものに限り。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(2) 他学科・他コースの授業科目(コース代表者が許可したものに限り。)認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

(3) 鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に規定する海外実践教育科目(語学を除く。コース代表者が許可したものに限り。) 認定される科目群:コース専門科目(展開科目)

2 海外農学実践科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、コース代表者の承諾を経て、学科長が許可したものに限り、在学中に本学と学術交流協定を締結している海外の大学で修得した授業科目の単位を当該授業科目の修得単位として認める。この場合において、授業科目の名称には、授業科目の内容(国名、大学名等)を付記するものとする。認定される科目群:学科共通専門科目(探究科目)

共同獣医学科

履修案内

1. 学科の構成及び授業の概要

(1) 研究室の紹介

共同獣医学科は4講座(基礎獣医学, 病態獣医学, 応用獣医学, 臨床獣医学)とそれに属する計 18 の教育研究分野(研究室)で構成されています。共同獣医学科では, 畜産, 臨床, 衛生, 公衆衛生, 実験動物の分野で活躍する豊富な基礎知識と技術を持った獣医師を養成し, 社会のニーズに答えるべく努力しています。各研究室の学問内容は次のとおりです。なお, 附属動物医療センターおよび附属共同獣医学教育開発推進センターについての説明は, 「農学部について」の「4. 附属施設」(p.4)に記載しています。

獣医解剖学研究室

獣医学教育の中心となるウシ, ウマ, ブタ, イヌ, ニワトリなどの動物について, 肉眼解剖学, 神経解剖学, 組織学, 発生学を網羅的に教育しています。研究面では, 薬剤が細胞の分化や細胞骨格, 細胞運動に及ぼす影響について解析を行っています。

獣医生理学研究室

生きるためにどのように体は働いているかについて, 分子・細胞レベルから個体レベルまでを包括した教育を行っています。研究に関しては, 自律神経系の働きに着目して, 健康維持と破綻(疾患)の仕組みを調査しています。

獣医薬理学研究室

薬はなぜ効くのか, 薬の副作用はどうして生じるかなど, 薬が生体に及ぼす作用とその作用機序および副作用のメカニズムを解き明かすことにより, 薬が細胞・組織・生体に与える影響について教育・研究を行っています。

獣医生化学研究室

生体物質の構成と機能, 遺伝情報の発現と蛋白合成, 生体エネルギーの産生および物質代謝について教育研究を行っています。

獣医微生物学研究室

獣医学に関連の深い微生物(細菌, 真菌, ウイルス, プリオン等)の分類, 微細構造, 生態, 増殖様式, 感染様式, 感染宿主に及ぼす影響等に関する教育を担当しています。微生物が動物に病気を起こす仕組みや薬剤耐性菌に関する研究を行っています。

獣医病理学研究室

産業動物, 伴侶動物, 野生動物など各種動物に発生する自然発生疾患の病理診断を実施しています。また, これら自然発生疾患の病気の成り立ちを明らかにするために実験病理学的研究を行い, 遺伝子, 蛋白質, 細胞, 組織を統合して解析しています。

獣医寄生虫病学区研究室

様々な寄生虫(原虫, 蠕虫, 節足動物)による家畜および野生動物の感染について, 寄生虫の分類, 疫学・生活環(終宿主・中間宿主における伝播と発育), 病態, 免疫応答, 診断法, 予防法および治療法に関する教育研究を行っています。

獣医公衆衛生学区研究室

人の健康の保護および増進のために, 獣医学の学術を応用して活動する公衆衛生の一分野で, 人獣共通感染症の予防や, 食品衛生, 畜産廃棄物処理, 動物による騒音, 悪臭防止など人の生活に密着した獣医学を論究しています。

実験動物学区研究室

科学的合理性だけではなく動物福祉に配慮した適正な動物実験の方法について, 総合的な教育を行っています。研究に関しては, 生殖工学などに関する新しい手法やツールの開発研究やモデル動物を用いて不妊症や癌などの疾病克服の鍵を探る応用研究を行っています。

獣医衛生学区研究室

家畜, 伴侶動物および野生動物を含む各種動物の疾病制御の基礎となる獣医衛生学について教育研究を行っています。特に感染症制御を目的として, 原因となる微生物の病原性因子や生態について分子レベルでの解明を行うと共に, よりグローバルな視点からその疾病の疫学や発生要因を理解するための研究を推進しています。

獣医感染症学区研究室

家畜, 伴侶動物および野生動物を含む各種動物が罹患する感染症について教育研究を行っています。授業内では, 細菌, マイコプラズマ, リケッチア, クラミジア, 真菌, ウイルス, およびプリオンによる疾病の病態, 疫学, 診断法, 治療法および予防法について取り上げます。研究室で特に高病原性鳥インフルエンザの制圧に係る研究を行っています。

獣医内科学研究室

動物の内科学的原因, 発病機構, 病態生理, 症状などを総合的に理解し, 各種疾患の診断, 治療, 予防および管理を目的とする教育研究を行っています。人と動物の関係における獣医師の役割についても考えます。

獣医外科学研究室

動物の外科学疾患に関する診断および治療法その他, 腫瘍学や手術学についても教育を行っています。研究に関しては, 一つの薬剤でがんの治療(Therapeutics)や診断(Diagnostics)を行うセラノスティクス(Theranostics)に関する研究やがんの生物学的特性に関する研究を行っています。

獣医神経病・腫瘍学区研究室

伴侶動物の高齢化に伴い, 眼・脳神経・腫瘍性疾患が増加し, QOL 向上とアニマルウェルフェアの重要性も高まっています。当研究室は学部学生への臨床眼科教育, 眼科疾患の研究, 最新医療技術を用いた診断・治療を実施しています。専門獣医師の育成と動物の眼の健康維持・改善に貢献することを目指しています。

獣医繁殖学研究室

哺乳動物の生殖の基礎と臨床に関わる研究，すなわち，雌雄生殖器の構造，繁殖生理，生殖工学，繁殖障害などの研究を行っています。特に，産業動物ではウシ，伴侶動物ではイヌを対象として研究しています。

獣医臨床検査学研究室

病気の診断や病態を把握するためには様々な臨床検査を行う必要がありますが，血液，尿，脳脊髄液などの体液の生化学的検査と細胞検査，各種臓器の組織と細胞検査，および心電図，脳波などの電気生理学的検査はルーチンの検査であり，極めて重要です。本研究室ではこれらの臨床検査学および血液の病気を教育します。

獣医画像診断学研究室

画像診断学は臨床診断学の大きなウエートを占める分野で，レントゲン，CT，MRI，超音波が主要となる画像に関する教育研究を行います。これらは医学によって大きな発展を遂げてきましたが，獣医学分野ではこれからの発展が期待される分野です。

獣医薬物治療学研究室

各種薬物の動物への影響，効果およびその診断・治療への応用などに関する教育研究を実施します。

(2)授業の概要

専門教育科目には必修科目と選択科目があります。必修科目には，獣医学モデル・コア・カリキュラムに準拠した科目の講義および実習，より高度な内容の専修教育科目および卒業研究が含まれます。また，選択科目から，各自が関心を持つ領域や卒後の進路に関連の深い科目を主に選択し，学びます。

2. 卒業要件

卒業に必要な一般教養科目および専門教育科目の履修単位数は以下のとおりです。

学科名	一般教養科目						専門教育科目			合計
	大学教育導入科目群	人文・社会科学科目群	自然科学科目群	複合領域科目群	外国語科目群	計	必修科目	選択科目	計	
共同獣医学科	6 単位	6 単位以上	10 単位以上	7 単位以上	8 単位以上	37 単位以上	141 単位	5 単位以上	146 単位以上	183 単位以上

3. 進級要件

進級に必要な一般教養科目および専門教育科目の履修単位数は以下のとおりです。

進級する学年	一 般 教 養 科 目						専 門 教 育 科 目			
	大学教育導入科目群	人文・社会科学科目群	自然科学科目群	複合領域科目群	外国語科目群	計	齊一教育科目群	科目群 専修教育		計
								必修科目	選択科目	
第2年次							4			4
第3年次	6	25				31	36.5			36.5
第4年次							70.5			70.5
第5年次							109.5			109.5
第6年次							115.5			115.5

この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、進級を認めない。

- (1) 当該年度において履修すべき専門教育科目の演習科目及び実習科目について、未修得の単位数が2単位を超える場合
- (2) 当該年度において履修すべき専門教育科目の必修科目について、不履修（履修登録は行ったが、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）に定める出席回数に達していない。）科目がある場合又は履修登録をしなかった科目がある場合

4. 履修方法の概要

1. 「共同獣医学科」における教育は、6年間の一貫教育で行なわれます。すなわち一般教養科目は主として1年次から2年次に履修し、専門教育科目は1年次から6年次まで並行して履修します。
2. 一般教養科目は、教育課程表（一般教養科目，p.43）により履修します。
3. 専門教育科目は、教育課程表（専門教育科目，p.44～45）により履修します。専門教育科目のうち必修科目は、1年次から6年次にわたって履修し、選択科目は、専門または職域別に必要な教育として、主として5・6年次に履修します。
4. 総合参加型臨床実習を履修するためには、獣医学共用試験に合格しなければいけません。
5. 4年次から研究室に配属し、担当の教員の指導のもと獣医学総合演習及び卒業研究を履修します。履修する研究室当たりの配属人数は1名以上で、研究室教員数に応じた均等割りを原則とし、配属する研究室の決定に際しては、一般教養科目および専門教育科目の成績を参考にすることがあります。

5. 教育課程表

別表第1 一般教養科目

科目区分等				単位数・履修年次				備考				
				1年		2年			3年		4年	
				前	後	前	後		前	後	前	後
一般教養科目	大学教育導入科目群	大学入門ゼミ	必修	1								
		データサイエンス入門	必修	1								
		大学教育導入演習A	必修	1								
		大学教育導入演習B	必修		1							
		教養基礎演習	必修	2(前期又は後期)								
		計		5	1					6単位		
	人文・社会科学科目群	選択	2	2								
			2	2								
		計		4	4					6単位以上		
	自然科学科目群	物理学入門Ⅰ	必修	2							地球科学を選択した場合、卒業に必要な単位は2単位までとする。	
		化学Ⅰ	必修	2								
		生物学Ⅰ	必修	2								
		物理学入門Ⅰ、化学Ⅰ、生物学Ⅰを除く全ての自然科学科目群の中から	選択		2							
					2							
	計		6	6					10単位以上			
	複合領域科目群	選択	2	2								
			2	2								
			1	1								
	計		5	5					7単位以上			
	外国語科目群	英語	コミュニケーション英語A	必修	1							
			コミュニケーション英語B	必修	1							
			実践英語A	必修		1						
			実践英語B	必修		1						
			総合英語Ⅰ	必修			1					
			総合英語Ⅱ	必修			1					
		第二外国語	ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ	必修								1つの言語を選択し2単位修得すること。
			フランス語基礎Ⅰ・Ⅱ									
			中国語基礎Ⅰ・Ⅱ		1	1						
韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ												
スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ												
計			3		3	1	1				8単位以上	
修得単位数合計									37単位以上			

区分		授業科目	単位数・履修年次												担当教員	備 考	
			1年		2年		3年		4年		5年		6年				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
齊一教育科目群	必修科目	公衆衛生学総論					1									伊藤(啓)	
		公衆衛生学実習					1									伊藤(啓)・岐阜大教員	
		環境衛生学					1									伊藤(啓)・岐阜大教員	
		食品衛生学						2								伊藤(啓)・岐阜大教員	
		食品衛生学実習						1								伊藤(啓)	
		人獣共通感染症学						2								曾田	
		動物衛生学							2							山口(剛)・笛吹・岐阜大教員	
		動物衛生学実習							1							山口(剛)・笛吹	
		疫学							2							岐阜大教員	
		野生動物医学						2								岐阜大教員	
		内科学A							2							原田・竹内(崇)	
		内科学B							2							井口・辻野	
		内科学C								2						岐阜大教員	
		馬臨床学								1						岐阜大教員	
		外科学A							1							遠藤(能)・山下	
		外科学B							2							大崎(智)・山下	
		外科学C								2						岐阜大教員	
		腫瘍学								1						遠藤(能)・山下	
		麻酔学							1							村端	
		画像診断学A							1							柄・村端	
		画像診断学B								1						柄・村端	
		産業動物臨床学								2						柄・岐阜大教員	
		畜産学							0.5							共同獣医学科教員	
		臨床繁殖学A							1.5							共同獣医学科教員	
		臨床繁殖学B								2						岐阜大教員	
		臨床行動学							1							非常勤講師	
		眼科学								1						共同獣医学科教員	
		コミュニケーション演習								0.5						原田・竹内崇・井口・寸田・辻野	
		プレクリニカル実習A							2							臨床教員	
		プレクリニカル実習B								3						臨床教員	
		総合参加型臨床実習									6					臨床教員	
専門獣医学セミナー									6					共同獣医学科教員			
家畜衛生・公衆衛生インターンシップ									1					共同獣医学教育開発推進センター教員			
動物と法概論											1			岐阜大教員			
獣医学総合演習								2						共同獣医学科教員			
卒業研究										10				共同獣医学科教員			
小 計		141															
専修教育科目群	選択科目	基礎獣医学特別講義								(1)		(1)			基礎教員他		
		新興・再興感染症学特別講義									1				病態・応用教員他		
		病態・応用獣医学特別講義								(1)		(1)			病態・応用教員他		
		高度小動物臨床学特別講義								(1)		(1)			臨床教員他		
		臨床獣医学特別講義								(1)		(1)			臨床教員他		
		産業動物病理学特別演習								1					病態・応用教員他		
		生態保全管理学特別演習										1			岐阜大教員		
		臨床獣医学特別演習								(1)		(1)			臨床教員他		
		獣医学インターンシップ									1				共同獣医学科教員		
		国際獣医学インターンシップ										1			共同獣医学科教員		
		小 計		10													
合 計		151															
専門教育科目修得単位数合計		146単位以上															

- 1) 専門教育科目は、必修科目141単位を含め、146単位以上を修得すること。
- 2) 家畜衛生・公衆衛生インターンシップは、4年次後期から6年次前期までの間に履修するものとする。
- 3) 卒業研究は、教育研究分野及び動物医療センターにおいて各教員の指導により履修するものとする。
- 4) 選択科目のうち、基礎獣医学特別講義、病態・応用獣医学特別講義、高度小動物臨床学特別講義、臨床獣医学特別講義、臨床獣医学特別演習については、5年次前期又は6年次前期に履修するものとする。

学生支援体制 教員組織表

付 鳥取大学乾燥地研究センター説明

1. 令和 7 年度入学生学級教員

生命環境農学科

1年次

学生番号 1～60	衣笠 利彦 (Tel: (0857)31-5384, E-mail: kinugasa@tottori-u.ac.jp)
学生番号 61～120	岩崎 亘典 (Tel: (0857)31-5827, E-mail: niwasaki@tottori-u.ac.jp)
学生番号 121～180	遠藤 直樹 (Tel: (0857)31-5882, E-mail: endo_nao@tottori-u.ac.jp)
学生番号 181～	美藤 友博 (Tel: (0857)31-5443, E-mail: bito@tottori-u.ac.jp)

2年次以降

国際乾燥地農学コース	衣笠 利彦 (Tel: (0857)31-5384, E-mail: kinugasa@tottori-u.ac.jp)
里地里山環境管理学コース	岩崎 亘典 (Tel: (0857)31-5827, E-mail: niwasaki@tottori-u.ac.jp)
植物菌類生産科学コース	遠藤 直樹 (Tel: (0857)31-5882, E-mail: endo_nao@tottori-u.ac.jp)
農芸科学コース	美藤 友博 (Tel: (0857)31-5443, E-mail: bito@tottori-u.ac.jp)

上記学級教員のほかに、学生 1 名当たり 1 名の教員がチューター教員として、修学面をきめ細かく指導、助言するとともに、生活面、健康面、経済面等に関する相談も受けつけます。

共同獣医学科

佐藤 陽子 (Tel: (0857)31-5360, E-mail: yokos@tottori-u.ac.jp)

2. 生命環境農学科コース担当教員表

教育コース名	教 授	准教授・講師・助教
国際乾燥地農学	猪迫 耕二 遠藤 常嘉 清水 克之 田川公太朗 西原 英治 安延 久美 山田 智 山本 定博	アスレス エリアス バイサ Asres Elias Baysa 衣笠 利彦 齊藤 忠臣 兵頭 正浩 山崎 由理
里地里山環境管理学	岩崎 亘典 唐澤 重考 小玉 芳敬 永松 大 万 里 松田 敏信 松村 一善	岩永 史子 木原奈穂子 菅森 義晃 芳賀 大地 芳賀 弘和 藤本 高明 山中 啓介
植物菌類生産科学	會見 忠則 霜村 典宏 早乙女 梢 田中 裕之 野波 和好 平井 康丸	遠藤 直樹 大崎久美子 尾崎 佑磨 木戸 一孝 近藤 謙介 佐久間 俊 竹村 圭弘 辻 渉 ナ タ ワ ン ケ ウ ニ ウ ォ ン Nanthawan Kaeoniwong
農芸化学	明石 欣也 有馬 二郎 石原 亨 一柳 剛 上中 弘典 河野 強 田村 純一	岩崎 崇 上野 琴巳 岡 真理子 中 秀司 美藤 友博 藪田 行哲

3. 農学部教員名簿(組織表)

学部長（併） 明石 欣也
生命環境農学科 学科長（併） 遠藤 常嘉

講 座 名	教 授	准教授・講師	助 教
生命環境農学	明石 欣也	アスレス エリアス バイサ Asres Elias Baysa	芳賀 大地
	有馬 二郎	岩崎 崇	
	石原 亨	岩永 史子	
	一柳 剛	上野 琴巳	
	猪迫 耕二	大崎久美子	
	岩崎 亘典	岡 真理子	
	遠藤 常嘉	衣笠 利彦	
	上中 弘典	木原奈穂子	
	唐澤 重考	齊藤 忠臣	
	河野 強	佐久間 俊	
	小玉 芳敬	菅森 義晃	
	清水 克之	竹村 圭弘	
	田川公太郎	中 秀司	
	田中 裕之	芳賀 弘和	
	田村 純一	美藤 友博	
	永松 大	兵頭 正浩	
	西原 英治	藤本 高明	
	万 里	藪田 行哲	
	平井 康丸	山崎 由理	
	松田 敏信		
	松村 一善		
	安延 久美		
	山田 智		
	山本 定博		

共同獣医学科 学科長（併） 竹内 崇師

講 座 名	教育研究分野	教 授	准教授・講師	助 教
基礎獣医学	獣 医 解 剖 学	割田 克彦	石川 拓郎	
	獣 医 生 理 学	木場 智史		奈良井 絵美
	獣 医 薬 理 学		高橋 賢次	
	獣 医 生 化 学	佐藤 陽子	樋口 雅司	
病態獣医学	獣 医 微 生 物 学	村瀬 敏之	尾崎 弘一	
	獣 医 病 理 学		寸田 祐嗣	
	獣医寄生虫病学	(兼)村瀬 敏之	金 京純	
応用獣医学	獣医公衆衛生学		伊藤 啓史	
	実 験 動 物 学	竹内 崇師	富岡 幸子	
	獣 医 衛 生 学	山口 剛士	笛吹 達史	
	獣 医 感 染 症 学		曾田 公輔	
臨床獣医学	獣 医 内 科 学	原田 和記	辻野久美子 横江 祈	
	獣 医 外 科 学	大崎 智弘	(兼)遠藤 能史	
	獣医神経病・腫瘍学		(兼)伊藤 典彦 山下 真路	
	獣 医 繁 殖 学		西村 亮	
	獣医臨床検査学	竹内 崇	井口 愛子	
	獣医画像診断学	柄 武志	村端 悠介	
	獣医薬物治療学	(兼)竹内 崇		

附属フィールドサイエンスセンター センター長（併） 野波 和好

部 門 名	教 授	准教授・講師	助 教
フィールド教育部門		木戸 一孝 辻 渉	
フィールド活用部門	野波 和好	近藤 謙介 (兼)竹村 圭弘	
森林管理部門	(兼)霜村 典宏 (兼)永松 大	山中 啓介 (兼)岩永 史子 (兼)芳賀 弘和 (兼)藤本 高明	(兼)芳賀 大地

附属菌類きのこ遺伝資源研究センター センター長（併） 一柳 剛

部 門 名	教 授	准教授・講師	助 教
遺伝資源多様性研究部門			遠藤 直樹
遺伝資源評価保存研究部門	早乙女 梢		尾崎 佑磨 ナ タ ワ ン ケ ウ ニ ウ オ ン Nanthawan Kaeoniwong
有用きのこ生産研究部門	霜村 典宏 會見 忠則		
新機能開発研究部門		(兼)高橋 賢次	
物質活用研究部門	(兼)石原 亨 (兼)一柳 剛	(兼)大崎久美子	

附属動物医療センター センター長（併） 原田 和記

	教 授	准教授・講師	助 教
専任教員		伊藤 典彦 遠藤 能史	
	(兼)大崎 智弘 (兼)竹内 崇 (兼)柄 武志 (兼)原田 和記	(兼)井口 愛子 (兼)辻野久美子 (兼)西村 亮 (兼)村端 悠介 (兼)山下 真路	

附属共同獣医学教育開発推進センター センター長（併） 割田 克彦

部 門 名	教 授	准教授・講師	助 教
共同教育マネジメント部門		(兼)樋口 雅司	
実践的共同教育推進部門	(兼)割田 克彦 (兼)大崎 智弘	(兼)寸田 祐嗣	

鳥取大学大学院連合農学研究科 研究科長(併) 河野 強
副研究科長 緒方 英彦

4. ハラスメント防止及び学生相談

鳥取大学では、学生の皆さん一人ひとりが心理的、身体的に安全な環境で勉学に研究に仕事に専念し、充実したキャンパス・ライフを送ることの出来る大学を目指しています。そのためには、安全な教育・研究環境を脅かすいかなる行為も、黙認されるべきではありません。

大学における人間関係は、個人の自由で平等な関係を前提とし、各自が互いに相手の立場を尊重し合うことを基盤としています。しかし、残念ながら、この基盤が崩れ、性的に差別を受けたり、心理的、身体的に傷つけられることが起こらないとは限りません。

鳥取大学では、こうしたハラスメントを防止するために、「鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」(p. 86)、ハラスメントのない大学を目指して(リーフレット)およびハラスメント事例集を作成しています。以下は、ハラスメントになる可能性のある事例を示しています。

「ハラスメントになり得る言動とは？」

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動」のことをいいます。これに当てはまる可能性のあるものとして、次のようなものがあります。

1. 「性的要求の服従又は拒否を理由に、就学上の利益、不利益に影響を与えること。」

これは、個人的な性的要求への服従又は拒否を学業成績、研究指導、課外活動の運営等に反映させるような行為のことです。

2. 「相手方が望まないのにもかかわらず、あるいは(就学上又は雇用上の関係を明らかに提示していない場合であっても)就学上又は雇用上の利益又は不利益を条件として性的誘いかけをし又は性的に好意的な態度を要求すること。」

- ・個人的な性的要求への服従又は拒否を、教育・研究上の指導や評価・学業成績などに反映させること。
- ・課外活動における上下関係を利用して、強引な性的働きかけをすること。
- ・執拗もしくは強制的に、性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
- ・性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。 など。

3. 「性的言動、掲示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること。」

- ・正常な学業や業務の遂行を、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心に関わる話題、行動等で妨害すること。
- ・性的な意図を持って、相手の身体へ一方的に接近したり接触したりすること。
- ・性的または下品な冗談を言ったり、わいせつな図画を貼ったりすることで、性的な面で不快感をもよおすような状況づくりをすること。
- ・親睦会、終業後の付き合いなどで、下品な行動をとること。
- ・女性あるいは男性であるという理由のみによって、性格、能力、行動および傾向等を評価したり、決めつけたりすること。
- ・特定個人の性に関する風評を流すこと。
- ・LGBTQ+に対する嫌がらせをすること。 など。

(2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、「教育上若しくは研究上の地位又は人間関係等の優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育又は研究の適正な範囲を超えて行う不適切な言動」のことをいいます。

1. 「学習・研究活動の直接的・間接的妨害をすること。」

- ・文献・図書や機器類を使わせない。
- ・実験機器や試薬などを勝手に廃棄する。
- ・正当な理由がないのに研究室への立ち入りを禁止する。
- ・他の教員に指導を受けること、研究に関して人と相談することを禁止する。 など。

2.「卒業・進級の妨害をすること。」

- ・正当な理由無く、進級・卒業・修了を認めない、単位を与えない。
- ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。など。

3.「就職等の選択権の侵害をすること。」

- ・就職・進学への妨害。
- ・本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける。
- ・正当な理由なく就職や他大学進学に必要な書類を書かない。
- ・就職活動を禁止する。など。

4.「指導義務の放棄、指導上の差別をすること。」

- ・教員の職務上の義務である研究指導や教育を怠ること。
- ・指導下にある学生・部下を差別的に扱うこと。など。

5.「不当な経済的負担の強制をすること。」

- ・本来研究費から支出すべきものを、学生・部下に負担させる。など。

6.「研究成果の収奪をすること。」

- ・研究論文の著者を決める国際的なルールを破る。
- ・アイデアを盗用する。など。

7.「暴言、過度の叱責(精神的虐待)をすること。」

- ・本人がその場に居るか否かにかわらず、人を不快な気分になせたり、傷つけたりするネガティブな言動を行う。
- ・ささいなミスを大声で叱責する。
- ・長時間叱責する。など。

8.「暴力をふるうこと。」

9.「誹謗、中傷すること。」

10.「不適切な環境下での指導を強制すること。」

11.「不当な規則を強制したり、不正・不法行為を強要すること。」

12.「プライバシー侵害をすること。」

13.「他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為をすること。」

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、「職務上の地位又は人間関係等の優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、業務の適正な範囲を超えて行う不適切な言動」のことをいいます。

1.「身体的な攻撃をすること。」

- ・暴行や傷害に至る肉体的な暴力をふるう。

2.「精神的な攻撃をすること。」

- ・脅迫する。
- ・人格を否定するような発言をする。
- ・机や椅子などを叩いたり、蹴ったり、書類を破いたりする。など。

3.「人間関係からの切り離しをすること。」

- ・一人だけ別室で業務させる。
- ・適切な指示、業務遂行に必要な情報を与えない。
- ・無視する等、存在を認めないような対応をとる。など。

4.「過大な要求をすること。」

- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制する。
- ・本来業務と異なる要求をすることにより、仕事の妨害をする。など。

5. 「過小な要求をすること。」

- ・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる。
- ・仕事を与えない。など。

6. 「個の侵害をすること。」

- ・私的なことに過度に立ち入る。

7. 「逆パワー・ハラスメント」

- ・目上の人に対して、経験や知識、集団(数)といった優位性を背景に行われる嫌がらせ
例えば、指示した内容をわざと無視する。業務上必要な情報を与えない。など。

(4) モラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントとは、「道徳や倫理に反し、言葉や態度等で相手の心を傷つける暴力」のことをいいます。

- ・根も葉もない悪いうわさを流す。
- ・人格を否定する発言をする。
- ・身体的特徴をからかう。
- ・無視する、仲間はずれにする。など。

(5) アルコール・ハラスメント

アルコール・ハラスメントとは、「アルコールに関連した嫌がらせ」のことをいいます。

- ・飲酒を強要したり、無理に宴席へ誘うこと。
- ・酔ってからむ。など。

ハラスメントに対する相談、悩んでいることがあれば、できるだけ早い段階でハラスメント相談員に相談してください。あなたの相談に対して誠実に対応します。相談した内容、あなたのプライバシーは堅く守られます。相談したことによって、あなたが不利になることは決してありません。ハラスメント相談については下記の URL を見てください。

<http://muses.muses.tottori-u.ac.jp/visiter/students/harassment/>

農学部の相談（令和7年4月1日現在）

石原 亨	TEL (0857)31-5361,	E-mail: aishihara@tottori-u.ac.jp
大崎 久美子	TEL (0857)31-5398,	E-mail: okakum@tottori-u.ac.jp
木原 奈穂子	TEL (0857)31-5405,	E-mail: nhkihara@tottori-u.ac.jp
金 京純	TEL (0857)31-5679,	E-mail: kim@tottori-u.ac.jp
竹村 圭弘	TEL (0857)31-6749,	E-mail: y-takemura@tottori-u.ac.jp
西村 亮	TEL (0857)31-5439,	E-mail: ryon@tottori-u.ac.jp

また、所属部局等に関係なく他学部・他部局の相談員にも相談できます。他学部の相談員は下記の URL を見てください。

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/>

学習上の悩みや進路変更などの相談は、学級教員やチューターをはじめとする全教員が受け付けています。身近な先生や農学部教務係に相談してください。

そのほかにも相談できる窓口があります。

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/mobile/>

自分ひとりで悩まないで、相談しやすい人に相談してください。

学級教員、相談員及び教務係の他に、全学組織として「学生支援センター」と「保健管理センター」が設置されています。相談事項に応じて、利用してください。

○学生支援センター (<http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp>)

学生生活におけるあらゆる疑問や悩みや困っていることを聞いて、より適切な解決方法のアドバイスや相談先(学内外の関係者)を紹介しています。「身近な人には相談しづらい」「気がかりなことがある」「何となく話をしてみたい」といった場合にも、気軽にご利用ください。

「学生なんでも相談窓口」へのアクセス

鳥取キャンパス 共通教育棟 A 棟 2 階学生支援センター「学生なんでも相談窓口」

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

TEL (0857)31-5794(直通), E-mail: st-support@adm.tottori-u.ac.jp

○保健管理センター (<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/support/health/>)

身体・精神面の健康上の問題について相談できます。みなさんの悩み・相談に対し医師や臨床心理士によるカウンセリングが受けられます。原則として予約制ですので、窓口、電話で事前に予約をお願いします。

TEL (0857)31-5065(直通), E-mail: hokekan@ml.adm.tottori-u.ac.jp

付. 鳥取大学乾燥地研究センター(共同利用・共同研究拠点)

乾燥地研究センターは、乾燥地研究に組織的に取り組む我が国唯一の研究機関として、1990 年に設立されました。本センターは、鳥取大学の研究施設であると同時に、文部科学省から認定を受けた「共同利用・共同研究拠点」でもあります。その目的は、乾燥地における砂漠化や干ばつなどの諸問題に対処し、乾燥地における人と自然の持続性の維持・向上に資する研究を中核的研究教育拠点として推進することにあります。国内外の研究者・研究機関との学術ネットワークを形成し、乾燥地科学分野の共同研究を推進しており、大学院生(修士課程・博士課程)、研究生、外国人研究者やJICA等からの外国人委託研究員の研究指導も行っています。

センター長(併) 坪 充

研究領域	教 授	准教授	講師	助 教
砂 漠 化 対 処 領 域	木村 玲二 黒崎 泰典	谷口 武士		寺本 宗正
乾 燥 地 農 業 領 域	藤巻 晴行	安 萍 石井 孝佳		
気 候 変 動 対 応 領 域	坪 充	木村 卓三郎 井芹 慶彦		

規則集

鳥取大学農学部規則

鳥取大学全学共通科目履修規則

鳥取大学農学部履修規程

鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規

鳥取大学農学部学生交流実施細則

鳥取大学農学部聴講生及び科目等履修生規程

農学部における専門科目及び専門教育科目の成績評価に関する申合せ

生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項

生命環境農学科コース分属要項

生命環境農学科転コース要項

共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項

教育職員免許状関係授業科目履修要項

食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格関係授業科目履修要項

食の6次産業化プロデューサー資格の認定申請に係る授業科目履修要項

自然再生士補資格関係授業科目履修要項

樹木医補資格関係授業科目履修要項

鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

農業 DX 人材養成プログラム(学修証明プログラム)修了申請に係る授業科目履修要項

鳥取大学農学部規則

昭和 6 2 年 6 月 1 0 日
鳥取大学規則第 3 2 号

(総則)

第 1 条 鳥取大学農学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、鳥取大学学則（平成 16 年鳥取大学規則第 5 5 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科)

第 2 条 本学部に置かれる学科は、次のとおりとする。

生命環境農学科

共同獣医学科

- 2 前項の学科のうち、共同獣医学科は、大学設置基準（昭和 3 1 年文部省令第 2 8 号）第 4 3 条の共同教育課程とし、本学部及び岐阜大学応用生物科学部が共同して教育課程を編成するものとする。

(附属施設)

第 3 条 本学部に、学則第 1 0 条の規定に基づき、次の附属の教育研究施設を置く。

附属フィールドサイエンスセンター

附属菌類きのこ遺伝資源研究センター

附属動物医療センター

附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター

附属共同獣医学教育開発推進センター

(講座・学科目)

第 4 条 本学部生命環境農学科及び共同獣医学科における講座は、次の表のとおりとする。

学 科 名	講 座 名
生命環境農学科	生命環境農学
共同獣医学科	基礎獣医学
	病態獣医学
	応用獣医学
	臨床獣医学

(教育研究上の目的)

第 5 条 本学部は、「知と実践の融合」を図る取り組みのなかで、食料、生命、環境、獣医療等の領域に関する教育研究を行うとともに、豊かな人間性と国際的な幅広い視野と創造性をもって人類及び動物の生存と福祉に貢献できる人材を養成することを目的とし、各学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 生命環境農学科は、地域規模から地球規模までの広範な課題に対応できる学際的かつ総合的な視野を有し、乾燥地等における環境問題の解決、農林業を通じて培われた地域資源の保全管理、有用生物資源の発掘と利活用による食料生産の推進、生命現象の解明とその応用を通じて人類の生存や生活改善に貢献する人材を養成することを目的とする。
- 二 共同獣医学科は、あらゆる動物の健康維持、病態解明と治療法の開発、家畜感染症及び人獣共通感染症、安全な畜産物の提供などに関する教育研究を行うとともに、獣医学に対する多様化・高度化する社会的要請に対応し、獣医師の職務を遂行する上で必要な実践的行動力及び国際通用性を備えた人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第 6 条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、鳥取大学農学部履修規程（昭和 6 2 年鳥取大学農学部規則第 7 号）で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、全学共通科目については、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成 5 年鳥取大学規則第 3 号）の定めるところによる。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行う。

(卒業に必要な修得単位数)

第7条 本学部の卒業に必要な修得単位数は、次の表のとおりとする。

区分 学科	全学共通科目					専 門 科 目	卒 業 必 要 修得単位数
	入 門 科 目	教 養 科 目	外 国 語 科 目	健康スポーツ科目	小 計		
生命環境農学科	6 単 位 以 上	18 単 位 以 上	8 単 位 以 上	1 単 位 以 上	33 単 位 以 上	91 単 位 以 上	124 単 位 以 上

区分 学科	一般教養科目						専 門 教 育 科 目	卒 業 必 要 修得単位数
	大学教育導入 科 目 群	人文・社会科学 科 目 群	自 然 科 学 科 目 群	複 合 領 域 科 目 群	外 国 語 科 目 群	小 計		
共同獣医学科	6 単 位	6 単 位 以 上	10 単 位 以 上	7 単 位 以 上	8 単 位 以 上	37 単 位 以 上	146 単 位 以 上	183 単 位 以 上

(単位の認定及び試験)

第8条 単位の認定及び試験について必要な事項は、鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規で定める。

(教員免許状)

第9条 学生で教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、所要の教職に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 教職に関する単位の修得については、教育職員免許状関係授業科目履修要項（昭和62年鳥取大学農学部要項第4号）で定める。

(その他)

第10条 学則、鳥取大学学生守則（平成7年鳥取大学規則第26号）及びこの規則に定めるもののほか、本学部で必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和2年2月12日鳥取大学規則第6号）

1 この附則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取大学全学共通科目履修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。）第22条第3項の規定に基づき、全学共通科目の授業科目、履修方法及び試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通科目及び一般教養科目の科目区分)

第2条 全学共通科目は、農学部共同獣医学科を除く学部及び学科を対象とし、その科目区分は、次のとおりとする。

入門科目

大学入門ゼミ
情報リテラシ
キャリア入門
データサイエンス入門

教養科目

基幹科目

人文・社会分野 自然分野 実験演習分野

主題科目

人間と文化 人間と科学 人間と環境 健康と生命
世界と地域 教養ゼミナール

キャリア科目

外国語科目

健康スポーツ科目

2 一般教養科目は、農学部共同獣医学科を対象とし、その科目区分は、次のとおりとする。

大学教育導入科目群

人文・社会科学科目群

自然科学科目群

複合領域科目群

外国語科目群

(開設授業科目、単位数及び履修年次)

第3条 全学共通科目及び一般教養科目の科目区分ごとに修得すべき単位数及び履修年次等については、別に定める。

2 全学共通科目及び一般教養科目の科目区分ごとに開設する授業科目及び単位数は、鳥取大学教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）において開設年度の前年度末までに決定する。なお、特に必要と認められる授業科目については、その決定後においても補充することができる。

(外国人留学生の履修及び海外実践教育科目履修の特例)

第4条 第2条に規定するもののほか、外国人留学生のために、日本語・日本事情に関する授業科目を置き、当該授業科目の履修については、鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程（平成5年鳥取大学規則第4号）で定める。

2 第2条に規定するもののほか、海外の教育研究機関と連携し、海外において教育を実施するために、海外実践教育科目を置き、当該授業科目の履修については、鳥取大学における海外実践教育科目の特例に関する規程（平成18年鳥取大学規則第4号）で定める。

(履修手続)

第5条 学生は、毎学期所定の期日までに履修しようとする授業科目を、所定の方法により登録しなければならない。

(単位の認定)

第6条 単位の認定は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号。以下「単位認定規則」という。）に基づき行う。

(試験)

第7条 定期試験は、原則として学期末に行う。ただし、レポート試験、実技試験等を行う場合、定期試験を行わないことがある。

2 追試験は、単位認定規則第6条に該当する者について行う。

3 再試験は、当該学部が定める年次に、所定の要件を満たした者に対し、当該年度に受験した授業科目に限り行うことができる。

(既修得単位等の認定)

第8条 学則第32条の規定による本学に入学前の既修得単位（全学共通科目及び一般教養科目に相当する授業科目に限る。）の認定は、必要に応じ教養教育センター（以下「センター」という。）の意見を聴して、当該学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(他大学等の授業科目履修及び大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第9条 学則第29条の規定により他の大学又は外国の大学において履修した授業科目についての単位の認定及び学則第30条の規定により文部科学大臣が別に定める学修を行ったときの単位の認定は、センターからの審査結果の通知に基づき、当該学部教授会の議を経て、学部長が行う。

2 前項の審査方法等については、センター長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修方法等に関し必要な事項は、教育支援委員会の議を経て、センター長が別に定める。

【参 考】

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取大学農学部履修規程

昭和62年6月10日

鳥取大学農学部規則第7号

(総則)

第1条 鳥取大学農学部における全学共通科目及び専門科目並びに一般教養科目及び専門教育科目の履修については、鳥取大学全学共通科目履修規則及び鳥取大学農学部規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程及び履修方法)

第2条 生命環境農学科の授業科目及び単位数並びに履修方法は、生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項による。

2 共同獣医学科の授業科目及び単位数並びに履修方法(進級認定を含む。)は、共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項による。

3 卒業に必要な全学共通科目及び専門科目並びに一般教養科目及び専門教育科目の修得単位数は、別表1及び2のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、毎学期所定の期日までに履修しようとする授業科目を、所定の方法により登録しなければならない。

附 則(令和6年2月6日鳥取大学農学部規則第2号)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前の入学者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 卒業に必要な全学共通科目及び専門科目修得単位数

学 科 ・ コー ス		全 学 共 通 科 目				専 門 科 目					合 計		
		入 門 科 目	教 養 科 目	外 国 語 科 目	健康スポーツ科目 計	学 科 共 通			コ ー ス			計	
						専 門 科 目	基 礎 科 目	発 展 科 目	探 究 科 目	基 幹 科 目			展 開 科 目
生命環境農学科	国際乾燥地農学	6 単位 以上	18 単位 以上	8 単位 以上	1 単位 以上	33 単位 以上	12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	6 単位 以上	55 単位 以上	91 単位 以上	124 単位 以上
	里地里山環境管理学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	8 単位 以上	53 単位 以上		
	植物菌類生産科学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	20 単位 以上	41 単位 以上		
	農芸化学						12 単位 以上	6 単位 以上	12 単位 以上	28 単位 以上	33 単位 以上		

備考 全学共通科目のうち、教養科目及び外国語科目の修得単位数には、鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程(平成5年鳥取大学規則第4号)により修得した単位を含めることができる。

別表2 卒業に必要な一般教養科目及び専門教育科目修得単位数

学 科	一 般 教 養 科 目						専 門 教 育 科 目			合 計
	大学教育導入 科目群	人文・社会科学 科目群	自然科学 科目群	複合領域 科目群	外国語科目群	計	必修科目	選択科目	計	
共 同 獣 医 学 科	6 単位	6 単位 以上	10 単位 以上	7 単位 以上	8 単位 以上	37 単位 以上	141 単位	5 単位 以上	146 単位 以上	183 単位 以上

備考 一般教養科目のうち、人文・社会科学科目群、複合領域科目群及び外国語科目群の修得単位数には、鳥取大学における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規程(平成5年鳥取大学規則第4号)により修得した単位を含めることができる。

鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規

昭和63年1月18日
鳥取大学農学部規則第2号

第1条 授業科目の単位認定の基礎となる1単位当たりの授業時間数は、鳥取大学単位認定規則に基づき次のとおりとする。

- (1) 講義 15時間
- (2) 演習並びに全学共通科目及び一般教養科目の実技 30時間
- (3) 実験、実習及び実技 45時間
(全学共通科目及び一般教養科目の実技を除く。)

2 学年を前期、後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで(15週)、後期は10月1日から3月31日まで(15週)とする。

3 授業時間は90分を1時限とする。

第2条 学生の出席時間数が前条第1項の規定の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。ただし、次の表の事由により授業に欠席した場合は、出席時間数が同項の規定の5分の3以上である者についても、単位の認定を行うことができる。なお、次の表の事由により欠席した者は、当該授業実施後2週間以内に、学級教員、チューター、又は指導教員の署名又は認印を得た授業欠席届に、次の表に掲げる書類を添えて、当該授業科目の担当教員に提出しなければならない。

事由	書類	備考
負傷又は疾病	証明できる書類等	病院、薬局の領収書等
交通事故	証明できる書類等	
天災その他の非常災害	証明できる書類等	
忌引	葬儀の礼状等	2親等以内の親族の死亡
課外活動	学生生活課学生支援係からの証明	国際大会、全国大会（種目別大会、コンクール、展覧会、演奏会を含む。）、地区大会（県内大会は除き、種目別大会、コンクール、展覧会、演奏会を含む。）
教育実習又は介護等体験	農学部教務係からの証明	
その他	理由書等	学級教員、チューター又は指導教員がやむを得ないと認める事由

第3条 成績の評価は、100点満点で採点して、60点以上を合格とする。

2 成績は、S、A、B、C、Fをもって表し、Fは不合格とする。Sは90点以上、Aは80点～89点、Bは70点～79点、Cは60点～69点、Fは59点以下とする。

3 農学部で指定する科目については、合格、不合格で判定し、P、Fをもって表す。Pは合格、Fは不合格とする。

第4条 授業の完了した科目については、試験を実施する。ただし、論文、報告書、平常成績等をもって試験に代えることができる。

2 試験の時間割は、試験1週間前に発表する。

3 試験に合格と判定された授業科目は、理由の如何にかかわらず取消しは行わない。

第5条 次の表の事由により試験を受けなかった者に限り、追試験を受けることができる。なお、追試験を受けようとする者は、当該試験終了後1週間以内に、追試験願に次の表に掲げる書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

事由	書類	備考
負傷又は疾病	証明できる書類等	病院、薬局の領収書等
交通事故	証明できる書類等	
天災その他の非常災害	証明できる書類等	
忌引	葬儀の礼状等	2親等以内の親族の死亡
その他	理由書等	学部長が相当と認める事由

2 追試験の実施については、掲示等により発表する。

第6条 生命環境農学科における再試験は、卒業判定の時に、所定の単位を修得していない者のうち、次の各号の単位未修得者に対し、卒業を希望する年度において受験した科目について1回限り行うことができる。この場合、再試験を受けようとする者は、再試験願を再試験該当者と認定された日から所定の期日までに学部長に

提出しなければならない。ただし、実技、実験及び実習科目については、再試験を行わない。

(1) 全学共通科目

ア 教養科目については、4単位以内

イ 外国語科目については、2単位以内

(2) 専門科目

ア 必修科目については、4単位以内

イ 選択科目については、2単位以内

- 2 共同獣医学科における再試験は、進級判定の時に、所定の一般教養科目の単位数及び専門教育科目の単位数を修得した者であって、当該年度に受験した6単位未満の単位未修得科目（専門教育科目のうち斉一教育科目群科目に限る。）について、翌年度に1回限り行うことができる。この場合、再試験を受けようとする者は、再試験願を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

なお、一般教養科目については、原則として再試験を行わない。

- 3 再試験に合格した場合の成績の評点は、60点とする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取大学農学部学生交流実施細則

昭和48年 12月 21日
鳥取大学農学部規則第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学学則（以下「学則」という。）第34条及び第54条第3項の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「派遣学生」とは、鳥取大学農学部（以下「本学部」という。）の学生で他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修する者をいう。この場合において、外国の大学には高等教育研究機関を含むものとする。

2 この細則において、「受入学生」とは、特別聴講学生をいう。

3 この細則において、「特別聴講学生」とは、他の大学の学生で本学部の授業科目を履修する者をいう。

4 この細則において、「他の大学の長」とは、大学間協議における協議機関の長をいう。

(範囲)

第3条 この細則において、学生の交流は、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い、その他必要とする事項についての協議（以下「大学間協議」という。）が成立した他の大学との間で行う。ただし、外国の大学にあってはやむを得ない事情があるときは、事前の協議を欠くことができる。

2 前項の大学間協議は、鳥取大学長が行うもののほか、鳥取大学農学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て鳥取大学農学部長（以下「学部長」という。）が行う。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、派遣学生許可願に、大学間協議に基づく必要書類を添えて、学部長に願い出なければならない。

2 前項の願い出の時期は大学間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て学部長が派遣を許可する。ただし、外国の大学に留学する学生については、学則第46条第1項による。

2 学部長は、派遣を許可したとき又は前項ただし書きの許可があったときは、大学間協議に基づき他の大学の長に受入れを依頼するものとする。

(留学期間)

第6条 派遣学生の留学期間は、1年以内とする。ただし、DDP（複数学位制）による派遣学生の留学期間は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学の長と協議のうえ、さらに1年以内の留学期間の延長を認めることができる。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する留学期間は、本学部の修業年限及び在学期間に算入する。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が修得した単位は、鳥取大学農学部では60単位を超えない範囲で本学部で修得したものとみなすことができる。ただし、当分の間その単位数は当該学科において定めるものとする。

2 前項の単位の認定は、他の大学の長の交付する学業成績証明書により教授会が行う。

(派遣の終了)

第9条 派遣学生は、留学期間の終了したときは、ただちに学部長に留学報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第10条 派遣学生は本学に正規の授業料を納付するとともに、他の大学の定めるところにより授業料等を納付しなければならない。

(派遣の中止)

第11条 学部長は、他の大学の長から受入れの取消しの通知を受けたときは、派遣を中止するものとする。

第3章 受入学生

(出願手続)

第12条 受入学生を志願する者は、「特別聴講学生入学願」に、次の各号に掲げる書類を添えて、入学を希望する月の2か月前までに、所属大学の長を通じて学部長に願い出なければならない。

(1) 成績証明書（所属大学等が作成したもの）

(2) 健康診断書

(3) 推薦書（所属大学等の学部長相当以上の役職者によるもの）

2 前項の規定にかかわらず、外国の大学の学生の出願手続については、「特別聴講学生受入許可願」に、前項各号に掲げる書類を添えて、原則として入学を希望する月の4か月前までに、所属大学の長を通じて学部長に願い出なければならないものとし、また、次条の教授会の議を経たものについては、「特別聴講学生入学願」

を提出しなければならない。

(入学の許可)

第13条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て学部長が入学を許可する。

2 学部長は入学を許可したときは、大学間協議に基づき、他の大学の長に通知するものとする。

(受入期間)

第14条 受入学生の受入期間は、1年以内とする。ただし、DDP（複数学位制）による受入期間は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長が事情やむを得ないと認めたときは、他の大学の長との協議に基づき、さらに1年以内の受入期間の延長を認めることができる。

(単位の授与)

第15条 特別聴講学生には、鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規により、所定の単位を与えるものとする。

(学生証)

第16条 受入学生は、学生証又は身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(除籍)

第17条 学部長は、受入学生が成業の見込みのないとき、本学の規則に反する行為があったとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、教授会の議を経て除籍することがある。

第4章 雑則

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学部長が定める。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前の大学院農学研究科の入学生については、この細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取大学農学部聴講生及び科目等履修生規程

平成5年2月15日
鳥取大学農学部規則第1号

(趣旨)

第1条 鳥取大学農学部における聴講生及び科目等履修生（以下「聴講生等」という。）に関する事項は、鳥取大学学則（平成16年鳥取大学規則第55号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(出願手続)

第2条 聴講生等を志願する者は、次に掲げる書類に所定の検定料（現職教育のため任命権者の命により派遣される者を除く。）を添えて、所定の期間内に農学部長に願出しなければならない。ただし、鳥取大学の大学院生は第5号の書類を省略することができる。

- 一 入学志願票（所定の用紙）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書
- 四 最終学校の成績証明書
- 五 保証書（所定の用紙）
- 六 所属長の許可書（現職者のみ）

(履修方法)

第3条 聴講生等の履修方法は、鳥取大学農学部履修規程を準用する。

(履修の制限)

第4条 聴講及び履修を志願した授業科目のうち、学生の学修に妨げのあるものについては、聴講及び履修を制限することがある。

(単位の授与)

第5条 科目等履修生の単位の授与は、鳥取大学農学部単位認定及び試験に関する内規を準用する。

2 聴講生に対する単位認定は行わない。

(単位修得証明書)

第6条 科目等履修生で単位を授与された者には、単位修得証明書を交付する。

(雑則)

第7条 その他聴講生等に関し必要な事項は、教授会の議を経て農学部長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月26日から施行する。

農学部における専門科目及び専門教育科目の成績評価に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学農学部生命環境農学科における専門科目及び共同獣医学科における専門教育科目(以下「専門科目」という。)の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、共同獣医学科については、鳥取大学に本籍を置く学生に適用するものとする。

(成績の評価基準)

第2 専門科目の成績は、次の基準に基づき評価するものとする。

[100点満点で採点して成績を判定する授業科目]

区分	評語	評点	基準
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。
	B	70～79	到達目標を達成し、基礎知識・技能を修得している。
	C	60～69	到達目標を達成し、最低限必要な基礎知識・技能を修得している。
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない、また授業の基礎知識・技能を修得できていない。

[可否により成績を判定する授業科目]

評価	基準
合格	P 到達目標を達成している。
不合格	F 到達目標を達成していない。

[単位の認定を行わない授業科目]

不履修	E	履修登録は行ったが、「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。または、単位の認定試験を受験していない。(論文及びレポート等の未提出を含む)
-----	---	--

[鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号)第32条の規定により既修得単位として認定された科目]

認定	N	到達目標を達成している。
----	---	--------------

(成績評価基準と方法の周知)

第3 専門科目の授業担当教員は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

2 専門科目の授業担当教員は、必要に応じ、期末試験の模範解答等を受講者に公開し、成績に疑義が生じないように努めるものとする。

(成績の報告)

第4 専門科目の授業担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等による自己採点の結果から、明らかに成績評価について疑義がある場合は、当該授業科目の成績公開後 1 週間以内に「成績評価確認願」(別紙様式 1)により申立てを行うことができる。

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、農学部教務委員長を責任者とし、疑義申立ての窓口は、農学部教務係とする。ただし、責任者が授業担当教員である場合及び責任者が事故等特別な事情により対応することができない場合は、教務委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

なお、学生は、授業担当教員に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに授業担当教員(岐阜大学が開設する専門教育科目は、共同獣医学科長とする。)に疑義に対する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 授業担当教員は、責任者から回答を求められた場合、直ちに「教員回答書」(別紙様式 2)により回答を行うものとする。

4 責任者は、授業担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、責任者は、授業担当教員との調整が困難である場合、農学部教務委員会において疑義申立ての正当性を判断し、疑義に対する回答を行うものとする。

(成績評価の修正等)

第7 疑義申立ての結果及びその他の事情により成績評価の修正等が生じた場合、授業担当教員は農学部教務係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、農学部教務委員会において審議決定するものとする。

附 記

1. この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和5年3月31日以前の入学者については、この申合せによる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項

平成11年2月15日
鳥取大学農学部要項第1号

趣旨

- 1 生命環境農学科の学生の全学共通科目及び専門科目の履修は、鳥取大学全学共通科目履修規則（平成5年鳥取大学規則第3号）及び鳥取大学農学部履修規程（昭和62年鳥取大学農学部規則第7号）に定めるもののほか、この要項による。

コース分属

- 2 2年次前期には、いずれかのコースに分属し、専門科目を履修する。
(1) コースは次のとおりとする。
国際乾燥地農学コース，里地里山環境管理学コース，
植物菌類生産科学コース，農芸化学コース
(2) 各コースへの分属の方法は別に定める。

転コース

- 3 転コースを希望する者は、定められた日までに願い出て、当該コースが定める試験に合格した場合は、翌年度に転コースすることができる。なお、転コース方法は別に定める。

授業科目の履修

- 4 授業科目は、全学共通科目教育課程表(別表第1)及び専門科目教育課程表(別表第2)により履修する。
(1) 履修する授業科目等については、必要に応じチューター教員等と相談するものとする。
(2) 在籍するコースの専門科目教育課程表に定められたもの以外の授業科目（教育課程外授業科目）のうち、他コースの専門教育課程表に定められた実験，実習，演習の授業科目の履修を希望する場合は、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願（実験・実習・演習・他学科科目）」を履修手続期間内に学部長に提出するものとする。それ以外の授業科目の履修については、履修登録のみで履修を許可する。
(3) 在籍する学科以外の授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願（実験・実習・演習・他学科科目）」を履修手続期間内に学部長に提出するものとする。
(4) (2)及び(3)により修得した教育課程外授業科目の単位は、専門科目教育課程表(別表第2)の備考欄に定める条件で卒業に必要な専門科目の修得単位として認定することができる。なお、当該修得単位の認定は、卒業判定のときに自動的に行うこととするが、学生は、4年次の所定の期日までに申し出ることにより、認定を希望する科目を指定することができるものとする。
(5) 他学部の専門教育課程表に定められた科目の履修を希望するときは、あらかじめ当該授業科目担当教員の許可を受けた後、「教育課程外授業科目履修願（他学部授業科目分）」を学部長に提出するものとする。ただし、卒業に必要な専門科目の修得単位としては認めない。

生命環境農学演習Ⅰ，Ⅱの履修

- 5 生命環境農学演習Ⅰ，Ⅱを履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。
卒業に必要な124単位のうち78単位以上を修得していること。ただし、3年次編入学生に対しては、この条件は課さない。

卒業研究の履修

- 6 卒業研究を履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。
卒業に必要な124単位のうち94単位以上を修得していること。ただし、3年次編入学生に対しては、この条件は課さない。

附 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

生命環境農学科コース分属要項

平成11年 2月15日
鳥取大学農学部要項第2号

趣旨

1. 生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項(平成11年鳥取大学農学部要項第1号。以下「要項」という。)第2項第2号の規定に基づき、生命環境農学科の学生のコースへの分属の方法は、この要項に定めるものとする。

コース

2. 本要項におけるコースは、次の4コースを指す。
国際乾燥地農学コース、里地里山環境管理学コース、
植物菌類生産科学コース、農芸化学コース

コース分属条件

3. 1年次に、要項別表第1の全学共通科目教育課程表に定める全学共通科目(入門科目、教養科目、外国語科目、健康スポーツ科目)及び要項別表第2に定める学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて16単位以上修得していない者は、分属させない。

なお、この条件は、入学時に分属先のコースが決まっている者にも適用する。

コースの受入可能数

4. 各コースは、実験室・実験器具等の物理的条件、卒業論文指導教員数などにより、学生の受入可能数を定めて、毎年、希望コースの届出に先だてて公表する。

希望コースの届出

5. 学生は、1年次の2月の定められた日までに、所定の方法により希望コースを第4希望まで届け出なければならない。届出をしない者はいずれのコースにも分属させない。なお、定められた日以降の届出の取消しは認めない。

希望コースの変更届

6. 希望コースの集計結果は、2月中旬に掲示により公表する。
7. 公表後、希望コースを変更したい者は、後期成績公表日後の定められた期日までに、様式1の生命環境農学科コース変更届を提出することにより希望コースの変更を願い出ることができる。提出先は、教務係窓口とする。

コースへの分属方法

8. コースへの学生の分属は、次の方法による。
 - (1) コースへの分属の順位は、第1希望者群、第2希望者群、第3希望者群及び第4希望者群の順とする。
 - (2) 同順位の希望者群において、第9に定める方法に基づいて順位付けする。
 - (3) 第1希望者群の上位の者から順に、受入可能数まで分属させる。
 - (4) 希望者がコースの受入可能数を超えたことにより分属させることができなかった者は、受入可能数を満たしていないコースに分属させるものとし、(1)から(3)までに定める方法により行う。
 - (5) その他学部長が特に必要と認めた者は、(1)から(4)までに定める方法によらず、コースに分属させることがある。

順位付け方法

9. 同順位の希望者群における順位付けは、次の方法による。
 - (1) コース分属条件を満たした者を次の3つのグループに分け、その優先順位は、第1グループ、第2グループ及び第3グループの順とする。
第1グループ: 生命環境農学科全学共通科目教育課程表の全学共通科目(入門科目、教養科目、外国語科目、健康スポーツ科目)と学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて32単位以上修得した者のうち、学科共通専門科目(基礎科目)の修得単位数が12単位以上の者
第2グループ: 全学共通科目と学科共通専門科目(基礎科目)を合わせて32単位以上修得した者のうち、学科共通専門科目(基礎科目)の修得単位数が12単位未満の者
第3グループ: 全学共通科目と学科共通専門科目(基礎科目)の合計修得単位数が16単位以上32単位未満の者
 - (2) 各グループにおける優先順位は、1年次のGPAの点数が高い順とする。

分属決定の通知

10. コース分属の結果は、3月中旬までに生命環境農学科教務委員会の議を経て、学部長が決定し、掲示により通知する。

未分属者の取扱い

11. コースに分属されていない者は、2年次以降の授業科目を受講できない。

転分属願の届出と可否の通知

12. コース分属決定後、受入可能数を満たしていないコースへの転分属を希望する者は、3月下旬の定められた日までに様式2の生命環境農学科転分属願を提出することにより転分属を願い出ることができる。ただし、第1希望のコースに分属が決定した者は、転分属を願い出ることにはできない。提出先は、教務係窓口とする。転分属の可否は、3月末日までに、生命環境農学科教務委員会の議を経て、学部長が決定し、掲示により通知する。

附 則

この要項は、令和元年5月13日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式1

生命環境農学科コース変更届

年 月 日

農学部長 殿

年度入学 生命環境農学科

学生番号 _____

氏 名 _____

下記のとおりコースの変更を希望します。

記

希望順位	当初希望コース名	変更希望コース名
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		

注 コースは、第4希望まで記入すること。

様式2

生命環境農学科転分属願

年 月 日

農学部長 殿

年度入学 生命環境農学科

コース名 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

下記のとおり転分属したいので、許可くださるようお願いします。

記

1. 希望する転コース名

2. 理由

コース代表者名 _____ 印

生命環境農学科転コース要項

平成 12 年 6 月 19 日
鳥取大学農学部要項第2号

趣旨

- 1 生命環境農学科全学共通科目及び専門科目履修要項(以下「履修要項」という。)第3項に規定する転コースは、この要項の定めるところによる。

コース

- 2 本要項でいうコースとは、生命環境農学科コース分属要項第2項に定めたものを指す。

転コース条件

- 3 転コース希望者で履修要項第3項該当者は転コースすることができる。

コースの受入数

- 4 受入数は若干名とする。

希望コースの届出

- 5 履修要項第3項に定める転コースを希望する者は、所定の様式に必要事項を記入し、定められた日までに届け出なければならない。

コースへの分属方法

- 6 履修要項第3項で転コースを希望する者のコースへの分属は、次の方式による。
 - ①希望する者には試験を課し、可否を判定する。
 - ②試験日等は、実施日の約1ヶ月前までに公示する。
 - ③考查に合格した者は、所定年次の前期から新しいコースに分属する。ただし、受講状況によっては、所定の年限で卒業できない場合がある。
 - ④考查に不合格となった者は、引き続き既属のコースに所属する。

分属の決定

- 7 前項の結果については、生命環境農学科教務委員会の議を経て学部長が決定し、掲示により通知する。

附 則

この要項は、令和元年5月13日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式
生命環境農学科転コース願
年 月 日
農学部長 殿
年度入学 生命環境農学科
コース名 _____
学生番号 _____
氏 名 _____
下記のとおり転コースしたいので、許可下さるようお願いいたします。
記
1. 希望する転コース名
2. 理由
チューター教員名 _____ 印
コース代表者名 _____ 印

共同獣医学科一般教養科目及び専門教育科目履修要項

平成 7 年 2 月 2 0 日
鳥取大学農学部要項第 6 号

趣旨

1. 共同獣医学科学生一般教養科目及び専門教育科目の履修は、鳥取大学全学共通科目履修規則及び鳥取大学農学部履修規程に定めるもののほか、この要項による。

授業科目の履修

2. 授業科目は、一般教養科目教育課程表（別表第 1）及び専門教育科目教育課程表（別表第 2）により指導教員等の指導を受けて履修する。
3. 総合参加型臨床実習を履修するためには、獣医学共用試験に合格しなければならない。
4. 当該年度に開講された専門教育科目については、各履修年次において必ず履修しなければならない。

進級認定

5. 進級に必要な一般教養科目の修得単位数及び専門教育科目の修得単位数は、別表第 3 のとおりとする。
6. 再試験に係る進級認定並びに翌年度以降に開講される科目の履修及び単位認定の可否は、次に示すもののほか、別表第 4 のとおりとする。
 - (1) 専門教育科目においては、進級判定の時に、所定の一般教養科目の単位数及び専門教育科目の単位数を修得した者であって、当該年度（第 n 年次）に不可と評定された科目の再試験に翌年度（第 $n + 1$ 年次）合格した場合は、翌年度（第 $n + 1$ 年次）に所定の一般教養科目の単位数及び専門教育科目数の単位を修得すれば、翌々年度（第 $n + 2$ 年次）に開講される専門教育科目を履修することができる。
 - (2) 当該年度（第 n 年次）に不可と評定された科目の再試験に翌年度（第 $n + 1$ 年次）不合格であった場合は、その科目については、翌々年度に再履修することとし、進級に必要な単位修得専門教育科目数にかかわらず、翌々年度（第 $n + 2$ 年次）に開講される専門教育科目は履修できない。（第 $n + 2$ 年次に進級できない）
ただし、翌年度中（第 $n + 1$ 年次）に修得した科目の単位は認めることとする。
7. 前 2 項の規定にかかわらず、進級認定時において、次のいずれかに該当する場合は、次の年次に進級できないものとする。
 - (1) 当該年度において履修すべき専門教育科目の演習科目及び実習科目について、未修得の単位数が 2 単位を超える場合
 - (2) 当該年度において履修すべき専門教育科目の必修科目について、不履修（履修登録は行ったが、鳥取大学単位認定規則（平成 5 年鳥取大学規則第 2 号）に定める出席回数に達していない。）科目がある場合又は履修登録をしなかった科目がある場合

卒業論文

8. 卒業論文は、講座（研究室）に分属して担当教員の指導のもとに作成し、指定の期日までに提出しなければならない。

附 則

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 3 1 日以前の入学者については、この要項による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第3 共同獣医学科における進級に必要な一般教養科目修得単位数及び専門教育科目修得単位数

進級する学年	一 般 教 養 科 目						専 門 教 育 科 目			
	大学 教育導入 科目群	人文・ 社会科学 科目群	自然 科学 科目群	複合 領域 科目群	外国 語科 目群	計	齊 一 教 育 科 目 群	科 目 群		計
								必修 科目	選択 科目	
第2年次							4			4
第3年次	6		25			31	36.5			36.5
第4年次							70.5			70.5
第5年次							109.5			109.5
第6年次							115.5			115.5

この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、進級を認めない。

- (1) 当該年度において履修すべき専門教育科目の演習科目及び実習科目について、未修得の単位数が2単位を超える場合
- (2) 当該年度において履修すべき専門教育科目の必修科目について、不履修（履修登録は行ったが、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）に定める出席回数に達していない。）科目がある場合又は履修登録をしなかった科目がある場合

別表第4

再試験に係る進級認定の例

	N 年度	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度	
	第 n 年次	第(n+1)年次			
①	不可 →	再試験合格 第(n+1)年次開講科目履修可 (合格した単位は認める)	第(n+2)年次に進級		留年なし
②	不可 →	再試験不合格 → 第(n+1)年次開講科目履修可 (合格した単位は認める)	再履修で合格 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	第(n+2)年次に進級	1 年留年
③	不可 →	再試験不合格 → 第(n+1)年次開講科目履修可 (合格した単位は認める)	再履修でも不可 → 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	再々履修 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	2 年留年
④	不可 →	再試験不合格 → 新たな不可科目あり → 第(n+1)年次開講科目履修可 (合格した単位は認める)	再履修で合格 新たな不可科目の再試験合格 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	第(n+2)年次に進級	1 年留年
⑤	不可 →	再試験不合格 → 新たな不可科目あり → 第(n+1)年次開講科目履修可 (合格した単位は認める)	再履修で合格 新たな不可科目の再試験不 合格 → 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	新たな不可科目の再履修 第(n+2)年次開講科目履修不可 第(n+1)年次留置き	2 年留年

その年度（N 年度）に履修した専門教育科目のうち不可と評定された科目が6 単位未満であれば進級を認め、翌年度（N+1 年度）に再試験を受験させる。

備考

- ※① 翌年度（N+1 年度）に再試験を受験し、合格すれば、その次の年次（N+2 年度）に進級させる。
- ※② 再試験に不合格であればその翌年度（N+2 年度）に再履修とし、再試験を受験した年度の次の年度（N+2 年度）に開講される専門教育科目は履修できない。ただし、N 年度に不可と評定された科目が開講された次の年度中（N+1 年度）に修得した科目の単位は認める。
- ※③ 再履修で不可と評定された場合、次の年次（N+3 年度）に開講される科目は履修させない。
- ※④ 再試験に不合格で、その年度（N+1 年度）に履修した科目に不可があった場合でも、その翌年度（N+2 年度）に再履修科目に合格し、N+1 年度に不可の評定を受けた科目の再試験に合格した場合は、②の扱いに準ずる。
- ※⑤ 再履修の年度に受験した他の科目の再試験に不合格の場合、次の年次（N+3 年度）に開講される科目は履修させない。

教育職員免許状関係授業科目履修要項

昭和62年6月10日
鳥取大学農学部要項第4号

趣旨

1. 教育職員免許法に定める免許状（以下「免許状」という。）の取得を希望する者（以下「取得希望者」という。）は、別に定めるもののほか、この要項により所定の単位を修得しなければならない。

取得できる免許状

2. 生命環境農学科学生の取得できる免許状は、次のとおりである。

中学校教諭一種免許状 理科
高等学校教諭一種免許状 理科
高等学校教諭一種免許状 農業

単位の修得

3. 免許状の取得希望者は、別表第1から別表第5の規定に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

教育実習

4. 教育実習は、別表第5に定める授業科目の単位を修得した者でなければ履修できない。

附 則

1. この要項は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の入学者については、この要項による改正後の規定にかかわらずなお従前の例による。

別表第1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	教科	基礎資格	最低修得単位数				備考
			教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校	理科	学士の学位を有すること	8 単位	27単位	28単位	4単位	介護等体験（必修）
高等学校	理科			23単位	24単位	12単位	
	農業			23単位	24単位	12単位	

備考

1. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、別表第2に基づいて修得すること。
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」については、別表第3に基づいて修得すること。
「教育の基礎的理解に関する科目等」に含まれる教育実習を、3年次に履修するためには2年次後期までに、4年次に履修するためには3年次後期までに、別表5のとおり所定の単位を修得しておく必要があるため、特に注意をして早い年次から履修計画を立てておくこと。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、科目ごとに別表第4に基づいて修得すること。
4. 「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充てること。
5. 中学校の免許状を希望する者は、介護等体験が義務づけられている。
介護等体験は、2年次に行う。なお、具体的な手続き等の説明は、1年次の説明会で行う。

別表第2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目の区分	授業科目	単位数	最低修得単位数	備考
日 本 国 憲 法	憲法学	2	2	教養科目
体 育	健康スポーツ科学実技	1	2	健康スポーツ科目
	地域スポーツ支援プログラム	1		
外 国 語 コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	2	外国語科目
	コミュニケーション英語B	1		
	実践英語A	1		
	実践英語B	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	2	入門科目
合 計			8	

備考

1. 日本国憲法は教養科目の「憲法学」を修得すること。
2. 体育は健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」から2単位、又は「健康スポーツ科学実技」、「地域スポーツ支援プログラム」からそれぞれ1単位ずつ修得すること。
3. 外国語コミュニケーションは、外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」、「実践英語B」のうちから2単位を修得すること。
4. 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は入門科目の「情報リテラシ」を修得すること。

別表第3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単 位 数	履 修 年 次	開 設 状 況	最低修得単位数		備 考	履 修 年 度	単 位 修 得 の 有 無
科 目	各科目に含める必要事項					中	高			
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	1	教養	2	2			
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	人間と教育－教職入門－	2	1	地域	2	2			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	1	教養	2	2	1科目選択必修		
		地域教育政策論	2	2	地域					
		人権教育論	2	2	地域					
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学	2	1	教養	2	2			
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2	地域	2	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	3	地域	2				
	・総合的な学習の時間の指導法(中学) ・総合的な探究の時間の指導法(高校) ・特別活動の指導法	特別活動と総合的な学習	2	3	地域	2	2			
	・教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)(注) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程と教育方法(ICTの活用含む)	2	2	地域	2	2			
		学習科学論	2	2	地域					
		学習とテクノロジー	2	2	地域					
		教育評価	2	2	地域					
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導・キャリア発達支援論	2	2	地域	2	2			
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)(注)の理論及び方法	教育相談論	2	2	地域	2	2			
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導(中等)	1	3～4	農特	1	1			
		中等教育実習Ⅰ	4	3～4	農特	4				
		中等教育実習Ⅱ	2	3～4	農特		2			
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	地域	2	2			
合 計						27	23			

備考

- 教育実習を履修するためには、別表第5に定める授業科目を予め修得しておかなければならない。
- 中等教育実習Ⅰ・Ⅱについては、中学校の免許状取得を希望する者は「中等教育実習Ⅰ」を、高等学校の免許状取得を希望する者は「中等教育実習Ⅱ」を、中学校と高等学校の両方の免許状取得を希望する者は「中等教育実習Ⅰ」を修得すること。
- 教育実習は3年次又は4年次に履修すること。
教育実習等の説明会を適時開催するので、必ず参加すること。
- 最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。
農特:教育職員免許状取得のために農学部で特別に開設する科目
地域:地域学部で開設する科目
教養:全学共通科目の教養科目として開設する科目

(注) 「教育課程と教育方法(ICTの活用含む)」のみが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。

別表第4 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 中学校理科及び高等学校理科の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	開設状況	備考
教科に関する専門的事項	物理学	○基礎力学	1	生環・専	
		○環境熱力学	1	生環・専	
		○基礎電磁気学	1	農特	3年1Q
		環境エネルギー学	1	生環・専	
	化 学	○基礎無機化学	1	生環・専	
		○基礎有機化学	1	生環・専	
		○分析化学Ⅰ	1	生環・専	
		分析化学Ⅱ	1	生環・専	
		機器分析学Ⅰ	1	生環・専	
		機器分析学Ⅱ	1	生環・専	
		生化学Ⅰ	1	生環・専	
		生化学Ⅱ	1	生環・専	
		無機化学	1	生環・専	
		有機化学Ⅰ	1	生環・専	
		有機化学Ⅱ	1	生環・専	
		有機化学Ⅲ	1	生環・専	
		有機化学Ⅳ	1	生環・専	
		食品科学Ⅰ	1	生環・専	
		食品科学Ⅱ	1	生環・専	
	生物学	○栄養科学Ⅰ	1	生環・専	
		栄養科学Ⅱ	1	生環・専	
		食品機能科学Ⅰ	1	生環・専	
		食品機能科学Ⅱ	1	生環・専	
		生物活性化学Ⅰ	1	生環・専	
		生物活性化学Ⅱ	1	生環・専	
		○基礎生態学	1	生環・専	
		○基礎生化学	1	生環・専	
		基礎生命科学	1	生環・専	
		植物科学	1	生環・専	
		○動物生態学	1	生環・専	
		森林保護学	1	生環・専	
		植物生理学Ⅰ	1	生環・専	
		植物生理学Ⅱ	1	生環・専	
		系統分類学	1	生環・専	
		基礎微生物学	1	生環・専	
		動物分類学概論	1	生環・専	
		動物分類学各論	1	生環・専	
		昆虫科学Ⅰ	1	生環・専	
		昆虫科学Ⅱ	1	生環・専	

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	開設状況	備考
教科に関する専門的事項	生物学	○植物遺伝学概論	1	生環・専	
		植物遺伝学各論	1	生環・専	
		菌類生理生態学Ⅰ	1	生環・専	
		菌類生理生態学Ⅱ	1	生環・専	
		菌類分類学Ⅰ	1	生環・専	
		菌類分類学Ⅱ	1	生環・専	
		保全生態学	1	生環・専	
		植物分類学	1	生環・専	
		分子生物学Ⅰ	1	生環・専	
		分子生物学Ⅱ	1	生環・専	
	地学	地球科学(新しい地球観の基礎)	2	教養	} いずれか1科目 選択必修
		地球科学(ジオパークと自然災害・防災の基礎)	2	教養	
		気象学	1	生環・専	
		地理情報科学	1	生環・専	
		森林管理学	1	生環・専	
		地球学概論	1	生環・専	
		一般地質学Ⅰ	1	生環・専	
		一般地質学Ⅱ	1	生環・専	
		一般地質学Ⅲ	1	生環・専	
	(中学校・理科) 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 (高等学校・理科) 物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験	○物理学実験演習	2	農特	3年後期
		化学実験演習	2	農特	} A:化学実験演習(3年次前期開講) B:化学系基礎実験Ⅰ・Ⅱ A,Bいずれか一方を選択必修 ただし、農芸化学コースの学生のみ B選択可能
		化学系基礎実験Ⅰ	1	生環・専	
		化学系基礎実験Ⅱ	1	生環・専	
		生物学実験演習	2	農特	} A:生物学実験演習(3年次前期開講) B:生物系基礎実験演習Ⅰ・Ⅱ A,Bいずれか一方を選択必修 ただし、植物菌類生産科学コース の学生のみB選択可能
		生物系基礎実験演習Ⅰ	1	生環・専	
		生物系基礎実験演習Ⅱ	1	生環・専	
		地球科学実験演習	2	教養	} いずれか1科目選択必修 * 地学実験演習は、3年次後期
		地学実験演習	2	農特	
		流域システム演習Ⅰ	1	生環・専	
		流域システム演習Ⅱ	1	生環・専	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	科学学習指導分析Ⅰ	2	農特	} 中は4科目必修, 高は2科目選択必修 *分析は2年次、設計は3年次 *Ⅰは前期、Ⅱは後期
		科学学習指導分析Ⅱ	2	農特	
		科学学習指導設計Ⅰ	2	農特	
		科学学習指導設計Ⅱ	2	農特	

備考

1. 中学校理科及び高等学校理科の免許状を希望する場合、(1)に基づいて履修すること。
2. 取得を希望する免許教科に応じて授業科目名の前に○がついている科目(必修科目)を含んで、中学校理科は計28単位以上、高等学校理科は計24単位以上修得すること。
3. 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」は、中学校理科は計8単位、高等学校理科は計4単位以上修得すること。また、2年次に「科学学習指導分析Ⅰ」を優先して履修することが望ましい。
4. 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
5. 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。
6. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。
農特:教育職員免許状取得のために農学部で特別に開設する科目
生環・専:生命環境農学科の専門科目
教養:全学共通科目の教養科目

(2) 高等学校農業の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	開設状況	備考
教科に関する専門的事項	職業指導	○職業指導	4	農特	3年通年
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○農業科教育法	4	農特	3年通年
	農業の関係科目	○生命環境農学概論	1	生環・専	
		○栽培学概論	1	生環・専	
		土壌学概論	1	生環・専	
		栽培肥料学	1	生環・専	
		栽培技術学	1	生環・専	
		開発農村社会学	1	生環・専	
		国際農業開発学	1	生環・専	
		植物栄養学Ⅰ	1	生環・専	
		植物栄養学Ⅱ	1	生環・専	
		植物生態生理学Ⅰ	1	生環・専	
		植物生態生理学Ⅱ	1	生環・専	
		環境土壌学	1	生環・専	
		土壌化学	1	生環・専	
		土壌物理学Ⅰ	1	生環・専	
		土壌物理学Ⅱ	1	生環・専	
		農地造成学	1	生環・専	
		農地保全学	1	生環・専	
		灌漑利水学	1	生環・専	
		水文学	1	生環・専	
		水利用学	1	生環・専	
		農業造構学	1	生環・専	
		資材利用学	1	生環・専	
		水利施設設計学	1	生環・専	
		土質理工学Ⅰ	1	生環・専	
		土質理工学Ⅱ	1	生環・専	
		構造力学Ⅰ	1	生環・専	
		構造力学Ⅱ	1	生環・専	
		構造力学Ⅲ	1	生環・専	
		水理学Ⅰ	1	生環・専	
		水理学Ⅱ	1	生環・専	
		水理学Ⅲ	1	生環・専	
		造林学Ⅰ	1	生環・専	
		造林学Ⅱ	1	生環・専	
		砂防学Ⅰ	1	生環・専	
		砂防学Ⅱ	1	生環・専	
		木材理学Ⅰ	1	生環・専	
		木材理学Ⅱ	1	生環・専	
		農業経営学Ⅰ	1	生環・専	
		農業経営学Ⅱ	1	生環・専	
		農業経済学Ⅰ	1	生環・専	
		農業経済学Ⅱ	1	生環・専	

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数	開設状況	備考
教科に関する専門的事項	農業の関係科目	環境経済学Ⅰ	1	生環・専	
		環境経済学Ⅱ	1	生環・専	
		食料流通学概論	1	生環・専	
		食料流通学各論	1	生環・専	
		森林生態学	1	生環・専	
		作物学概論	1	生環・専	
		作物学各論	1	生環・専	
		園芸学概論	1	生環・専	
		園芸学各論	1	生環・専	
		果樹園芸学Ⅰ	1	生環・専	
		果樹園芸学Ⅱ	1	生環・専	
		植物育種学Ⅰ	1	生環・専	
		植物育種学Ⅱ	1	生環・専	
		蔬菜園芸学Ⅰ	1	生環・専	
		蔬菜園芸学Ⅱ	1	生環・専	
		○農業機械学Ⅰ	1	生環・専	
		農業機械学Ⅱ	1	生環・専	
		飼料作物学Ⅰ	1	生環・専	
		飼料作物学Ⅱ	1	生環・専	
		○畜産学Ⅰ	1	生環・専	
		畜産学Ⅱ	1	生環・専	
		植物保護科学Ⅰ	1	生環・専	
		植物保護科学Ⅱ	1	生環・専	
		農薬化学Ⅰ	1	生環・専	
		農薬化学Ⅱ	1	生環・専	
		発酵生産学Ⅰ	1	生環・専	
		発酵生産学Ⅱ	1	生環・専	
		農業基礎演習Ⅰ	1	生環・専	
		農業基礎演習Ⅱ	1	生環・専	
		農業基礎演習Ⅲ	2	生環・専	
		農業演習Ⅰ	1	生環・専	
		農業演習Ⅱ	1	生環・専	

備考

1. 高等学校農業の免許状を希望する場合、(2)に基づいて履修すること。
2. 取得を希望する免許教科に応じて授業科目名の前に○がついている科目(必修科目)を含んで、高等学校農業は計24単位以上修得すること。
3. 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」は、高等学校農業は4単位修得すること。
4. 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
5. 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。
6. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。
農特:教育職員免許状取得のために農学部で特別に開設する科目
生環・専:生命環境農学科の専門科目
教養:全学共通科目の教養科目

別表第5 教育実習の履修に必要な科目（中学校・理科、高等学校・理科、高等学校・農業）

授 業 科 目	履修 年次	3年次で教育実習を履修する場合 に必要な科目			4年次で教育実習を履修する場合に 必要な科目			備 考
		中・理科	高・理科	高・農業	中・理科	高・理科	高・農業	
教育学概論	1	○	○	○	○	○	○	
人間と教育－教職入門－	1	○	○	○	○	○	○	
教育社会学	1	○	○	○	○	○	○	いずれか1科目 を修得すること
地域教育政策論	2							
人権教育論	2							
発達と教育の心理学	1	○	○	○	○	○	○	
特別支援教育	2				○	○	○	
道德教育論	3				○			
特別活動と総合的な学習	3				○	○	○	
教育課程と教育方法(ICTの活用含む)	2	○	○	○	○	○	○	
生徒指導・キャリア発達支援論	2	○	○	○	○	○	○	
教育相談論	2	○	○	○	○	○	○	
科学学習指導分析Ⅰ	2	◇	◇		○	○※		理科のみ
科学学習指導分析Ⅱ	2	◇	◇		○	○※		
科学学習指導設計Ⅰ	3				○	○※		
科学学習指導設計Ⅱ	3				○	○※		
農業科教育法	3						○	農業のみ

備考

- 3年次で教育実習を履修するためには、2年次終了時まで、この表で○を付した科目を6科目以上修得しておかなければならない。
なお、◇を付した科目については、教育実習を履修するまでに修得しておくことが望ましい。
- 4年次で教育実習を履修するためには、3年次終了時まで、この表で○を付した科目をすべて修得しておかなければならない。ただし、
高等学校理科の免許状のみを取得する場合、○※を付した科目については、4科目のうち2科目以上を修得していればよい。

食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格関係授業科目履修要項

平成 12 年 2 月 21 日
鳥取大学農学部要項第 1 号

趣旨

- 食品衛生法に定める食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得を希望する植物菌類生産科学コース及び農芸化学コースの学生(以下「希望者」という。)は、別に定めるもののほか、この要項により所定の単位を修得しなければならない。

単位の修得

- 希望者は、別表に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

附 則

- この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 5 年 3 月 31 日以前の入学者については、この要項による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表 (植物菌類生産科学コース、農芸化学コース)

区分	基本科目名	左記科目に該当する科目名	選択別	単位数
A 群 化学関係	分析化学	分析化学Ⅰ	必修	1
		分析化学Ⅱ	必修	1
	無機化学	基礎無機化学	必修	1
		無機化学	選択	1
	有機化学	基礎有機化学	必修	1
		有機化学Ⅰ	選択	1
		有機化学Ⅱ	選択	1
		有機化学Ⅲ	選択	1
		有機化学Ⅳ	選択	1
B 群 生物化学関係	生物化学	生化学Ⅰ	必修	1
		生化学Ⅱ	必修	1
		生化学Ⅲ	選択	1
		生化学Ⅳ	選択	1
		生物活性化学Ⅰ	選択	1
		生物活性化学Ⅱ	選択	1
	食品化学	食品科学Ⅰ	必修	1
		食品科学Ⅱ	選択	1
		栄養科学Ⅰ	必修	1
		栄養科学Ⅱ	選択	1
		食品機能科学Ⅰ	選択	1
		食品機能科学Ⅱ	選択	1
C 群 微生物学関係	食品製造学	発酵生産学Ⅰ	必修	1
		発酵生産学Ⅱ	必修	1
	微生物学	基礎微生物学	必修	1
		微生物制御学	選択	1
		菌類分類学Ⅰ	選択	1
		菌類分類学Ⅱ	選択	1
		菌類遺伝育種学	選択	1
		菌類生理生態学Ⅰ	選択	1
		菌類生理生態学Ⅱ	選択	1
	食品微生物学	きのこ栽培学	選択	1
		微生物生理学	必修	1

D群 公衆衛生学関係	食品衛生学	食品衛生学	必修	1
	環境衛生学	環境衛生学	必修	1
最低修得単位数小計（A＋B＋C＋D）				22 単位
E群 その他関連科目	環境汚染物質 分析学	農薬化学Ⅰ	必修	1
		農薬化学Ⅱ	必修	1
		機器分析学Ⅰ	選択	1
		機器分析学Ⅱ	選択	1
		機器分析学Ⅲ	選択	1
		機器分析学Ⅳ	選択	1
	植物生理学	植物生理学Ⅰ	選択	1
		植物生理学Ⅱ	選択	1
		植物栄養学Ⅰ	選択	1
		植物栄養学Ⅱ	選択	1
		植物育種学Ⅰ	選択	1
		植物育種学Ⅱ	選択	1
	環境生物学	植物バイオテクノロジーⅠ	選択	1
		植物バイオテクノロジーⅡ	選択	1
		植物保護科学Ⅰ	選択	1
		植物保護科学Ⅱ	選択	1
		飼料作物学Ⅰ	選択	1
		飼料作物学Ⅱ	選択	1
		昆虫科学Ⅰ	選択	1
		昆虫科学Ⅱ	選択	1
	畜産化学	畜産学Ⅰ	選択	1
		畜産学Ⅱ	選択	1
	実習	農芸化学実験Ⅰ	選択	3
		農芸化学実験Ⅱ	選択	3
		農芸化学実験Ⅲ	選択	3
		農芸化学実験Ⅳ	選択	3
		生物系基礎実験演習Ⅰ	選択	1
		生物系基礎実験演習Ⅱ	選択	1
		生物系基礎実験演習Ⅲ	選択	2
		植物菌類生産科学基礎演習	選択	2
植物菌類生産科学実験演習Ⅰ		選択	1	
植物菌類生産科学実験演習Ⅱ		選択	1	
農業基礎演習Ⅰ		選択	1	
農業基礎演習Ⅱ		選択	1	
農業基礎演習Ⅲ		選択	2	
最低修得単位数合計（A＋B＋C＋D＋E）				40 単位

- (1) 希望者は、植物菌類生産科学コース及び農芸化学コースに所属する者に限る。
- (2) 必修科目を全て修得し、A群からD群までの単位数が22単位以上かつA群からE群までの総単位数が40単位以上になるように修得すること。
- (3) それぞれの授業科目は、所属する教育コースの教育課程表に定められた年次に履修すること。また、所属する教育コースの教育課程表に載っていない授業科目を履修する場合には、当該授業科目を開設している教育コースの教育課程表に定められた年次以降に履修すること。

食の6次産業化プロデューサー資格の認定申請に係る授業科目履修要項

平成29年3月2日
鳥取大学農学部要項第4号

趣旨

1. この要項は、食の6次産業化プロデューサーの資格（レベル3）の認定申請を希望する本学学生（以下「希望者」という。）が修得すべき授業科目・単位について必要な事項を定めるものとする。

単位の修得

2. 希望者は、別表に掲げる全ての授業科目を履修し、当該全ての授業科目の単位を修得しなければならない。
3. 食マネジメントⅠ及び食マネジメントⅡの履修については、別表に掲げるこれら以外の全ての授業科目の単位を修得している者又は修得見込みの者が履修することができるものとする。

修了証の交付

4. 別表に掲げる全ての授業科目の単位を修得した希望者に修了証を交付する。
5. 修了証を交付された希望者は、食の6次産業化プロデューサーのレベル3の資格の認定申請をすることができる。

その他

6. 上記以外で必要と認められる事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

別表

科目名	区分	単位数
農業経営学Ⅰ	必修	1
農業経営学Ⅱ	必修	1
6次産業化論	必修	1
簿記論Ⅰ	必修	1
簿記論Ⅱ	必修	1
会計学	必修	1
マーケティング論	必修	1
食料流通学概論	必修	1
事業計画論	必修	1
食マネジメント演習	必修	2
食マネジメントⅠ	必修	2
食マネジメントⅡ	必修	2
生命環境農学概論	必修	1
合計		16

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

自然再生士補資格関係授業科目履修要項

平成 30 年 3 月 2 日
鳥取大学農学部要項第 1 号

趣旨

1. 自然再生士補の資格取得を希望する学生(以下「希望者」という。)は、別に定めるもののほか、この要項により所定の単位を修得しなければならない。

単位の修得

2. 希望者は、別表に基づき、次に掲げるいずれかの所定の単位を修得しなければならない。
- (1) 実験・実習分野から 3 科目以上 6 単位以上、かつ講義分野から 2 科目以上 4 単位以上を修得すること。
- (2) 実験・実習分野又は講義分野から 6 科目 12 単位以上を修得すること。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前の入学者については、この要項による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

実験・実習(演習)分野		講義分野	
指定分野	科目	指定分野	科目
①自然環境調査と分析, 評価に係る実習・演習	・流域システム演習Ⅰ ・流域システム演習Ⅱ	① 自然再生・自然環境概論	・基礎生態学 ・森林生態学 ・里地里山論Ⅰ ・里地里山論Ⅱ ・里地里山論Ⅲ ・景観生態学Ⅰ ・景観生態学Ⅱ
②動・植物同定調査に係る実習・演習(森林動物学実習, 森林昆虫学実習を含む)	・里山生態実習Ⅰ	②自然再生・自然環境保全に係る計画(設計)学	・造林学Ⅰ ・砂防学Ⅰ ・造園学 ・自然再生論 ・地理情報科学
③地域環境資源調査に係る実習・演習		③自然再生・自然環境保全に係わる施工計画・施工学	・保全生態学 ・砂防学Ⅱ
④自然環境保全活動に係る実習・演習	・里山森林実習Ⅱ ・里山森林実習Ⅲ ・里山生態実習Ⅱ	④自然再生・自然環境保全に係わる維持管理計画・管理学	・森林管理学 ・造林学Ⅱ ・野生動物保護管理学
⑤生態学実習・演習		⑤植物(草本類, 木本類, 水生植物等)分類・生態・生理学	・植物分類学 ・菌類分類学Ⅰ ・菌類分類学Ⅱ ・菌類生理生態学Ⅰ ・菌類生理生態学Ⅱ
⑥プレゼンテーション・コーディネート能力育成に係る実習		⑥動物(哺乳類, は虫類, 両生類, 昆虫, 鳥類, 魚類等)分類・生態・生理学	・系統分類学 ・動物分類学概論 ・動物分類学各論 ・森林保護学 ・動物生態学
		⑦環境リスクマネジメント学	・自然災害論
		⑧環境経済学	・環境経済学Ⅰ ・環境経済学Ⅱ
		⑨地域環境学・地域生態論	・地球学概論 ・土壌学概論 ・気象学 ・流域地形学Ⅰ ・流域地形学Ⅱ
		⑩環境関連法規	・森林政策学

注：実験・実習科目欄に定める授業科目の履修は、里地里山環境管理学コースの学生が優先されるため、里地里山環境管理学コース以外の学生の履修は、履修者数に余裕があり、授業担当教員が許可した場合に限る。

樹木医補資格関係授業科目履修要項

令和 6 年 3 月 19 日
鳥取大学農学部要項第 1 号

趣旨

1. 樹木医補の資格取得を希望する学生(以下「希望者」という。)は、別に定めるもののほか、この要項により所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

単位の修得

2. 希望者は、入学年度(編入学又は再入学をした者は、相当年次生として在学する課程の年度)により、適用対象となる別表第 1-1 又は別表第 1-2 に掲げる科目について、講義科目から 6 分野 14 単位以上及び実験・実習科目から 4 分野 4 単位以上を修得しなければならない。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 3 月 19 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。
- 2 樹木医補資格関係授業科目履修要項(平成 31 年 3 月 1 日鳥取大学農学部要項第 1 号)は、廃止する。

別表第 1-1

適用対象：平成 29 年(2017 年)4 月入学生以降／令和 3 年(2021 年)3 月卒業生以降

分 野 名	講義科目 (6 分野 14 単位以上)		実験・実習科目 (4 分野 4 単位以上)	
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
樹 木 の 分 類	植物分類学	1		
	森林生態学	1		
	樹木医学生理学	1		
立 地 ・ 土 壤	土壌学	1	流域システム演習Ⅱ(流域水文地質)	1
植 物 病 理	植物病理学概論	1		
	植物病理学各論	1		
	菌類生態学Ⅰ	1		
昆 虫 ・ 動 物	動物生態学	1	里山森林実習Ⅱ(造林・保護)	1
樹 木 医 学				
農 薬 科 学	農薬化学Ⅰ	1		
	農薬化学Ⅱ	1		
造 園 学	造園学	1	里山森林実習Ⅲ(緑地管理)	1
	自然再生論	1		
樹 木 医 補 総 合	森林保護学	1	里山生態実習Ⅰ(分類・生態)	1
	木材理学Ⅰ	1		

注 1：実験・実習科目欄に定める授業科目の履修は、里地里山環境管理学コースの学生が優先されるため、里地里山環境管理学コース以外の学生の履修は、履修者数に余裕があり、授業担当教員が許可した場合に限る。

注 2：樹木医学研究に係る「卒業研究」は、内容に該当する分野の実験・実習科目の 1 科目とすることができる。

別表第 1-2

適用対象：令和 3 年(2021 年)4 月入学生以降／令和 7 年(2025 年)3 月卒業生以降

分 野 名	講義科目 (6 分野 14 単位以上)		実験・実習科目 (4 分野 4 単位以上)	
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
樹 木 の 分 類	植物分類学	1		
	森林生態学	1		
	樹木医学生理学	1		
立 地 ・ 土 壤	森林管理学	1		
	土壌学概論	1	流域システム演習Ⅱ(流域水文地質)	1
植 物 病 理	植物病理学概論	1		
	植物病理学各論	1		
	菌類生態学Ⅰ	1		
昆 虫 ・ 動 物	動物生態学	1	里山森林実習Ⅱ(造林・保護)	1
樹 木 医 学				
農 薬 科 学	農薬化学Ⅰ	1		
	農薬化学Ⅱ	1		
造 園 学	造園学	1	里山森林実習Ⅲ(緑地管理)	1
	自然再生論	1		
樹 木 医 補 総 合	森林保護学	1	里山生態実習Ⅰ(分類・生態)	1
	木材理学Ⅰ	1		

注 1：実験・実習科目欄に定める授業科目の履修は、里地里山環境管理学コースの学生が優先されるため、里地里山環境管理学コース以外の学生の履修は、履修者数に余裕があり、授業担当教員が許可した場合に限る。

注 2：樹木医学研究に係る「卒業研究」は、内容に該当する分野の実験・実習科目の 1 科目とすることができる。

農業 DX 人材養成プログラム（学修証明プログラム）修了申請に係る授業科目履修要項

令和 5 年 4 月 1 日
鳥取大学農学部規則第 3 号

趣旨

1. この要項は、農業 DX 人材養成プログラム（学修証明プログラム）の修了申請を希望する植物菌類生産科学コースの学生（以下「希望者」という。）が修得すべき授業科目・単位について必要な事項を定めるものとする。

単位の修得

2. 希望者は、別表に基づき、所定の単位を修得しなければならない。

修了証の交付

3. 別表に掲げる所定の授業科目の単位を修得した希望者に修了証を交付する。

その他

4. 上記以外で必要と認められる事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

別表

農業 DX 人材養成プログラム履修科目群

区分	科目名	必選別	履修年次	単位数	備考
農業実習科目群	農業基礎演習Ⅰ	必修	2 年次	1	8 単位
	農業基礎演習Ⅱ	必修	2 年次	1	
	農業基礎演習Ⅲ	必修	2 年次	2	
	農業演習Ⅰ	必修	3 年次	1	
	農業演習Ⅱ	必修	3 年次	1	
	農業演習Ⅲ	必修	3 年次	1	
	農業演習Ⅳ	必修	3 年次	1	
	小計			8	
農業 DX 関連科目群	データサイエンス入門	必修	1 年次	1	6 単位以上
	情報リテラシ	必修	1 年次	1	
	基礎統計学	選択	1 年次	1	
	多変量データ解析	選択	3 年次	1	
	推測統計学	選択	3 年次	1	
	農業機械学Ⅰ	選択	3 年次	1	
	農業機械学Ⅱ	選択	3 年次	1	
	農産計測工学Ⅰ	選択	3 年次	1	
	農産計測工学Ⅱ	選択	3 年次	1	
	小計			9	
食の 6 次産業化プロ デューサー関連科目 群	6 次産業化論	必修	2 年次	1	4 単位以上
	農業生産工程管理学	必修	3 年次	1	
	食料流通学概論	選択	1 年次	1	
	農業経営学Ⅰ	選択	2 年次	1	
	食マネジメント演習	選択	2 年次	2	
	農業経営学Ⅱ	選択	3 年次	1	
	マーケティング論	選択	2 年次	1	
	簿記論Ⅰ	選択	2 年次	1	
	簿記論Ⅱ	選択	2 年次	1	
	小計			10	
取得単位数合計					18 単位以上

注：希望者は、植物菌類生産科学コースに所属し、農業演習Ⅰ～Ⅳで農業 DX コースを選択した学生に限る。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日
鳥取大学規則第 43 号

(目的)

第 1 条 この規程は、鳥取大学(以下「本学」という。))におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対処等に関し必要な事項を定めることにより、もって就学、就労、教育及び研究(以下「就学・就労等」という。))に係る環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントその他ハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動をいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上若しくは研究上の地位又は人間関係等の優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育又は研究の適正な範囲を超えて行う不適切な言動をいう。
- 四 パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されるものをいう。
- 五 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職務上優位にある職員による、又は職員間における、妊娠、出産、育児、介護に関する制度等の利用又は妊娠したこと等に関する不適切な言動をいう。
- 六 その他ハラスメント 前 4 号に掲げるもの以外の相手の意に反する不適切な言動をいう。
- 七 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのために、構成員の就学・就労等の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、構成員の就学・就労等において不利益を受けることをいう。
- 八 構成員 本学のすべての役員、職員、学生、生徒、児童、幼児、大学に派遣されている派遣労働者並びにその他大学において修学、教育、研究、研修及び受講する者をいう。
- 九 構成員等 構成員並びに学生等の保護者、患者、及び大学に関係のある業者等をいう。
- 十 職員 本学に勤務するすべての職員をいい、契約職員を含む。
- 十一 部局等 本学の大学経営戦略室、大学評価室、監査室、事務局、地域学部、医学部（医学系研究科を含む。）、工学部（工学研究科を含む。）、農学部、持続性社会創生科学研究科、連合農学研究科、共同獣医学研究科、附属図書館、附属学校部、医学部附属病院、国際乾燥地研究教育機構、教育支援・国際交流推進機構、研究推進機構、とっとり NEXT イノベーションイニシアティブ、地域価値創造研究教育機構、情報戦略機構、染色体工学研究センター、保健管理センター及び技術部をいう。
- 十二 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。ただし、監査室にあつては、事務局長とする。

(大学の責務)

第 3 条 本学は、ハラスメントが構成員の人権や就学・就労等の権利等を侵害するものであり、あつてはならないものであるという認識のもとに、ハラスメントの防止等に取り組むものとする。

(構成員の責務)

第 4 条 すべての構成員は、ハラスメントが許されないことを正しく認識して相互に人権を尊重し、ハラスメントの防止に協力しなければならない。

(学長等の責務)

第 5 条 学長は、構成員に対し、ハラスメントがないキャンパス環境を維持するため、本学におけるハラスメントの防止のため

に必要な措置を講じるものとする。

2 部局長は、当該部局等におけるハラスメントの防止等のために必要な措置を講じるものとする。

(監督者の責務)

第6条 構成員を監督する地位にあるものは、ハラスメントを防止し、及び排除するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、構成員のハラスメントに関する注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- 二 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、職場内等にハラスメント又はハラスメントに起因する問題が発生しないよう配慮すること。

(相談窓口)

第7条 本学に、構成員等からのハラスメントに関する相談(以下「相談」という。)に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談は、ハラスメントを受けた本人のみが行うことができる。ただし、障害等が理由で、本人が相談することが困難である等、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(ハラスメント相談員)

第8条 相談窓口にはハラスメント相談員(相談に対応する職員をいう。以下「相談員」という。)を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 鳥取大学学生相談室相談員のうち、各学部から推薦された教員
- 二 保健管理センターの教員 1人
- 三 附属学校部教員 2人
- 四 総務企画部人事課長
- 五 米子地区事務部総務課長六 医学部附属病院看護部長七 その他学長が指名する者

2 前項第2号、第3号及び第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 相談員は、学長が任命する。

4 第1項に掲げる者のほか、学長は必要に応じて学外の専門家の中から相談員を置くことができる。

(相談員の任務)

第9条 相談員は、相談に真摯に対応するとともに、当該相談があった事実、当該相談においてハラスメントを受けたものとして申し立てた者(以下「申立者」という。)の意向等について、所定の様式によりハラスメント相談記録を作成し、次条に規定するハラスメント防止・対策委員会委員長に速やかに報告しなければならない。

2 相談員は、相談に関する対応能力の向上に努めなければならない。

3 相談員の相談への対応方法については、別に定める。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第10条 本学に、ハラスメントを防止し、対策等を講じるため、鳥取大学ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を置く。

2 防止・対策委員会は、学長の指示のもとに、次に掲げる事項を審議及び検討する。

- 一 ハラスメントの防止に関する基本的方針
- 二 ハラスメントの事実関係の調査、措置及び環境改善等
- 三 ハラスメントの被害救済等に関し必要な措置
- 四 ハラスメントの防止に関する研修、支援策等

3 防止・対策委員会は、前項の事項について、学長の命を受け必要な措置等を実施することができる。

4 防止・対策委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 理事(教育担当)

二 理事(総務担当)

三 各学部の副学部長 各 1 人

四 相談員のうちから学長が指名する者 若干人

五 ハラスメントの防止に関し専門的知識を有する者で学長が指名する者 若干人

六 総務企画部長

七 学生部長

5 前項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 防止・対策委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

7 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長は、前条第 1 項の規定により相談員から報告があったときは、速やかに防止・対策委員会を招集しなければならない。この場合において、当該事案の申立者若しくは申立者に対してハラスメントを行ったとされる者(以下「被申立者」という。)となった委員又は当該事案の申立者及び被申立者(以下「当事者」という。)との間に特別な利害関係がある委員は、委員会の審議に加わることはできない。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

10 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

11 防止・対策委員会は、出席委員の 3 分の 2 以上をもって議決する。

12 防止・対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(緊急措置)

第 11 条 委員長は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、緊急の対応を要すると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長と協議の上、緊急措置を講ずることができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

(関係部局長への調整の要請)

第 12 条 委員長は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、関係部局等において当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図ることが妥当であると判断した場合は、防止・対策委員会に諮る前に、関係部局長に調整を要請することができる。

2 委員長は、必要に応じ、学長へ前項の事案について報告するものとする。

3 関係部局長は、委員長から調整の要請があった場合は、これに従い適切な措置を講じなければならない。

4 委員長は、調整に当たり、必要と認める場合は、当該事案の相談を受けた相談員に協力を要請することができる。

5 委員長は、当該事案が関係部局長の調整では解決できなかった場合は、防止・対策委員会に諮り適切な措置を講じるものとする。

6 委員長は、当該事案が障害を理由とする差別による人権侵害に当たると判断した場合は、鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(令和 3 年鳥取大学規則第 42 号)に定める障害者差別対策委員会委員長に報告し、適切な措置を依頼するものとする。

(事実関係の調査)

第 13 条 防止・対策委員会は、第 9 条第 1 項の規定により相談員から報告のあった事案について、事実関係を調査する必要があると判断したときは、その調査に当たするため、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 防止・対策委員会は、調査委員会を設置した場合は、申立者にその旨を通知する。

3 調査委員会の委員は、調査対象となる事案に応じて、防止・対策委員会の選考により学長が指名するものとする。ただし、調査の公平性・中立性の観点から、当該事案の相談員又は当該事案の当事者との間に特別な利害関係がある者を指名することはできない。

4 調査委員会の委員には、学外者を加えることができる。

5 調査委員会は、必要に応じ委員以外の者の意見を聴くことができるものとする。

6 調査委員会は、当事者その他関係者から公正な事情聴取を行い、所定の様式により調査結果を速やかに防止・対策委員会に報告する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。

(防止・対策委員会による認定等)

第14条 防止・対策委員会は、前条第6項による報告があったときは、当該報告に基づき、ハラスメントの有無の認定及び講ずべき措置等について審議を行うものとする。

2 委員長は、前項による審議の結果を、関係資料を添えて速やかに学長に報告するものとする。

3 委員長は、ハラスメントの有無の認定結果及び実施しようとする措置等を速やかに当事者に通知するものとする。

(不服申立て)

第15条 当事者は、前条第3項の規定により通知のあった認定結果に不服があるときは、当該通知を受理した日の翌日から起算して14日以内(ただし、当該期間の末日が休日(鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(平成16年鳥取大学規則第45号)第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。))に該当する場合は、当該末日の直後の休日以外の日を当該期間の末日とする。))に、1回に限り防止・対策委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、書面により行う。

(再調査)

第16条 防止・対策委員会は、前条の規定により当事者から不服申立てがあったときは、当該不服申立てに基づき審議し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、ハラスメント再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設置して再調査を行うものとする。

一 調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合

二 事実認定に影響を及ぼす新たな証拠が提出された場合

三 事実認定に影響を与えた証拠が虚偽であると証明された場合

四 その他再調査の実施により事実認定に影響が及ぶと判断される根拠がある場合

2 防止・対策委員会は、再調査を行う場合はその旨を当事者に、再調査を行わない場合はその理由を付して不服申立てを行った者に通知するものとする。

3 再調査委員会の委員の選考及び再調査実施後の防止・対策委員会の手続については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、防止・対策委員会が必要と認めた場合は、当該不服申立てに係る調査委員会の委員の全部又は一部を再調査委員会の委員に指名することができる。

4 第2項の通知及び再調査の結果に対する不服申立ては認めない。

(調査結果への対処)

第17条 学長は、第14条第2項(前条第3項の規定により準用する場合を含む。))の報告に基づき、ハラスメントの事実を認定し、かつ、懲戒処分等の必要性を認めた場合は、学内規則に基づき措置を講ずるものとする。

(専門部会)

第18条 防止・対策委員会に、第10条第2項第1号に掲げる事項を専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(不利益取扱の禁止)

第19条 役員及び職員は、相談、相談に係る事実関係の調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(人権の尊重及び守秘義務)

第20条 相談の当事者は、正当な理由なく相談の内容を第三者に伝える等、一方的に関係者のプライバシーを侵し、名誉を傷つけ、人権を損なうような言動を行ってはならない。

2 防止・対策委員会委員，調査委員会委員，相談員その他ハラスメントに起因する問題の解決に向けた諸手続に関与した者（調査委員会で証言を行った者を含む。）は、当事者その他関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく知り得た情報を漏らしてはならない。

（事務）

第21条 この規程に関する事務は、関係部局等の協力を得て総務企画部人事課において処理する。

（雑則）

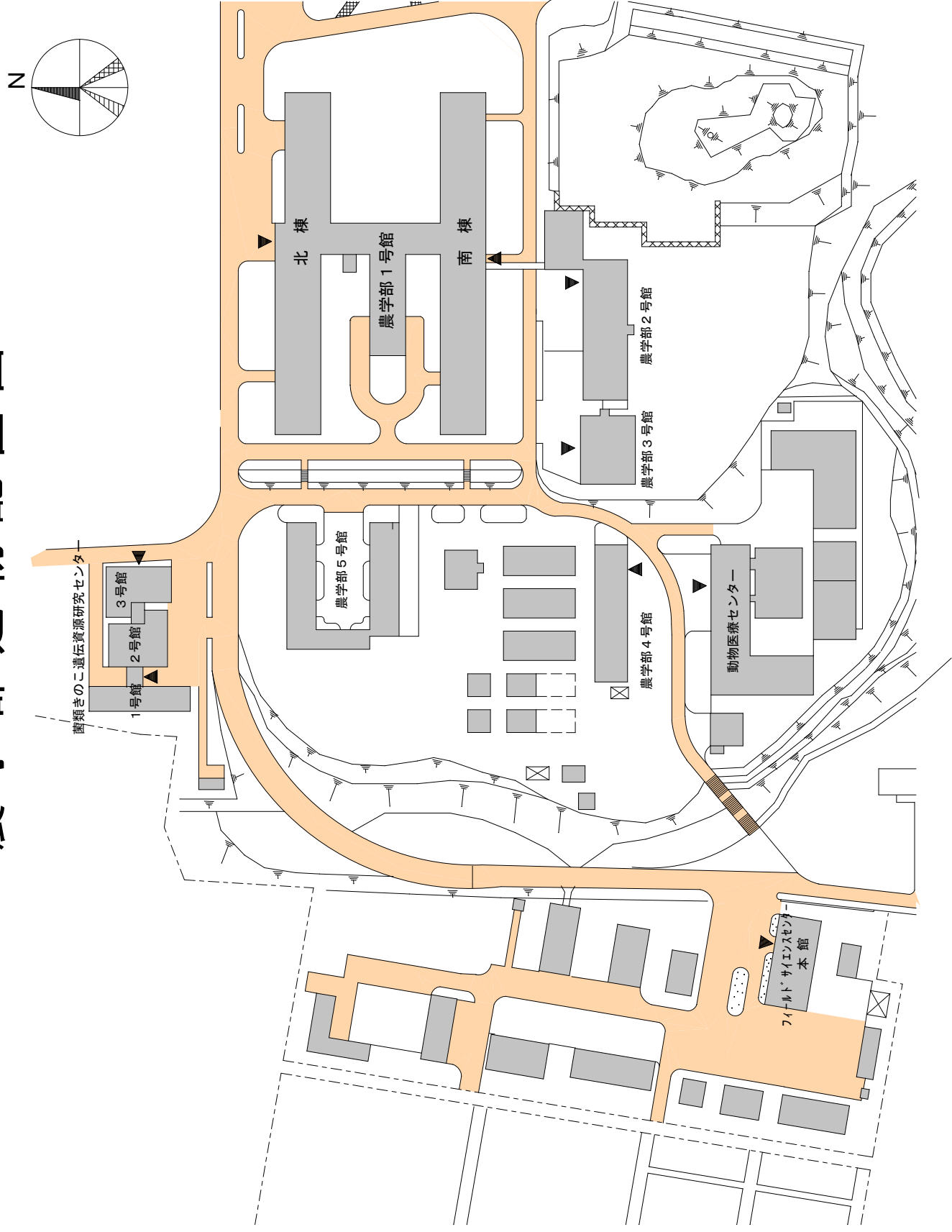
第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

そ の 他

農学部建物配置図



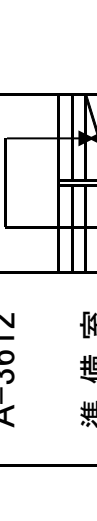
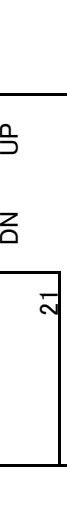
農学部1号館建物配置図

1階



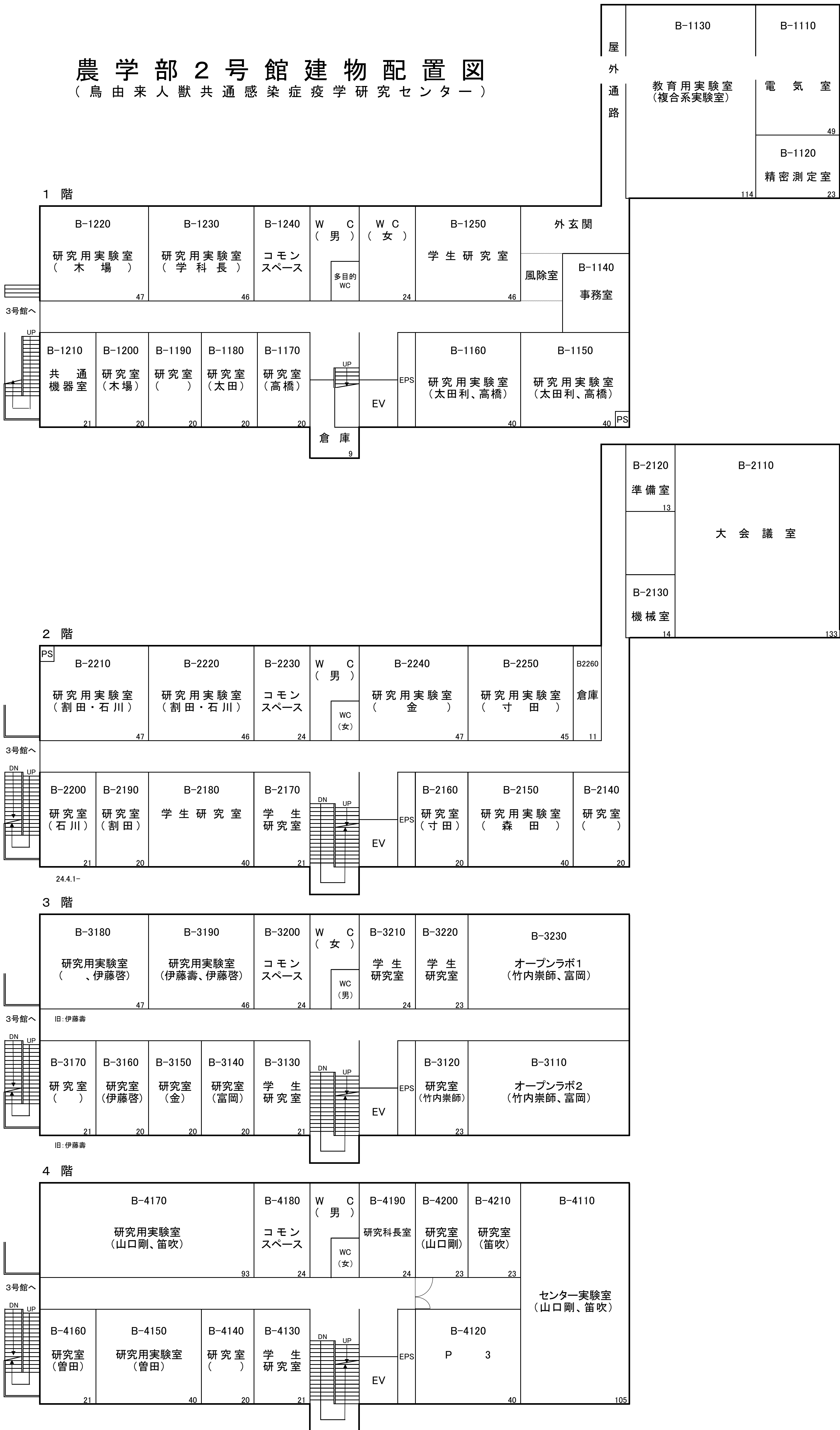
[illegible]

エシベータ	7
ナール	7

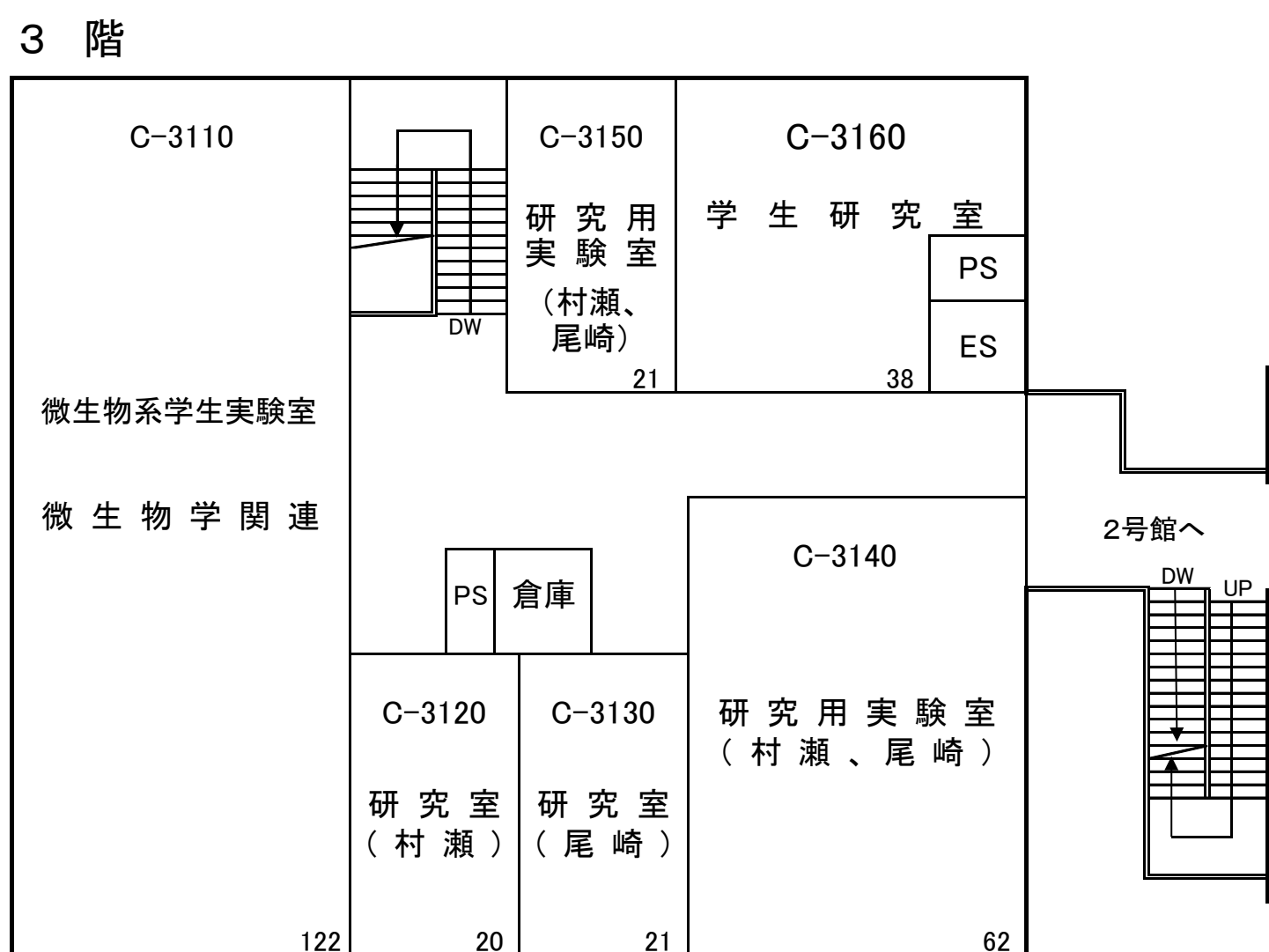
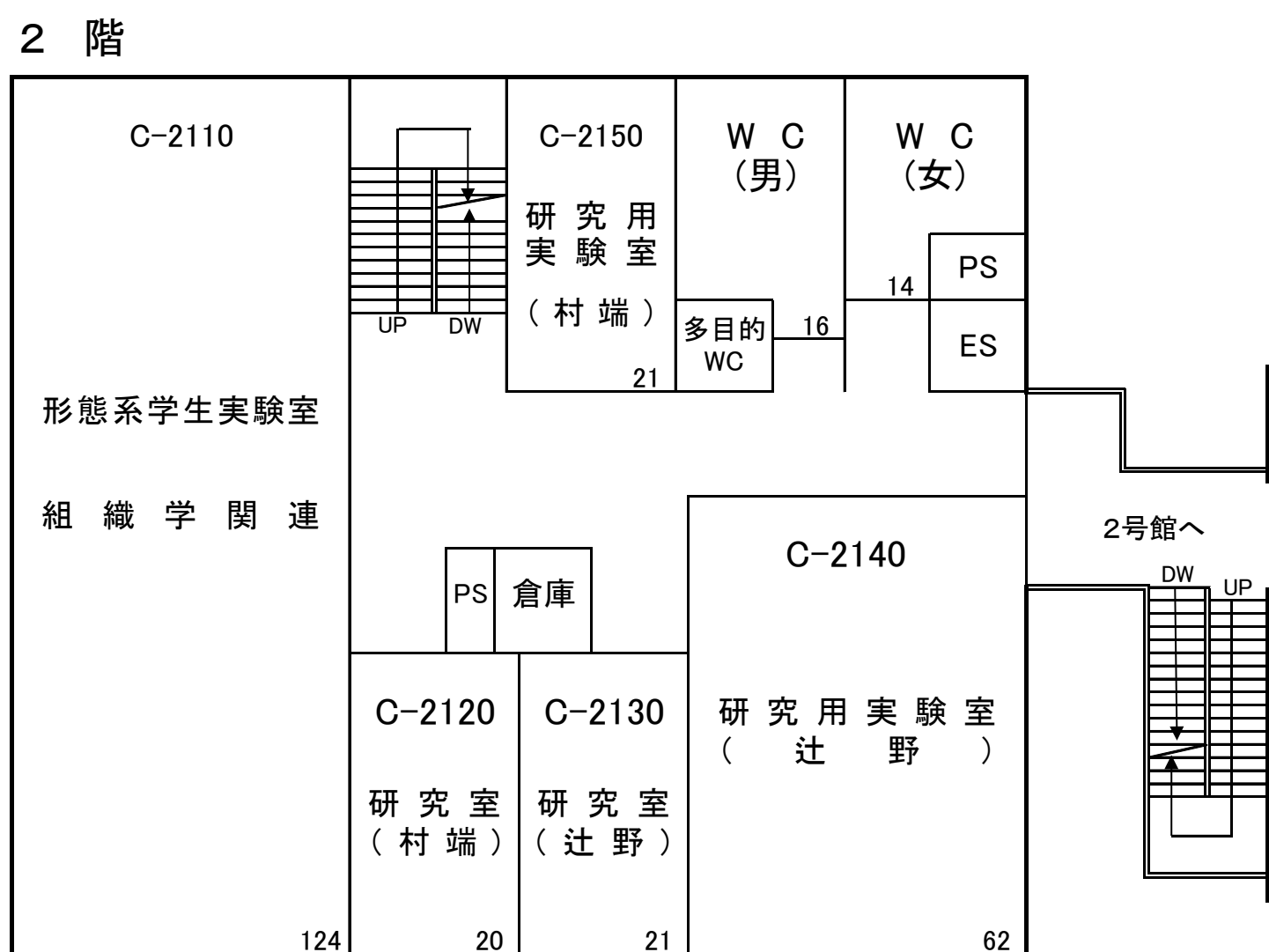
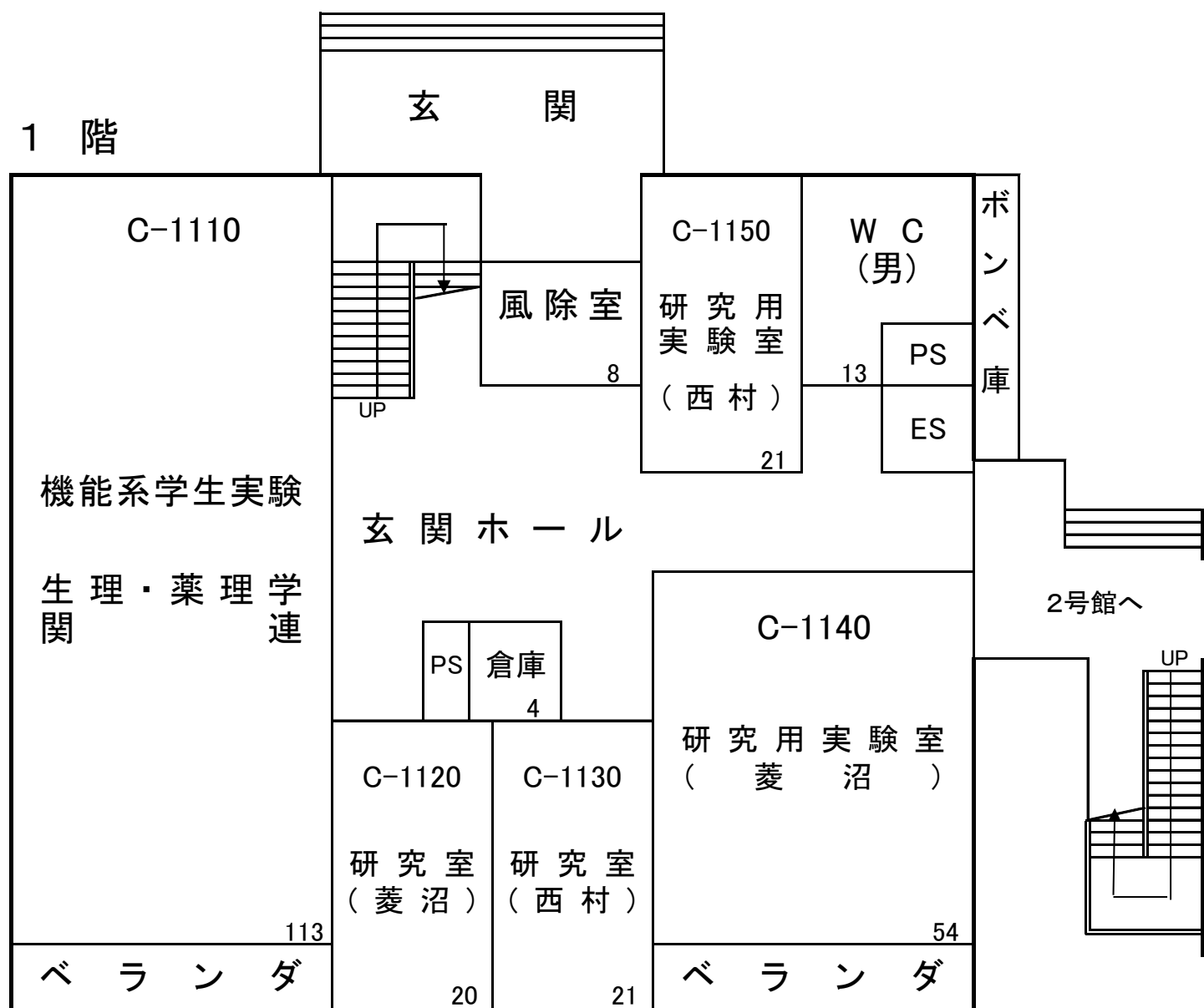
A-3610	化学実験系室		A-3612	準備室	21	A-3810	研究用実験室 (、上中)	A-3820	研究用実験室 (唐澤)	55	A-3830	微生物培養室	29	A-3840	W C (女)	A-3850	W C (男)		A-3851	リフレジニウム 田中・佐久間α	A-3860	遺体伝達室	20		A-3890	環境調整室	30	A-3910	研究用実験室 (岡、明石)	59	A-3920	研究用実験室 (岡、明石)	121		A-3790	研究用実験室 (田中、佐久間)	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

農学部2号館建物配置図

(鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター)



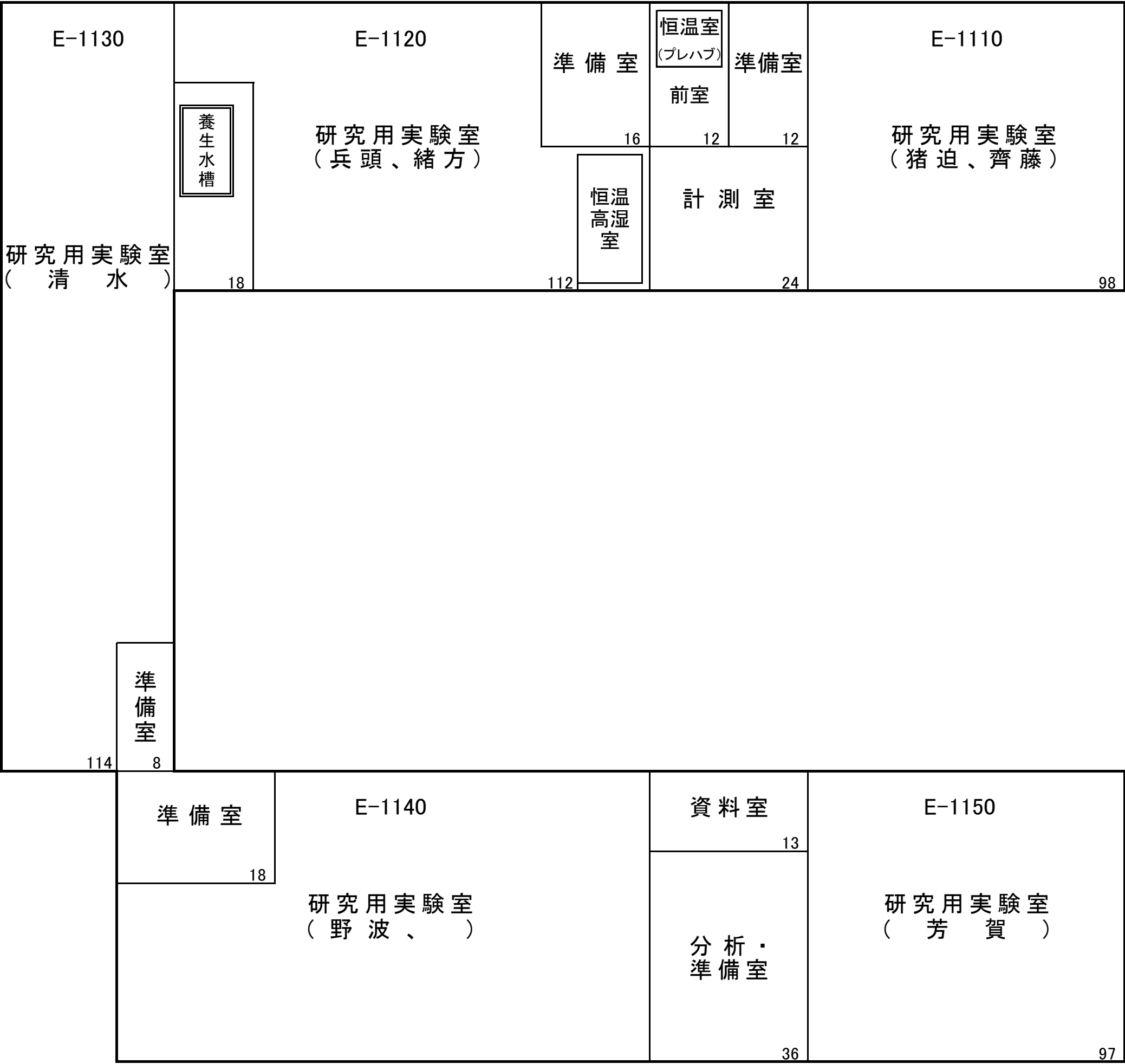
農学部3号館建物配置図



農学部4号館建物配置図

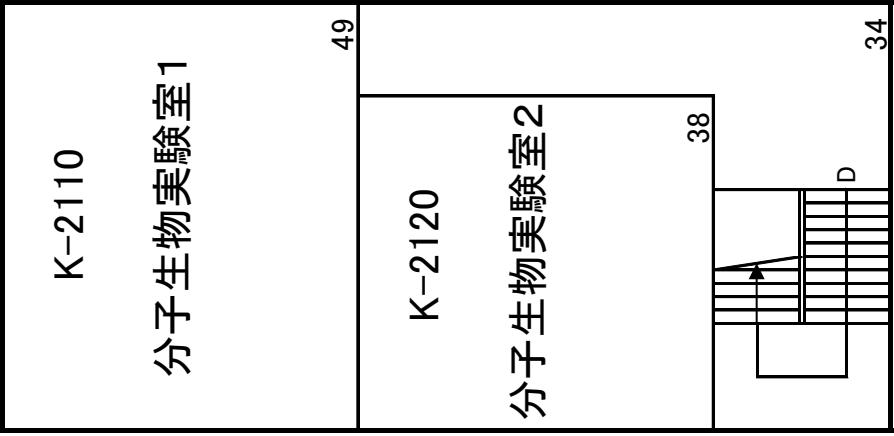


農学部5号館建物配置図

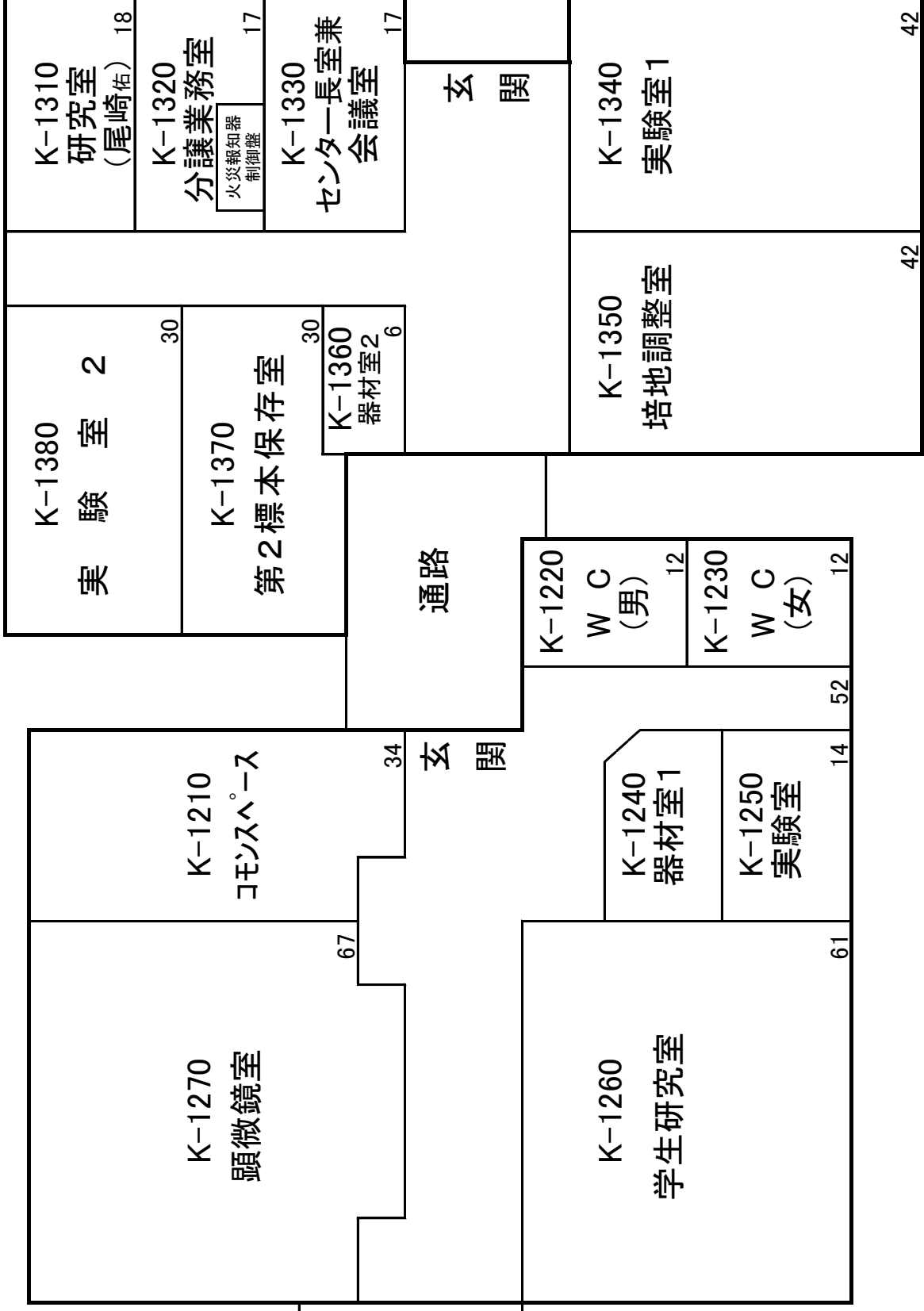
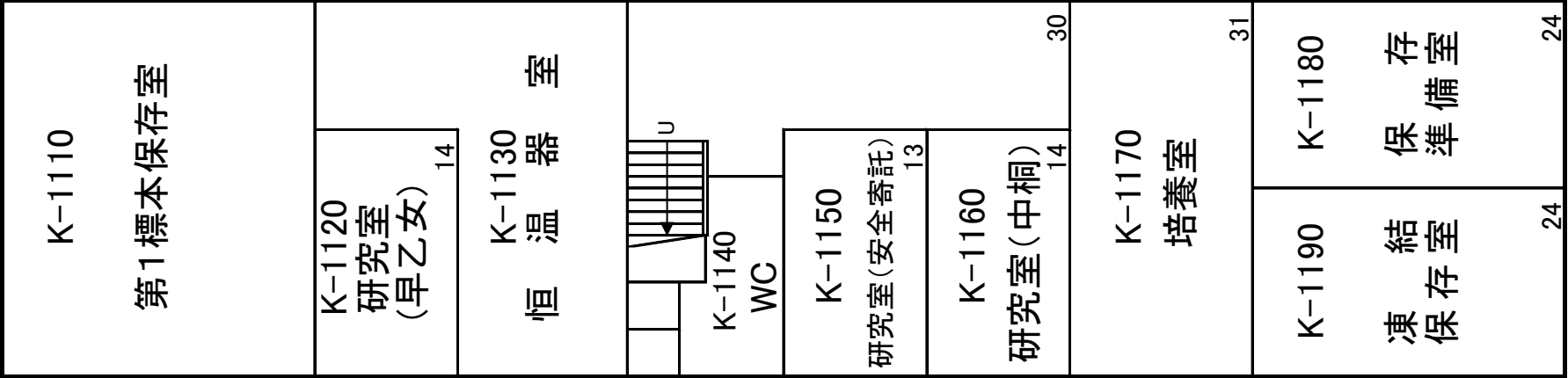


菌類きのこ遺伝資源研究センター建物配置図

2 階



1 階



フィールドサイエンスセンター本館配置図

1 階

H-1160 女子更衣室	H-1150 湯沸室 休憩室	H-1140 事務・技術職員室	玄関	H-1130 物置	H-1110 W.C (女)
12	13	28		H-1120 W.C	9
H-1170 男子更衣室	H-1180 化学実験室	H-1190 センター 長室	H-1200 技術 相談室	H-1210 倉庫	H-1220 W.C (男)
13	61	22	22	4	2

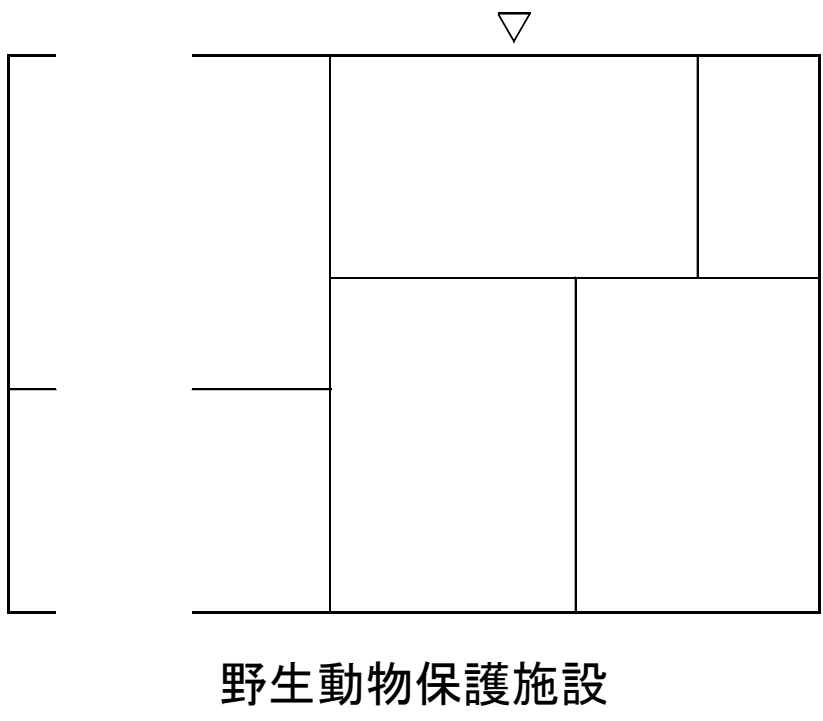
2 階

H-2160 学生研究室			H-2110 研究室 (木戸)
31			
H-2150 コモン スペース	H-2140 研究室 (近藤)	H-2130 研究室 ()	H-2120 研究室 (野波)

動物医療センター配置図

1 階

G-1300 研究室 (更衣室)	G-1330 更衣室 (女)	G-1320 更衣室 (男)
G-1340 洗濯室	G-1310 会議室	

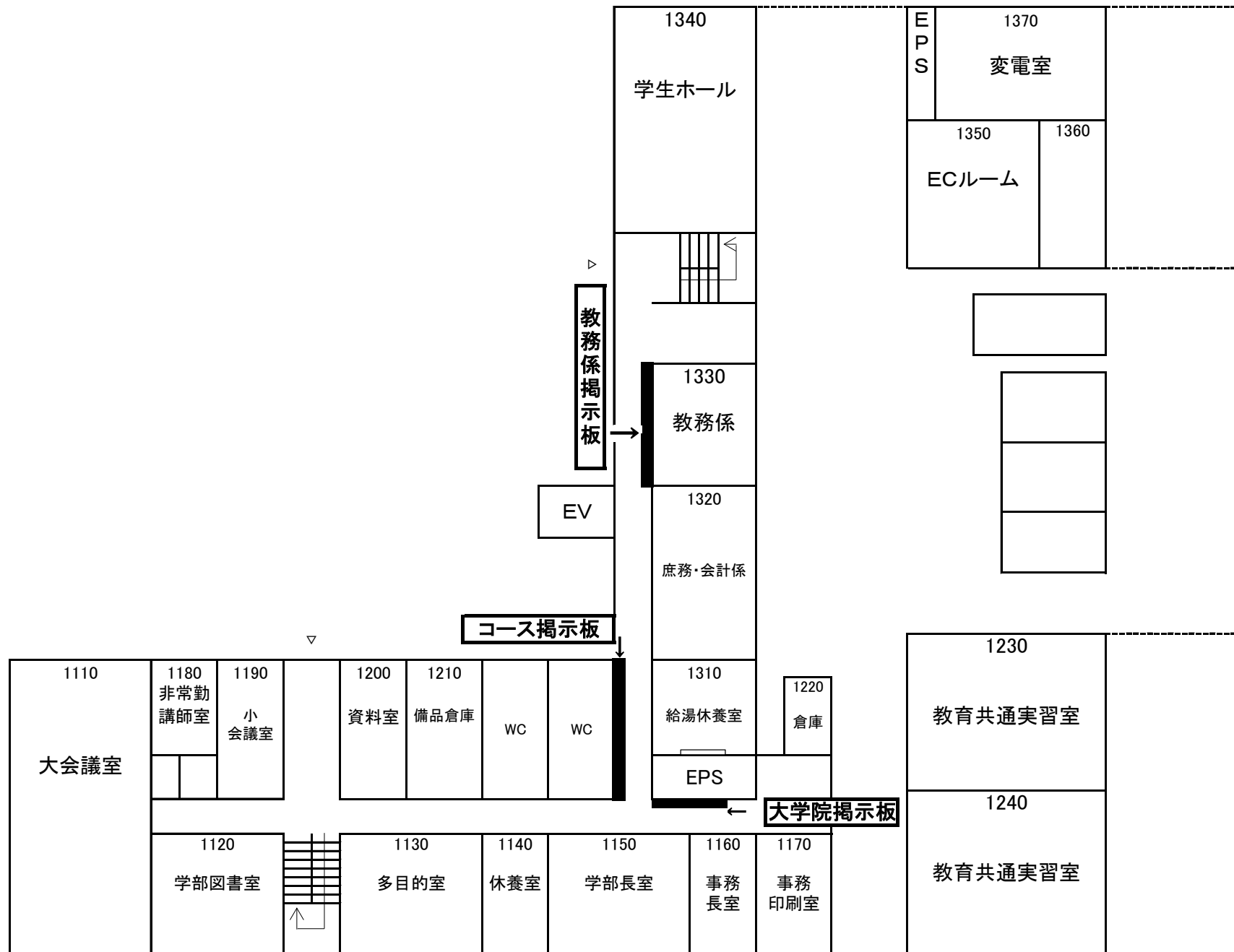


G-1220 手術 更衣室2		G-1210 手術 更衣室1	G-1190 手術前処理室・ICU室		G-1200 手術前処理室・ICU室	G-1170 C T 操作室	G-1180 C T 室		G-1120 洗 浄 ・ 滅 菌 室		G-1100 X 線 室 2		G-1090 X 線 室 1		G-1050 面談室		G-1040 風 除 室		G-1010a W C (男)														
G-1230 手術室前室						廊 下														G-1030 待 合 い ホール		G-1010b W C (女)											
G-1240 手術 室 1						G-1250 手術 室 2		G-1160 M R I 室		G-1150 M R I 操作室		エレベーター		G-1130 スタッフルーム		G-1080 薬 局		受 付 G-1070 事 務 室		G-1020 多 目 的 W C													
G-1270 大 動 物 手術準備室		G-1280 大 動 物 手 術 室																															
G-1290 実 習 室						G-1540 入 院 室 (犬)														G-1460 診 察 室 6		G-1450 診 察 室 5		G-1440 診 察 室 4		G-1430 診 察 室 3		G-1420 診 察 室 2		G-1410 診 察 室 1			
						G-1550 入 院 室 (猫)														G-1490 処 置 室										G-1470 超 音 波 検 査 室			
						G-1560 隔 離 室														G-1570 前 室		G-1530 内 視 鏡 ・ レーザ ー 治 療 室										G-1520 免 疫 療 法 室	
						G-1580 ボンベ室														機 械 室		風 除 室 2											

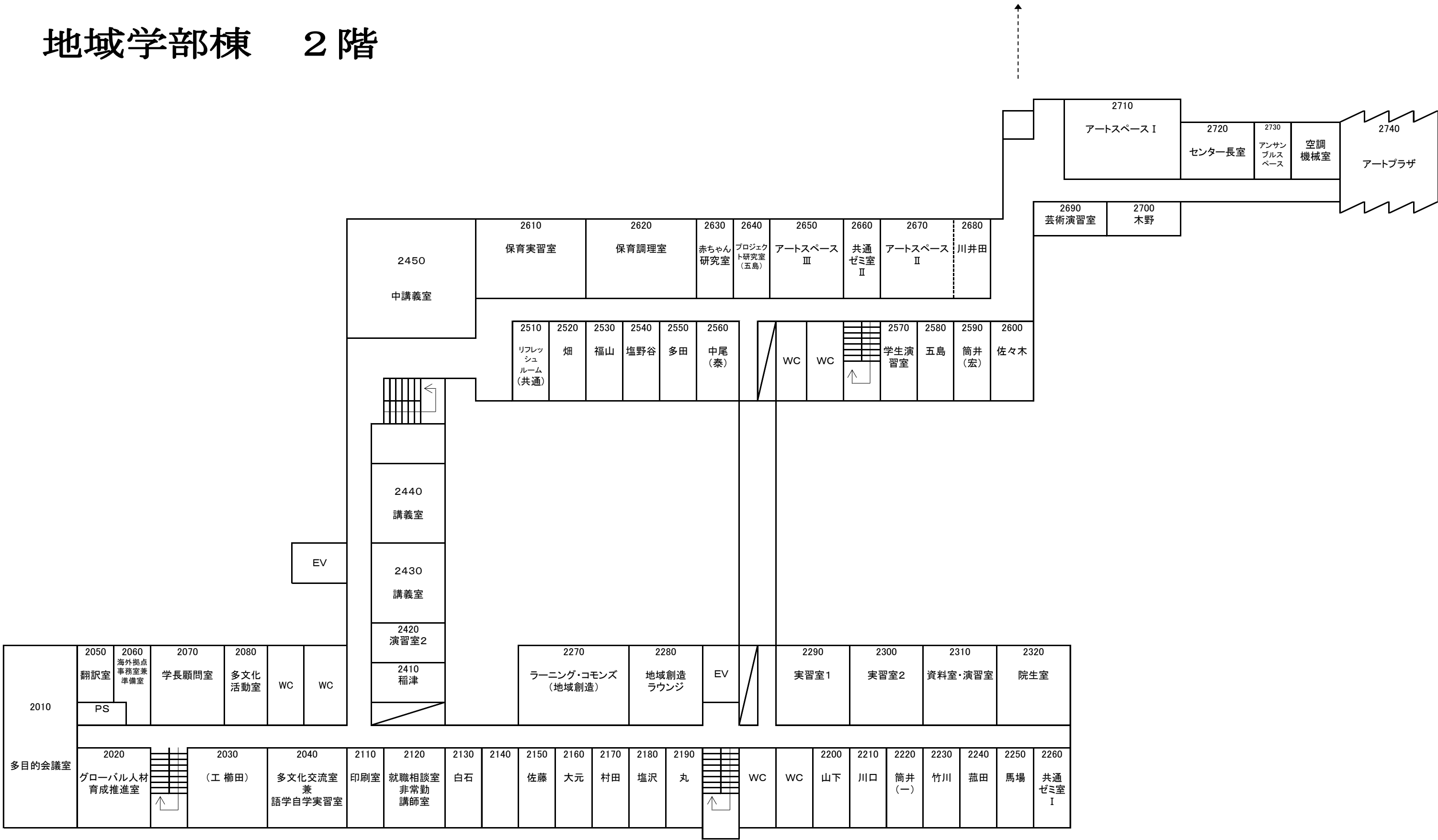
2 階

G-2060 研究用実験室 (、大崎智)	G-2050 研究用実験室 (山下)	G-2040 コモンスペース	G-2030 研究用実験室 (伊藤典、横江)	G-2020 研究用実験室 (、柄)	G-2010 研究用実験室 (、柄、天羽)	G-2190 W C (男) W C (女)
G-2170 研究用実験室 (、大崎智)	G-2160 研究室 (山下)	G-2150 研究室 ()	G-2140 研究室 (横江)	G-2130 更衣室 (女)	G-2120 研究室 (伊藤典)	G-2110 研究室 (大崎)
				階段室	G-2100 学生研究室	G-2090 学生研究室
					G-2080 学生研究室	G-2070 研究室 (柄)

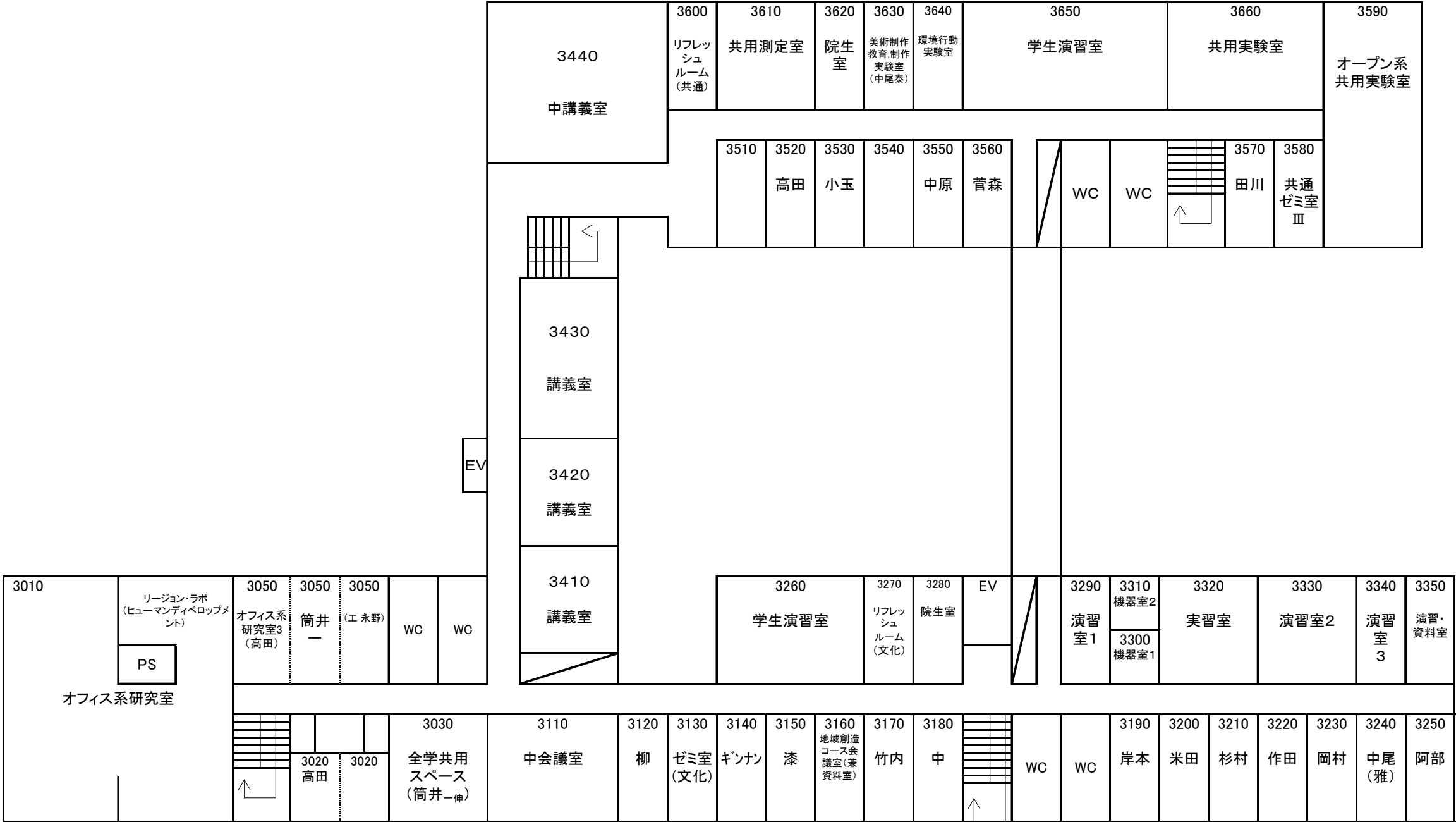
地域学部棟 1 階



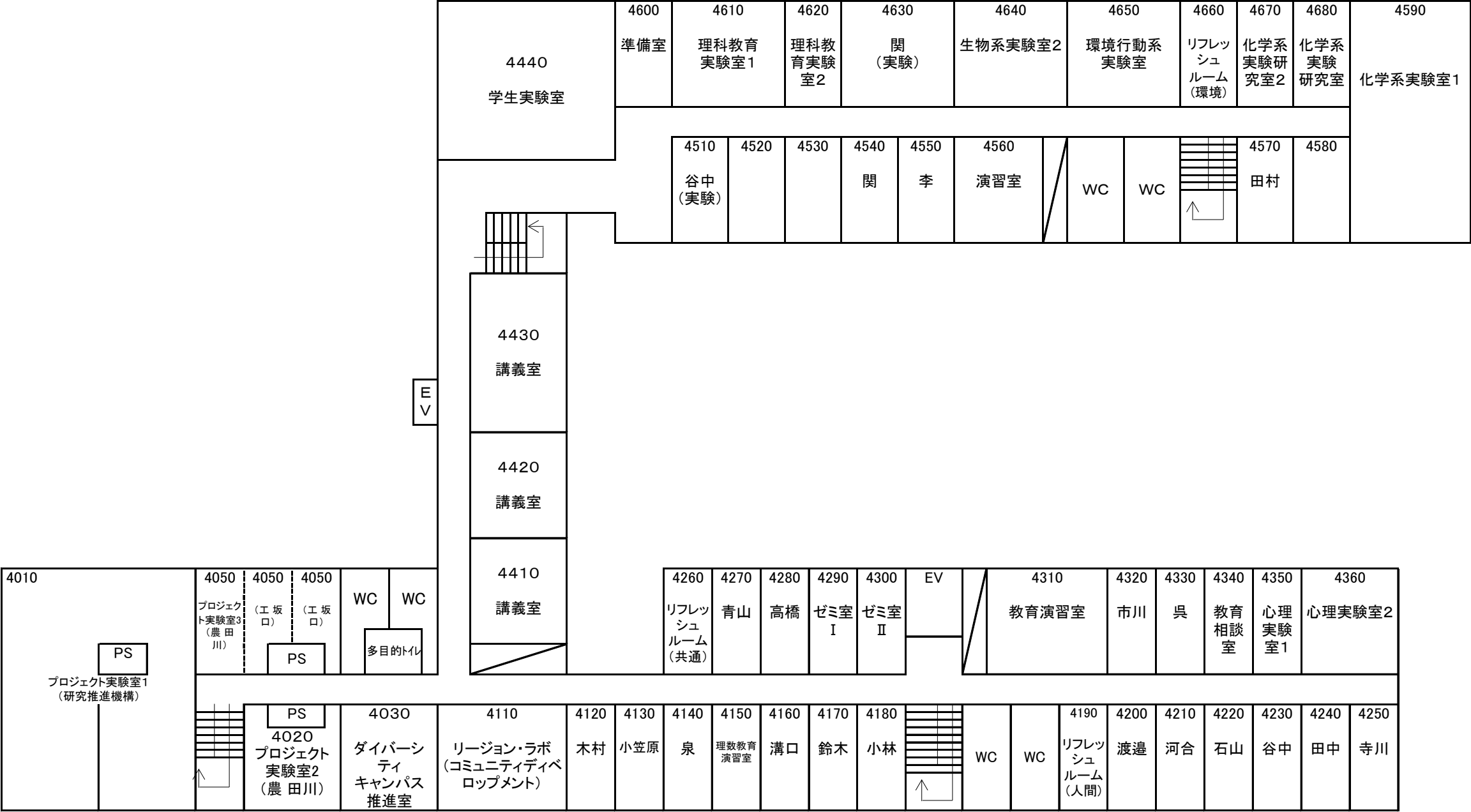
地域学部棟 2階



地域学部棟 3階



地域学部棟 4 階



地域学部棟 5 階

